

名古屋市公報

平成31年 2月20日

第1296号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話 [052] 972-2246
 編集兼
 発行人 名古屋市総務局法制課長

目

次

ページ

告

示

- 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の
縦覧 (住都・市街地整備課) (第64号) 2
- 名古屋市議会定例会の招集について (総務・総務課) (第65号) 3
- 兼用工作物管理協定(市道久屋大通・久屋大通公園)につい
て (緑土・緑地管理課) (第66号) 4
- 名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の事業計画の変更の
縦覧 (住都・市街地整備課) (第67号) 5
- 有料公園施設の無料開放について (緑土・緑地管理課) (第68号) 6
- 有料公園施設の無料開放について (観光・名古屋城総合事務所) (第69号) 7
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の
指定の解除 (財政・税制課) (第70号) 8

消 防 局 告 示

- 防火管理に関する講習の実施について (第1号) 9
- 防災管理に関する講習の実施について (第2号) 14

外 部 監 査 公 表

- 平成31年外部監査公表 (第1号) 18

公

告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課) 260
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課) 261
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告 (上下水・営業課) 262
- 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 263

名古屋市告示第64号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

平成31年2月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成31年2月13日から同月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前8時45分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第65号

名古屋市議会定例会の招集について

平成31年 2 月19日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成31年 2 月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第66号

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

平成31年 2月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協定の名称

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）

2 協定の内容

市道久屋大通と久屋大通公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担について

3 協定の効力発生日

平成31年 2月 1日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第67号

名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

平成31年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成31年 2月15日から同月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第68号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第2号の規定により、天皇陛下御在位三十年記念慶祝事業の実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料開放しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

白鳥公園白鳥庭園

徳川園庭園

2 期日

平成31年 2月24日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第69号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第2号の規定により、天皇陛下御在位三十年記念慶祝事業の実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料開放しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設の名称
名城公園名古屋城

- 2 期日
平成31年 2月24日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第70号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

平成31年 2 月15日

名古屋市長 河 村 た か し

要件に該当しなくなった者の名称	要件に該当しなくなった者の所在地	要件に該当しなくなった日
学校法人尾張学園	名古屋市瑞穂区高田町 4 丁目19番地	平成30年 9 月 1 日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市消防局告示第 1号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3条第 1項第 1号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第 2号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

平成31年 2月13日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 日時、場所及び定員

(1) 甲種防火管理講習

ア 甲種防火管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	平成31年 4月18日（木） 及び同月19日（金）	第 1日目 午前 9時30分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 322名
第 2回	平成31年 5月20日（月） 及び同月21日（火）	第 2日目 午前 9時30分から 午後 4時30分まで		
第 3回	平成31年 6月 1日（土） 及び同月 2日（日）			
第 4回	平成31年 6月24日（月） 及び同月25日（火）			
第 5回	平成31年 7月19日（金） 及び同月20日（土）			
第 6回	平成31年 8月21日（水） 及び同月22日（木）			
第 7回	平成31年 9月11日（水） 及び同月12日（木）			
第 8回	平成31年10月28日（月） 及び同月29日（火）			
第 9回	平成31年11月18日（月） 及び同月19日（火）			

第10回	平成31年12月 3日 (火) 及び同月 4日 (水)		
第11回	平成32年 1月16日 (木) 及び同月17日 (金)		
第12回	平成32年 2月 3日 (月) 及び同月 4日 (火)		
第13回	平成32年 3月 7日 (土) 及び同月 8日 (日)		

イ 甲種防火管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	平成31年 4月16日 (火)	午後 1時20分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	平成31年 5月29日 (水)			
第 3回	平成31年 6月20日 (木)			
第 4回	平成31年 7月29日 (月)			
第 5回	平成31年 8月19日 (月)			
第 6回	平成31年 9月20日 (金)			
第 7回	平成31年10月30日 (水)			
第 8回	平成31年12月12日 (木)			
第 9回	平成32年 1月14日 (火)			
第10回	平成32年 2月14日 (金)			
第11回	平成32年 3月16日 (月)			

(2) 乙種防火管理講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	平成31年 4月15日 (月)	午前 9時30分から 午後 4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	平成31年 5月28日 (火)			
第 3回	平成31年 7月 7日 (日)			
第 4回	平成31年 9月 4日 (水)			
第 5回	平成31年10月19日 (土)			
第 6回	平成31年12月 6日 (金)			
第 7回	平成32年 2月27日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 甲種防火管理講習

(ア) 甲種防火管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	平成31年 2月13日（水）から 同年 4月 8日（月）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	平成31年 2月13日（水）から 同年 5月10日（金）まで		
第 3回	平成31年 2月13日（水）から 同年 5月22日（水）まで		
第 4回	平成31年 2月13日（水）から 同年 6月14日（金）まで		
第 5回	平成31年 2月13日（水）から 同年 7月 9日（火）まで		
第 6回	平成31年 2月13日（水）から 同年 8月11日（日）まで		
第 7回	平成31年 2月13日（水）から 同年 9月 1日（日）まで		
第 8回	平成31年 2月13日（水）から 同年10月18日（金）まで		
第 9回	平成31年 2月13日（水）から 同年11月 8日（金）まで		
第10回	平成31年 2月13日（水）から 同年11月23日（土）まで		
第11回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 1月 6日（月）まで		
第12回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 1月24日（金）まで		
第13回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 2月26日（水）まで		

(イ) 甲種防火管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	平成31年 2月13日（水）から 同年 4月 6日（土）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び
第 2回	平成31年 2月13日（水）から 同年 5月19日（日）まで		

第 3回	平成31年 2月13日（水）から 同年 6月10日（月）まで	消防署出張所
第 4回	平成31年 2月13日（水）から 同年 7月19日（金）まで	
第 5回	平成31年 2月13日（水）から 同年 8月 9日（金）まで	
第 6回	平成31年 2月13日（水）から 同年 9月10日（火）まで	
第 7回	平成31年 2月13日（水）から 同年10月20日（日）まで	
第 8回	平成31年 2月13日（水）から 同年12月 2日（月）まで	
第 9回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 1月 4日（土）まで	
第10回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 2月 4日（火）まで	
第11回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 3月 6日（金）まで	

イ 乙種防火管理講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	平成31年 2月13日（水）から 同年 4月 5日（金）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防局予防部予防課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	平成31年 2月13日（水）から 同年 5月18日（土）まで		
第 3回	平成31年 2月13日（水）から 同年 6月27日（木）まで		
第 4回	平成31年 2月13日（水）から 同年 8月25日（日）まで		
第 5回	平成31年 2月13日（水）から 同年10月 9日（水）まで		
第 6回	平成31年 2月13日（水）から 同年11月26日（火）まで		
第 7回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 2月17日（月）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面

上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの) 2枚を持参してください。

ウ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 甲種防火管理新規講習

2,000円

(2) 甲種防火管理再講習

1,500円

(3) 乙種防火管理講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第 2号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第 1項第 1号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習は、次のとおり実施します。

平成31年 2月13日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 日時、場所及び定員

(1) 防災管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	平成31年 5月13日（月）	午前 9時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	平成31年10月15日（火）			
第 3回	平成32年 2月13日（木）			

(2) 防災管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	平成31年 5月 8日（水）	午後 1時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	平成31年 9月30日（月）			
第 3回	平成32年 2月21日（金）			

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	平成31年 4月22日（月） 及び同月23日（火）	午前 9時15分から 午後 5時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番	各回 322名

第 2回	平成31年 5月15日 (水) 及び同月16日 (木)	13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	
第 3回	平成31年 6月18日 (火) 及び同月19日 (水)		
第 4回	平成31年 8月 8日 (木) 及び同月 9日 (金)		
第 5回	平成31年10月 5日 (土) 及び同月 6日 (日)		
第 6回	平成31年12月16日 (月) 及び同月17日 (火)		
第 7回	平成32年 2月17日 (月) 及び同月18日 (火)		

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	平成31年 5月27日 (月)	午後 1時30分から 午後 5時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	平成31年 8月30日 (金)			
第 3回	平成31年11月26日 (火)			
第 4回	平成32年 2月20日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 防災管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	平成31年 2月13日 (水) から 同年 5月 3日 (金) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	平成31年 2月13日 (水) から 同年10月 5日 (土) まで		
第 3回	平成31年 2月13日 (水) から 平成32年 2月 3日 (月) まで		

イ 防災管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	平成31年 2月13日 (水) から 同年 4月28日 (日) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び
第 2回	平成31年 2月13日 (水) から 同年 9月20日 (金) まで		

第 3回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 2月11日（火）まで	消防署出張所
------	--------------------------------------	--------

ウ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	平成31年 2月13日（水）から 同年 4月12日（金）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	平成31年 2月13日（水）から 同年 5月 5日（日）まで		
第 3回	平成31年 2月13日（水）から 同年 6月 8日（土）まで		
第 4回	平成31年 2月13日（水）から 同年 7月29日（月）まで		
第 5回	平成31年 2月13日（水）から 同年 9月25日（水）まで		
第 6回	平成31年 2月13日（水）から 同年12月 6日（金）まで		
第 7回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 2月 7日（金）まで		

エ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	平成31年 2月13日（水）から 同年 5月17日（金）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	平成31年 2月13日（水）から 同年 8月20日（火）まで		
第 3回	平成31年 2月13日（水）から 同年11月16日（土）まで		
第 4回	平成31年 2月13日（水）から 平成32年 2月10日（月）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所に
備付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面
上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの） 2枚を持
参してください。

ウ 防災管理再講習並びに甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せ

て実施する講習の申込みに際しては、該当する講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 防災管理新規講習

1,500円

(2) 防災管理再講習

1,500円

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2,000円

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

平成31年外部監査公表第 1 号

外部監査人伊藤倫文から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の38第 3 項の規定により公表します。

平成31年 2 月15日

名古屋市監査委員	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成30年度 名古屋市包括外部監査結果報告書

「名古屋市の公園・緑地及び公園・緑地内施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について」

平成31年2月

名古屋市包括外部監査人

弁護士 伊 藤 倫 文

目 次

第 1 章	総論.....	1
第 1	監査の概要.....	1
1	監査期間.....	1
2	監査人.....	1
3	外部監査の種類.....	1
4	監査契約の内容.....	1
5	選定した特定の事件.....	1
6	監査対象事件を選定した理由及び監査事項.....	2
7	監査の手法・対象.....	4
8	利害関係.....	5
第 2	報告書の構成.....	5
1	構成.....	5
2	監査結果・監査意見.....	6
第 2 章	名古屋市における公園事業.....	7
第 1	名古屋市の公園.....	7
1	公園の意義.....	7
2	公園の現状.....	7
3	公園事業に関する費用.....	8
第 2	名古屋市の公園に対する取組み.....	14
1	なごや緑の基本計画 2 0 2 0.....	14
2	名古屋市公園経営基本方針.....	14
3	名古屋市公園経営事業展開プラン.....	15
第 3	民間活力導入体制の整備.....	15
1	民間活力導入体制の整備の内容.....	15
2	公園管理と民間活力の導入.....	16
第 4	民間活力の導入の具体例.....	17
1	競争性を導入した自動販売機の設置.....	17
2	公園駐車場への経営的視点の導入.....	21
第 3 章	公園の整備.....	32

第 1	はじめに.....	32
1	公園整備の概要.....	32
2	長期未整備公園緑地.....	36
第 2	整備費.....	37
1	大公園整備費及び小公園整備費の内訳.....	37
2	予算と決算額の差異について.....	38
第 3	個別公園の監査.....	42
1	船頭場公園.....	43
2	小幡稲荷公園（旧名称 北屋敷公園）.....	47
第 4	長期未整備公園緑地に対する具体的取組内容.....	54
1	長期未整備公園緑地解消に向けた名古屋市の取り組み.....	54
2	整備プログラムの問題点.....	63
第 5	小幡稲荷公園の整備費～入札について～.....	76
1	平成 27 年度、平成 28 年度の入札状況.....	77
2	入札手続、入札監視等委員会.....	78
3	まとめ.....	84
第 4 章	公園の管理.....	85
第 1	オアシス 2 1.....	86
1	オアシス 2 1 の概要.....	86
2	公園等の管理方法.....	96
3	指定管理業務の収支内容について.....	104
4	修繕行為について.....	111
5	栄公園振興株式会社のオアシス 2 1 における事業.....	123
第 2	久屋大通公園久屋大通庭園（フラリエ）.....	131
1	施設概要.....	131
2	フラリエ開園前の経緯.....	133
3	フラリエ指定管理者基本協定書の締結.....	141
4	指定管理者の収支.....	149
5	還元金の取扱変更.....	152
6	中庭に設置されているテント及びテーブル、椅子の取扱い.....	154

第3	久屋大通公園.....	156
1	久屋大通公園概要.....	156
2	久屋大通公園の利用に伴う収入.....	161
3	久屋大通公園の管理状況.....	179
4	久屋大通公園の現状の課題と再整備の動き.....	184
第4	名城公園（北園）.....	188
1	はじめに.....	188
2	名城公園（北園）の従前の管理状況.....	190
3	民間活力による新たな試み.....	194
4	現在の名城公園（北園）.....	200
第5	鶴舞公園.....	200
1	施設概要.....	200
2	予算・決算.....	202
3	指定管理.....	203
4	名古屋市緑化センター.....	206
5	有料公園施設.....	208
6	鶴舞公園多目的グラウンド（テラスポ鶴舞）.....	218
7	公園案内センター.....	220
8	鶴舞公園内の売店（飲食店）.....	226
9	なごやかベンチ事業.....	230
10	自主事業.....	231
第6	その他.....	233
1	緑の協働事業実施業務委託.....	233
2	なごや西の森づくり感謝祭企画運営業務委託.....	235

第1章 総論

第1 監査の概要

1 監査期間

平成30年 6月12日から平成31年 2月 8日まで

2 監査人

名古屋市包括外部監査人	伊 藤 倫 文（弁護士）
同補助者	庄 司 俊 哉（弁護士）
同補助者	福 本 剛（弁護士）
同補助者	竹 内 千賀子（弁護士）
同補助者	川 瀬 裕 久（弁護士）
同補助者	後 藤 久 貴（公認会計士・税理士）
同補助者	後 藤 聡（税理士）

3 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に規定する包括外部監査契約に基づく
監査

4 監査契約の内容

(1) 監査費用

7,386,000円

なお、監査費用のなかには、執行費用のほか、旅費、関係人出頭費用
及び報告書印刷費等も含まれている。

(2) 監査期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日

5 選定した特定の事件

名古屋市の公園・緑地及び公園・緑地内施設等についての整備、維持管
理等における財務の執行状況について

6 監査対象事件を選定した理由及び監査事項

平成30年度の包括外部監査の対象として上記事件を選定した理由は以下のとおりである。

(1) 外部監査における基本的視点

包括外部監査制度は、行政に対する住民の信頼性を確保するための制度であり、外部の専門家の視点から、適正に行政がなされているかを監査し、効率的な行政の実現も期待されているものである。

そのため、住民の関心があるもの、当該自治体の重点施策としているもの、あるいは、現在及び将来の行政課題となっているもののなかから、監査の必要が高いと思われる対象事件を選定した。

(2) 名古屋市における関心事・課題

ア 名古屋市では、平成30年 4月 1日現在、1,467か所、総面積1,295.04haの都市公園が整備されているが、公園は、緑豊かな空間をもたらし、市民生活に潤いと安らぎを与え、憩いや遊び、スポーツ、自然との触れ合いの場を提供する、身近で重要な公共施設である。

そのため、「なごや緑の基本計画2020」（平成23年 3月）のなかでは、「都市公園の利活用の推進」がうたわれ、平成24年 6月には「名古屋市公園経営基本方針」が策定され、それを受けて、平成25年7月に、平成25年度から10年間に渡る「公園経営事業展開プラン」が策定され、そのなかでは、民間活力の導入も期待されている。

イ そして、名古屋市では、市の中心にそびえ立つテレビ塔が、久屋大通公園に位置していて、同公園の一部であるオアシス21は、CMやドラマ撮影でも利用され、観光客にも人気スポットであるが、この久屋大通公園にも、民間活力の導入が進められている。

具体的には、久屋大通公園の南端に位置する久屋大通庭園は、平成10年に「ランの館」として開館したが、平成25年には閉館し、その後、提案募集をして、別の形態での公園（フラリエ）として存続している。また、久屋大通公園の在り方も検討され、同公園北部については、平成29年の都市公園法の改正で認められたPark-PFIを導入し、民間業者による一括管理が進められている。

このように、名古屋市の中心に位置する久屋大通公園が大きく変わろうとしており、市民にとっても極めて関心が高い。

ウ 上記のとおり、公園の管理方法への関心も高いが、一方では、新たな公園緑地の整備には、土地の確保から始める必要があり、多大な資金と時間を要する。

そのため、計画された公園の整備がなかなか進まず、長期間未整備となっている都市計画公園緑地の見直しなども必要であり、名古屋市では、平成20年 3月に「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定して、10年単位での見直しを検討し、更に、平成30年 3月に同プログラムを改訂し、第2次プログラムを策定している。

このような公園未整備問題も、大きな課題であり、対象地区の住民にとっては、どのように整備が進むのかは極めて大きな問題である。

エ 以上のとおり、公園については、その管理方法への関心が高いとともに、整備を進めていくことができていない未整備公園の問題もある。

しかも、予算は減額になっているとはいえ、平成29年度当初予算でも、公園の整備費が6,524,243千円（公園整備費6,677,213千円のうち事務費を除いた金額）公園の維持管理費が4,113,405千円（公園維持管理費4,279,642千円のうち、墓地公園の管理運営費を除いたもの）となっている。

オ ところが、従前、外部監査の対象として公園自体が取り上げられることもあまりなかったため、

① 長期末整備公園緑地について、都市計画の見直しを含めて検討がなされているが、長期末整備公園緑地の整備が適正、効率的、有効的になされているのか

② 公園の維持管理が、指定管理、委託の方法を含め、適正、効率的、有効的になされているか

等を中心に監査を実施することにより、今後の適正な公園運用に資することができると考え、特定事件（監査テーマ）とした。

7 監査の手法・対象

(1) 具体的な監査方法

監査の方法としては、担当課からのヒアリング・資料提供、現地調査などを行い、対象公園の事務所なども訪れ、具体的な施設管理状況なども確認した。

(2) 具体的な監査対象

ア 本監査においては、公園事業全体をみたうえで、公園整備、公園管理について、監査をした。

イ 公園整備については、名古屋市が平成20年 3月に策定した「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」と10年後である平成30年 3月に策定した「同プログラム（第2次）」の内容の検討をしたうえで、平成29年度の公園整備費の予算額が、大公園（4ha以上）で一番高額であった船頭場公園と、小公園（4ha未満）について、個別に監査を行った。

ウ 公園管理については、1つは、名古屋市の中心に位置する久屋大通公園を取り上げ、管理方法を監査するとともに、民間活力をするための試みとがとられているので、その内容についても触れる。

また、名古屋で一番古く、名古屋市の公園事業に関係が古い公益財団法人名古屋市みどりの協会の事務所がある鶴舞公園について、監査する。

そして、民間活力導入の1つとして、名古屋城のある名城公園の北側（北園）の一部についても、事業提案を受けて、新たな管理が進められているので、それについても触れる。

エ なお、当初は、公園を中心に上げたうえで、

- ① 平成29年度予算でも緑化推進費が3,309,887千円計上され、そのなかで、みどりの補助金として、民有地の緑化助成事業を行っていること
- ② 公益財団法人名古屋市みどりの協会では、名古屋緑化基金として約920,000千円を保有し、民有地の緑化事業の助成などを行っており、同基金には名古屋市の補助金も含まれていること

などの点から、「名古屋市緑化政策における補助金支出等の財務の執行状況」を検討した。

しかし、調査をしたところ、現在、名古屋市から、上記名古屋緑化基金への補助金の支出はなされておらず、みどりの補助金についても、個別の民有地への補助金支出にとどまるものであったため、特に、監査の必要性がないと考え、監査対象にはしていない。

(3) 引用法令

名古屋市においては、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例15号）を制定しているが、「久屋大通のにぎわいを創出し魅力を向上させるため、久屋大通公園の設置及び管理等に関し」、上記名古屋市都市公園条例の特例として、平成29年10月16日、名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例48号）を制定した。

そして、同条例は、平成31年 1月 1日施行されているが、本報告書は、平成29年度の財務の執行等を監査するものであるため本報告書において、久屋大通公園に関する監査を行う場合においても（第4章の「第1 オアシス21」「第2 久屋大通公園久屋大通庭園（フラリエ）」「第3 久屋大通公園」）、基本的に、当該財務執行等に適用されていた名古屋市都市公園条例を引用することにした。

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法 252条の29の規定による利害関係はない。

第2 報告書の構成

1 構成

第2章で、名古屋市における公園事業全体に触れたうえ、第3章では、公園整備、第4章では公園管理について、監査をした。

そして、公園整備については、未整備公園問題を中心に上げ、公園管理については、民間活力導入の点に力点をおいている。

そのなかで、具体的に監査の対象としては、前記のとおり、公園整備の

関係では、船頭場公園、小幡稻荷公園を取り上げ、公園管理の関係では、順次、オアシス 21、久屋大通公園久屋大通庭園（フラリエ）、久屋大通公園（グリーンベルト地帯）、鶴舞公園を取り上げたほか、名城公園（北園）にも簡単に触れた。

2 監査結果・監査意見

本報告書においては、監査をしていくなかで、【指摘】【意見】を分けて記載したが、違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては【指摘】に、直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが、適正性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、検討が望まれるものについては【意見】に記載した。

第2章 名古屋市における公園事業

第1 名古屋市の公園

1 公園の意義

都市における緑のオープンスペースである公園は、市民の暮らしに様々な効果等をもたらしており、名古屋市においても、その効果は、大きく2つの視点でとらえることができるとしている。

(1) 利用効果

- ア 休養・休息の場
- イ 教養、文化活動等様々な余暇活動の場
- ウ 子どもの健全な育成の場・競技・スポーツ健康運動の場
- エ 災害時の避難場所

(2) 存在効果

- ア 緑の適切な配慮による良好な町並みの形成
- イ 緑陰の提供、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の改善
- ウ 雨水流出量の調整・洪水の予防
- エ 都市景観に潤いと秩序を与える
- オ 行楽・観光の拠点
- カ 生物の生息環境

2 公園の現状

市が管理する公園は、平成5年4月1日現在で、1,174箇所、合計1,036.60haであったところ、平成30年4月1日には、下記のとおり、1,467箇所、合計1,295.04haとなっており、この25年間で、293箇所が増え、258.44haが新たに公園として整備されたことになる。

■名古屋市の都市公園の概要（平成30年4月1日現在）

種類		内容	整備状況
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25haを標準とする。	1,235箇所 272ha
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住	103箇所 173ha

		する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は 2haを標準とする。	
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は 4haを標準とする。	27箇所 152ha (白川公園、土古公園、呼続公園等)
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。	7箇所 231ha (庄内緑地、名城公園、鶴舞公園、荒子川公園、戸田川緑地、猪高緑地、天白公園)
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。	4箇所72ha (瑞穂公園、新茶屋川公園、日光川公園、稲永公園)
	河川敷緑地	一般の運動などの利用を目的として、広い河川敷にサイクリング、ジョギングなど運動ができる施設をもつ公園をいう。	21箇所 136ha (天白川緑地、矢田川橋緑地等)
	特殊公園	動植物公園、大通公園、歴史公園、墓園	6箇所 202ha (東山公園、若宮大通公園、久屋大通公園、宮の渡し公園、松重閘門公園、平和公園)
	その他	緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道	64箇所57ha
合計			1,467箇所 1,295ha

3 公園事業に関する費用

(1) 公園事業に関する費用の位置づけ（予算）

ア 公園事業に関する予算は、緑政土木費のなかの緑政費に含まれる。

名古屋市の平成29年度の一般会計予算額は、1,171,188,000千円（予算合計は2,250,549,338千円）であるが、緑政土木費は、65,161,647千円であり、名古屋市全体の予算のなかの約 5.56パーセントである。

そして、緑政土木費の内訳は下記のとおりである。

款 項	(千円)
緑政土木費	65,161,647
1 土木管理費	8,018,310
2 道路橋りょう費	22,029,525
3 街路費	8,308,962
4 治水費	7,033,274
5 緑政費	18,209,591
6 農政費	1,561,985

イ このうち、緑政費の内訳は、下記のとおりであるが、このうち、公園内の名城公園フラワープラザ、荒子川公園ガーデンプラザなどの緑化の普及啓発を目的とする部分の管理については、緑化推進費のなかに含まれるが、公園に関する主な事業費としては、公園維持費のなかに含まれる公園の維持管理費、公園整備費（事務費、公園の整備等）であり、その他には、動植物公園である東山公園については、別途東山総合公園費として、予算計上されている（下記の表のなかで、公園維持費、公園整備費の部分のみ項目を記載）。

緑政費	18,209,591	(千円)
緑化推進費	3,309,887	
公園維持費	4,279,642	
〔公園の維持管理費	4,113,405	〕
墓地公園の管理費	166,237	
公園整備費	6,677,213	
〔事務費	152,970	〕
公園の整備費	6,524,243	
東山総合公園費	3,295,260	
墓地公園整備事業会計支出金	647,589	

ウ そして、公園維持費のなかの墓地公園に係る部分を除いた公園の維持管理費と、公園整備費（事務費、公園の整備費）の内訳は、次のとおりになっている。

公園の維持管理費		4, 113, 405	(千円)
公園施設等の維持管理工事費		915, 232	
公園除草始めの各種委託費		1, 297, 949	
公園の適正管理等に係る経費		73, 858	
鶴舞公園の管理運営費		168, 628	
中村公園の管理運営費		49, 680	
久屋大通庭園の管理運営費		25, 754	
オアシス 2 1 の管理運営費		78, 011	
荒子川公園の管理運営費		38, 398	
庄内緑地の管理運営費		68, 373	
白鳥庭園の管理運営費		97, 250	
日光川公園の管理運営費		234, 158	
戸田川緑地の管理運営費		97, 385	
徳川園の管理運営費		117, 378	
名城公園の維持管理費等		171, 078	
公園維持管理用光熱水費その他の経費		680, 273	

公園整備費		6, 677, 213 (千円)	
事務費 152, 970	職員11人の人件費	88, 540	
	事業に伴う物件費	24, 281	
	名古屋市土地開発公社に対する利子補給等	40, 149	
公園の整備費 6, 524, 243	船頭場公園始めの大公園 (4ha以上) 整備費	6, 205, 179	
	小幡稲荷公園始めの小公園 (4ha未満) 整備費	308, 700	
	オアシスの森づくりに係る 経費	7, 764	
	緑地整備の検討に係る経費	2, 600	

	(世界の「A I O I Y A M A」プロジェクト)	
--	------------------------------	--

※ オアシスの森づくりに係る経費、緑地整備の検討に係る経費（世界の「A I O I Y A M A」プロジェクト）は後記(2)のウのイ）のb）参照。

(2) 公園事業に関する費用の内容

ア 公園整備費と公園の維持管理費

ア) 公園として供用するまでに必要な費用が公園整備費であり、そのなかには、施設整備費と用地費が含まれる。ただ、施設整備費のなかには、新規に公園を整備する費用のほか、一旦、公園として供用した後の既存の公園を面的に改良再整備する費用も含まれる。更に施設整備費の中には、新規、再整備に要する工事請負費のほか、測量や設計に要する委託料なども含まれる。

そして、用地費のなかには、市が取得する土地（直買土地）取得費、土地開発公社や市の特別会計で先行取得した土地を市が再取得する土地（再取得土地）取得費のほか、物件移転補償費なども含まれる。

イ) 一方、公園として供用後に行う、公園の維持管理、施設の修理などに要する費用が公園維持費である。

イ 公園の維持管理費

公園維持費のなかでは、指定管理者によって管理されている公園については、個別に管理運営費が計上され、その他は、市が直営で管理している公園の維持管理にかかる費用である。

なお、予算額4,279,642千円の財源としては、国・県支出金183,560千円が予定されており、それ以外は、一般財源3,270,059千円のほか、地方債171,000千円、その他655,023千円となっている。

ウ 公園整備費

公園整備費の予算額6,677,213千円については、国・県支出金が1,249,467千円が予定されており、それ以外は、一般財源1,128,746千円のほか、地方債で4,299,000千円が予定されている。

ア) 事務費

人件費は、事務職員 3人、技術職員 8人の合計11人の職員給与であり、事業に伴う物件費は、旅費、消耗品費等である。

そして、名古屋市土地開発公社に対する利子補給等は、公園整備のために、土地開発公社が対象地を先行取得するにあたっての同公社の借入金の利子補給と事務費である。

イ) 公園の整備費

a) 公園の整備費については、各公園の整備に要する費用が計上されており、平成29年度においては、大公園のなかで一番費用を要したのが船頭場公園の整備費（1,776,406千円）であり、小公園のなかでは、小幡稻荷公園の整備費（76,500千円）であった。この整備費については、後記第 3章で触れる。

b) そして、それ以外の整備費としては、オアシスの森づくりに係る経費が7,764千円、緑地整備の検討に係る経費（世界の「A I O I Y A M A」プロジェクト）が2,600千円となっている。

※ オアシスの森づくり事業

都市計画決定した公園・緑地内において、事業に着手するまでの間、民有樹林地を借地し、その保全や早期市民供用等を図る事業。既に、平成10年 3月には相生山緑地（天白区）の一部（約20ha）、平成13年 4月には猪高緑地（名東区）の一部（約15ha）、平成23年 4月には細根公園（緑区）の一部（約 4ha）において、オアシスの森を開園しており、その他、荒池緑地（天白区）、東山公園（天白区）及び熊野公園（緑区）においても取り組んでいる。

※ 世界の「A I O I Y A M A」プロジェクト

名古屋市の東部丘陵地のひとつである相生山緑地は道路（弥富相生山線）で南北に二分されていたが、同道路事業を廃止し、道路部分を含めて、緑地とする計画で、道路を廃止することによる周辺地区の交通対策も行うもの。

(3) 平成29年度決算

ア 平成29年度の補正予算

平成30年 2月には、国の緊急防災・減災対策等に伴う補正予算が認められ、避難場所に指定されている公園の整備として、船頭場公園の整備費155,700千円（財源は、国庫75,000千円、地方債75,000千円、一般財源5,700千円を充てる）が補正予算として認められている。

イ 執行状況

ア) 公園維持費と公園整備費の決算内容は、下記のとおりである。

科 目	予算現額（円）	支出済額（円）	不用額（円）
公園維持費	4,342,251,000	4,336,764,192	5,486,808
公園整備費	6,815,846,789	5,381,746,014	1,217,692,466

※ 216,408,309円をH29年度予算からH30年度に繰り越し

イ) 公園維持費

公園維持費の当初予算額は、4,279,642,000円であったところ、流用による62,609,000円が加算され、最終予算額が4,342,251,000円となっている。

そのため、執行額は、当初予算額を57,122,192円上回っており、その一番の理由は、公園除草始めの各種委託費の予算額が、1,297,949,000円であったところ、1,391,340,408円の執行となり、93,391,408円増額となっているためである。

ウ) 公園整備費

公園整備費の当初予算額は、6,677,213,000円であったところ、上記のとおり補正予算により155,700,000円が加算されたが、他への流用によって、199,186,000円が減算されたことなどにより、最終予算額が6,815,846,789円となっている。

そのため、他への予算流用をしなければ、1,416,878,466円が執行残となっていたところであり、その原因は、公園用地取得のための公有財産購入費の当初予算額が5,270,542,000円であったところ（そのうち、199,186,000円は他に流用）、主に国庫補助事業の認証減により4,043,755,403円の執行にとどまったためである。

第2 名古屋市の公園に対する取組み

1 なごや緑の基本計画2020

名古屋市では、平成13年 3月に「名古屋市みどりの基本計画（花・水・緑 なごやプラン）」を策定し、様々な緑化関連施策を実施してきたが、その後の社会情勢の変化や、法制度の充実などを踏まえて、平成23年 3月に「なごや緑の基本計画2020」を策定した。

同計画の目指す緑の都市像は「緑と水の豊かな自然共生都市」であり、目標年次を平成32年度として、次の 3つの基本方針を打ち出したうえ、その各指針に基づいて、緑の都市像の実現に向けたリーディングプロジェクトを展開した。

なごや緑の基本計画2020

【基本方針】

〔方針1〕 みんなで取り組む緑のまちづくり

〔方針2〕 人と生き物が快適に暮らすまちづくり

〔方針3〕 既存の緑を大切にするまちづくり

そして、基本方針 3の具体的な目標を、「都市公園の整備を推進するとともに、地域制緑地制度等を活用することによって、民有の樹林地や農地の減少を食い止め、市民が利用することのできる緑を増やします」として、このプロジェクトとして、「今ある緑を可能な限り保全する～まもらまい！なごやの緑」を展開し、その重点的取組みの 1つとして、「都市公園の利活用の推進」をあげている。

2 名古屋市公園経営基本方針

都市公園の利活用の推進の内容としては、これまで整備、維持管理に努めてきた都市公園を資産としてとらえ、顧客志向や経営的手法を取り入れた公園経営のあり方を整理し、市民サービスのさらなる向上や地域の活性化に役立てるよう、都市公園の利活用の推進を図るとするものであった。

このように公園のあり方、管理運営のあり方を「公園経営」の問題として捉えるべく、平成24年 6月には、「公園から美しく魅力輝く名古屋を創造する～利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップ～」を基本理念とした

「名古屋市公園経営基本方針」を策定した。

そして、同基本方針では、基本プロジェクト、取組みの 8つの指針などもあげられているが、具体的な取組みを効果的に展開するため、次の 5つの方策を定めている。

公園経営基本方針

【制度整備の方策】

〔方策 1〕 資産運用を推進する体制の構築

〔方策 2〕 設置管理許可制度、指定管理者指定、P F I 制度の活用

〔方策 3〕 公園の品質を高める評価制度の確立

〔方策 4〕 幅広い寄附制度の展開

〔方策 5〕 民間サポーター、協賛スポンサー事業の開発

3 名古屋市公園経営事業展開プラン

名古屋市では、平成24年 6月に策定した「名古屋市公園経営基本方針」に基づく具体的な取組みを効果的に推進するため、平成25年 7月に「名古屋市公園経営事業展開プラン」を策定した。

そして、そのなかでは、 4つの戦略が示されている。

名古屋市公園経営事業展開プラン

【 4の戦略】

〔戦略 1〕 公園の特性を生かした公園経営の推進

〔戦略 2〕 市民・団体の参画・協働の推進

〔戦略 3〕 民間活力導入体制の整備

〔戦略 4〕 公園経営の品質を高める評価の実施

第 3 民間活力導入体制の整備

名古屋市公園経営事業展開プランのなかの「戦略 3 民間活力導入体制の整備」を検討する。

1 民間活力導入体制の整備の内容

民間活力導入体制の整備として

① 事業者（企業）からの協働事業提案の募集

- ② 協賛スポンサー事業の展開
 - ③ 競争性を導入した自動販売機の設置
 - ④ 公園駐車場への経営的視点の導入
 - ⑤ 飲食を楽しめる場の提供
 - ⑥ 公園利用者の利便性の向上に資する物品の販売
 - ⑦ 「にぎわい広場」における規制緩和と利用ガイドラインの整備
 - ⑧ 事業者インセンティブの確保
 - ⑨ 指定管理者制度導入公園の拡大
- があげられている。

2 公園管理と民間活力の導入

民間活力としては、従前から、

- ① 公園と地下商業施設とが一体となっている公園（オアシス21）
- ② 従来の施設の内容を変更して、民間事業者から事業提案を受けたうえで、指定管理者を指定している公園（久屋大通公園久屋大通庭園）もあり、また、事業展開プログラムを導入した具体的なものとして、
- ③ 上記民間活力の導入における「⑤ 飲食を楽しめる場の提供」として取り上げられているものであるが、民間事業者からの事業提案を受けて、施設設置許可を与えて、民間が事業を行っているもの（名城公園（北園）のトナリノ）
- ④ 公園のなかの一部区画については、にぎわい広場プロジェクトを進めるとともに、別の区域では、従前、活用が十分でなかったとして、Park-PFIを導入することにした公園（久屋大通公園）などもある。

そこで、これらの公園を主な監査対象として、公園の管理、利活用状況について、監査をする。そして、これらの公園では指定管理者制度を導入しているものが多いため、指定管理における問題点などにも触れる。

なお、個々の公園を取り上げる前に、多くの公園に関係する、競争性を導入した自動販売機の設置、公園駐車場への経営的視点の導入について、取り上げる。

第4 民間活力の導入の具体例

1 競争性を導入した自動販売機の設置

(1) はじめに

ア 都市公園に飲料水の自動販売機が設置される場合には、公園施設設置許可を得て、設置される（都市公園法 5条 1項）。

そして、設置許可の使用料については、名古屋市都市公園条例 7条に設置許可について規定し、12条で使用料について規定しているが、具体的な額は、「別表第 2 使用料」の 1において、下記のとおり、規定されている（なお、名古屋市都市公園条例施行細則 8条の 2第 1項で、別の基準が規定されているが、「条例別表第 2の 1の項にかかげる額の最高額に当該公園施設の面積を乗じて得た額を限度として」となっており、使用料が条例で定める金額を超えることはない）。

記

公園施設を設ける場合

1平方メートル1年につき 21,000円以内

1平方メートル1月につき 5,400円以内

1平方メートル1日につき 2,400円以内

ただし、公募の方法により公園施設を設ける場合は、この表に定める額に45を乗じて得た額以内の額とする。

イ ただ、上記「別表第 2 使用料」のただし書は、平成23年 9月に、自動販売機や売店などの高い収益性が見込まれる公園施設を今後設けるにあたって、設置者の選定に競争性を導入することにより、高い収益性に見合った使用料を徴収することが可能となるよう、条例を改正して、規定したものであった。

そして、45倍の倍率は、自動販売機設置について、平成22年度の社会実験の実績によって最も高い落札額が約30倍であったため（白川公園）、今後、自動販売機設置の導入が見込まれる公園のなかで、土地評価額が最も高額である久屋大通公園の評価額が白川公園の約1.5倍であることから、30倍に1.5倍を乗じたものとのことである。

ウ そのため、従来は、自動販売機を公園に設置する場合には、上記

条例の基準額の最高額である、1年あたり21,000円／㎡となっているが〔使用料月額＝21,000円／㎡×設置面積（㎡）÷12（月）〕、設置事業者が電気事業者と直接契約する場合とそれ以外の場合（市が電気料を支払う場合）があるため、後者の場合については、使用料月額が「21,000円／㎡×設置面積（㎡）÷12（月）＋電気料金」となっていた。

(2) 自動販売機設置の提案募集

ア 事業展開プランでの位置づけ

名古屋市公園経営事業展開プランの4つの戦略の1つに、「戦略3 民間活力導入体制の整備」が挙げられているが、そのなかで示される「多様な社会貢献・ビジネス機会の提供」の1つとして、「民間事業者からの事業提案・アイデアの募集」が検討課題とされている。

その事業提案の1つが、「競争性を導入した自動販売機の設置」であり、上記のとおり、平成23年度から社会実験により、提案された使用料を徴収していた。

そして、事業展開プランでは、平成25年度から平成27年度まで（前期）に実施し、平成28年度から平成31年度（中期）、平成32年度から平成34年度（後期）にかけて、改善、継続を進めるとの計画になっている。

イ 提案募集の内容

公園に設置されていて切替予定（あるいは新規設置予定）の飲料水自動販売機について、設置場所、設置台数を示し（切替の場合は、前年度売上実績も示される）、公募により、提案書を提出する形をとっている。

ただ、提案書とはいえ、記入されるのは、設置場所が決まっている飲料水自動販売機のなかで、設置を希望する自動販売機の設置使用料（月額使用料）だけであるため、「民間事業者からの事業提案・アイデアの募集」というよりは、入札に近い。

この点、提案者側のアイデアを反映する仕組みとして、現に公園に自動販売機を設置している事業者及び入札に参加した事業者を対象

に、自動販売機の設置を希望する公園や設置希望台数についての調査を実施しているとのことではあるが、事業提案のなかで、設置場所、台数なども提案できるのが、応募する民間事業者のアイデアが示されると思われる。

ただ、いずれにしても、自動販売機設置に競争原理を働かせ、公園敷地をより有効に活用しようとするものであり、民間事業者のアイデアの反映とまではいえないが、試みとしては望ましいものといえる。

(3) 提案募集をした効果

ア 市では、利用者及び事業者ニーズの見込める公園について、提案募集を進め、平成25年度以降の募集によって設置されたのは、

① 平成25年度募集（平成26年度設置）

33公園 38台募集 → 29公園 34台設置

② 平成26年度募集（平成27年度設置）

10公園 10台募集 → 7公園 7台設置

③ 平成27年度募集（平成28年度設置）

14公園 75台募集 → 11公園 71台設置

④ 平成28年度募集（平成29年度設置）

32公園 35台募集 → 27公園 30台設置

⑤ 平成29年度募集（平成29年 8月設置）

3公園 3台募集 → 3公園 3台設置

⑥ 平成29年度募集（平成30年度設置）

21公園 28台募集 → 19公園 26台設置

で、現在までに、提案募集によって設置許可を受け、設置がなされている自動販売機は、合計74公園 144台となっている。

イ そして、上記自動販売機については、公募した最低価格（年間21,000円／㎡）と比べ、年間（平成30年度）で77,903千円もの増収になっているとのことで、平成30年度も提案募集がなされており、今後も、利用者ニーズの把握を行いながら、自動販売機を設置する公園を選定していくとのことである。

(4) 指定管理区域の扱い

ア 指定管理区域内については、指定管理者に対して許可をしている
とのことであり、この場合は、条例の規定により、年間21,000円／㎡
で許可をしているとのことである。

イ ただ、指定管理者として指定する段階で、その後に新規に自動販
売機を設置するのを制限するのも望ましくはないが、指定管理者とし
ては、かなり低額で自動販売機を設置できることになる。

実際、指定管理者募集にあたっては、自主事業として、自動販売機
を設置することができるとして、自動販売機の設置使用料が 1㎡あた
り21,000円／年であるとしている。

そのため、指定管理者として応募しようとする業者は、自動販売機
設置による自主事業による収益も考えて、指定管理料を設定している
と考えられないわけではなく、市としても、設置が予定されている自
動販売機であれば、その収益還元も考慮したうえで、指定管理料を設
定することができるが、指定期間中に当初予定していた以上の自動販
売機を設置する場合に、あまりに安価な使用料で、自動販売機の設置
を認めることには疑問がある。

つまり、使用料に競争原理を反映させるように、指定管理区域内で
も、公募により自動販売機設置者を求めるか、使用料が提案募集の場
合に比べて低廉であるような場合には、新たに自動販売機を設置する
ような場合には、指定管理期間内においても、指定管理料を減額する
などを考える必要がある。

なお、指定管理期間内であっても、名古屋市の指定管理者との基本
協定には、次の条項が定められているため、減額は可能である。

[例] オアシス21（公園・バスターミナル）の指定管理に関する基本協定
（指定管理料）

第12条 甲の負担する指定管理料は、甲と乙の協議により、毎年度、年度協定
において定めるものとする。

2 指定管理料の額は、原則として乙から指定の申請の際に提案された額を
上限とする。ただし、次条第1項の場合は、この限りではない。

3 ・ ・ 略 ・ ・

(指定管理料の変更及び返還)

第13条 指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動、甲の財政状況その他やむをえない事由により指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、甲と乙の協議により、指定管理料の額を変更することができるものとする。

2 ・ ・ 略 ・ ・

(5) まとめ

【意見】

民間のアイデアを募集して、活用するというのであれば、予め調査をして設置場所、設置台数を決めて募集をするのではなく、設置場所、設置台数なども含め、提案者側のアイデアが一定程度反映できるような、提案型の募集を図ると、より効率的、効果的な形で使用料を確保できると考える。

【意見】

指定管理者が飲料水自動販売機を設置する場合には、自主事業分が指定管理料に反映されたうえで、許可がなされていれば問題はないが、指定管理期間の途中で自動販売機が設置されるなど、自主事業が指定管理料の算出に考慮されていない場合には、指定管理料への収益の還元や指定管理料の減額などの対策が必要である。

2 公園駐車場への経営的視点の導入

(1) はじめに

公園駐車場は、適正利用を図るため、一部については、名古屋市都市公園条例に基づき有料としているが、それ以外は無料となっている。

名古屋市公園条例

(有料公園及び有料公園施設)

第 6 条 市長は、都市公園の全部又は一部を有料で利用させようとするときは、当該有料公園の名称、位置及び区域並びに有料利用開始期日を告示しなければならない。

2 本市が設置する有料公園施設（有料予定公園施設を含む。以下同じ。）の名称は別表第 1 の通りとする。

3 有料公園及び有料公園施設の供用月日及び供用時間は、市長が定める。

(使用料)

第12条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設（鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。）を利用しようとする者は、別表第 2 に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

2～ 4 項 ・ ・ （略） ・ ・

※「別表第 1 公園施設」のなかの「 1 有料公園施設」に記載されている
駐車場のある公園

瑞穂公園、鶴舞公園、東山公園、名城公園、白川公園、久屋大通公園、
若宮大通公園、荒子川公園、白鳥公園、日光川公園、戸田川緑地

※「別表第 2 使用料」のなかの「 5 有料公園施設を利用する場合」の「駐車場」

駐車場	
東山公園駐車場 荒子川公園駐車場 白鳥公園駐車場 日光川公園駐車場 戸田川緑地駐車場	1 台につき、2,000 円以内
その他の公園の駐車場	1 台 30 分につき 600 円以内

そこで、名古屋市公園経営事業展開プランの 4 つの戦略の 1 つであ

る、「戦略 3 民間活力導入体制の整備」のなかの施策の 1つとして、公園駐車場への経営的視点の導入が提示され、公園駐車場の公正で安全・快適な利用サービスの提供を目的として、公園駐車場のなかで、有料施設として位置づけられていないものの有料化が検討された。

具体的には、①不適切な利用の多い公園、②採算性が見込まれる公園、③周辺住民、公園利用等の理解が得られる公園かどうかの 3要素を検討して、公園駐車場の有料化が検討された。

そして、その方法は、名古屋市都市公園条例に規定する有料公園施設としての有料駐車場との位置づけではなく、駐車場管理に必要なゲート、精算機などを設置して、駐車場施設の管理を許可する形をとり、公募により、提案募集を行っている。

(2) 社会実験

ア 下記問題があった天白公園の無料駐車場について、公募によって、平成25年 6月から民間事業者による有料化を社会実験として行った。

記

① 公園利用者以外の駐車が多く、本来の利用者が駐車場を利用できない

② ゴミの不法投棄や駐車場施設による車両の閉じ込めなどの管理上の問題が発生

イ そこで、平成25年 3月、コインパーキング運営に係る機器等の設置による駐車場を管理する業者を公募し（運営は平成25年 6月 1日から平成30年 3月31日の期間）、最も高い使用料（月額）提案をする業者を選定した。

その結果、月額使用料900,000円で管理許可をすることになり、平成25年度は年間で9,000,000円（900,000円／月×10月）、平成26年度から平成29年度までは、各年度、10,800,000円（900,000円／月×12月）の使用料収入があった。

そして、有料化したことにより、①本来の利用者が駐車できないと

いう苦情がほぼなくなった、②ゴミの不法投棄による苦情や駐車場施設による車両の閉じ込めに係る苦情もほぼなくなった（入庫受付は午前 6時から午前 0時までとして、出庫は24時間可能とした）、③清掃、維持管理等の日常的な維持管理について、市の負担（除草・清掃や低木の刈り込み等年間約40万円の負担）が軽減できた、④使用料収入により、公園内の遊具など施設の修繕や更新が実施され、サービスが向上した、などの効果が認められた。

(3) 天白公園、川名公園での実施

ア 天白公園では、前記社会実験の効果を受け、平成29年12月にコインパーキング運営を公募したところ（平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの期間）、4者の応募があり、平成25年度から平成29年度まで管理をしていた業者が最高額（月額1,152,525円）の提案をし、選定された。

なお、平成30年度については、同年 4月 1日から同月15日までの使用料が免除されているため、13,254,037円（月額1,152,525円／月×11.5月）であるが、平成31年度から平成34年度は各年13,830,300円（1,152,525円／月×12月）の使用料収入となる。

イ 川名公園に、新規駐車場を設置するにあたり、平成29年12月にコインパーキング運営を公募したところ（平成30年 3月 1日から平成35年 3月31日までの期間）、最高額は月額456,000円であった。

そのため、平成29年度には 456,000円（456,000円／月×1月）の使用料収入があり、平成30年度から平成35年度までは、毎年5,472,000円の使用料収入が得られることになる。

(4) 駐車場管理について

ア 無料駐車場について、駐車場を有料化して、事業者に管理を許可することにより、市の負担が軽減され、使用料収入を図ることができる。

そのため、もともと、有料化を検討する要素として、前記のとおり、①不適切な利用の多い公園、②採算性が見込まれる公園、③周辺住民、公園利用等の理解が得られる公園かどうかの3要素があげ

られているが、①の要素があれば早急に対応する必要性が高いとはいえ、たとえ、この要素がなくても、採算性が見込めて、公募によれば応募が見込める公園駐車場であって（②）、公園利用者にとっても負担が少なく、公園利用に影響が少ないのであれば（③）、公園の有料化を図っていくべきである。

なお、平成28年 9月 1日から平成30年 6月12日までに実施された行政監査及び随時監査においては、「市施設の駐車場の管理状況について」がテーマとして取り上げられており、そのなかで、「中村公園内で教育委員会が管理する中村文化小劇場及び中村図書館駐車場が有料で供用されている一方で、同じく教育委員会が管理する、施設に隣接する中村公園駐車場は無料で供用されており、駐車場利用者の負担の公平性が図られていない事例も見受けられたことから、これらの駐車場のあり方を検討する必要があると考える。」との意見が示されたうえ、「中村公園を含む無料公園駐車場の現状と課題を把握・検証し、公園内の各施設管理者と連携・協議しながら、有料化の検討を進めるなど、公園駐車場が利用者に対して公平・公正で安全・快適なサービスを提供できる方策の実行を図りたい。」と記述されている。

そして、中村公園駐車場については、開錠及び清掃等適切な管理は、中村公園の指定管理者が行い、施錠は中村公園文化小劇場の管理者が行うことになっており、管理について費用も要しているものである。

【意見】

公園駐車場の利用が、利用者にとって公平・公正であることは必要であるが、それにとどまらず、無料駐車場のなかに、採算性が見込めて、公募によれば応募が見込めるものであって、公園利用者にとっても負担が少なく、公園利用に影響が少ないのであれば、公園駐車場の有料化を図っていくべきである。

イ 公園駐車場には

- ① 指定管理業務として有料施設である駐車場の管理運営（使用料徴収業務等）が含まれるもの（鶴舞公園、荒子川公園、白鳥公園、日光川公園、戸田川緑地）
- ② 指定管理の対象地域内において、指定管理業者の自主事業として管理許可を受けて、駐車場管理をしているもの（戸田川緑地）
- ③ 指定管理の対象地域内において、指定管理業者が設置許可を受けて、駐車場を設置・管理しているもの（久屋大通庭園、白鳥公園）
- ④ 有料施設である公園駐車場について、市から業務委託を受けた業者が駐車場の使用料を収納しているもの
- ⑤ 公園駐車場の管理許可を得た業者が市に使用料を支払って、駐車料金を徴収しているもの
- ⑥ 無料駐車場

などの形態のものがある。（②、③は平成29年度の状況）

このうち、①④は、駐車場経営の主体が市であるため、駐車場利用に対して、事業者のインセンティブは全くないのに対し、②③⑤は民間が主体となっており、特に、⑤は直接駐車場管理業者が許可を受けており、民間活力が最も反映される形態となっている。

そして、①④のように、市が駐車場を経営することにより、駐車場利用料は市の収入になるとはいえ、維持管理費や収納業務委託料など（①の場合は指定管理料に反映される）の支出も嵩み、民間事業者に委託して、そのノウハウのもと経営を任せ、管理許可ないし設置許可の形もとった方が市の収益があがる場合もある。

【意見】

従前、市の有料施設である駐車場として、市が使用料収入を得ているものについても、民間業者への管理許可、設置許可の可能性を検討するとともに、指定管理の場合にも、許可駐車場としたうえで、収益還元を求めたり、利用料金制を採用するなどして、指定管理者にインセンティブを与え、駐車場経営に民間ノウハウを導入できるような方

策も考える必要がある。

※ 利用料金制

地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244条の 2

・ ・ (略) ・ ・

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

・ ・ (略) ・ ・

(5) 公園駐車場（有料公園施設）使用料収納業務委託

上記(4)イに、④として紹介した市の有料施設である駐車場の収納業務の委託を受けている契約について、監査をする。

ア 現在の契約

ア) 契約期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

※ 地方自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約

(次頁参照)

イ) 内容

- ① 下記 6 つの公園駐車場（有料公園施設）の運営に関する業務、使用料の徴収、減免に関する業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務

記

- ・名城公園正門前駐車場
- ・名城公園二の丸東駐車場
- ・白川公園駐車場
- ・若宮大通公園白川前駐車場
- ・若宮大通公園堀留前駐車場
- ・久屋大通公園駐車場

② 大型車の予約に関する業務

ウ) 委託金額

金367,849,053円（3年総額）

※ 年額122,616,351円

エ) 受託者

名古屋市みどりの協会・名古屋城振興協会グループ

オ) 契約手続

公募型プロポーザル方式により契約をしているが、その方式で契約手続を進めたのは、次の理由による。

ただ、提案者は 1 者であった。

記

本業務は公園駐車場として特有の管理運営等について柔軟かつ適正に行う必要がある。また、日常的な業務及び施設の維持管理業務に加え、収納業務にかかる接客、クレーム対応や利用者サービスの向上といった多岐にわたる業務であるため、効率的な管理運営を必要とする。そのため、企画内容等価格以外の要素を評価して選定する必要がある、また事業の性質や目的から提案者が限定されるため、公募型プロポーザル方式を採用した。

※ 長期継続契約

地方自治法第234条の 3

（長期継続契約）

第234条の 3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の

提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令167条の17

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

(2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの

イ 従前の契約内容

従前は、下記のとおり、2つの契約を締結していたが、名城公園北園駐車場が市の管理対象から外れたため、平成28年度に契約を1本化したものである。

記

ア) 公園駐車場(有料公園施設) 使用料収納業務委託(その1)

① 契約期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日

※ 地方自治法 234条の3に基づく長期継続契約

② 内容

下記 4つの公園駐車場（有料公園施設）の運営に関する業務、使用料の徴収、減免に関する業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務。

記

- ・ 名城公園正門前駐車場
- ・ 白川公園駐車場
- ・ 若宮大通公園白川前駐車場
- ・ 若宮大通公園堀留前駐車場

③ 委託金額

金245,476,350円（3年総額）

※ 年額金81,825,450円

※ 変更契約

平成26年 4月 1日付変更契約（消費税増税に伴う増額変更）により金84,163,320円に増額。

④ 受託者

名古屋市みどりの協会・名古屋城振興協会グループ

⑤ 契約手続

公募型プロポーザル方式により契約をしているが、その方式で契約手続を進めたのは、上記アの契約とほぼ同じ理由による。

イ) 公園駐車場（有料公園施設）使用料収納業務委託（その 2）

① 契約期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日

② 内容

- i 下記 3つの公園駐車場（有料公園施設）の運営に関する業務、使用料の徴収、減免に関する業務、施設の維持管理及び修繕に関する業務。

記

- ・ 名城公園二の丸東駐車場
- ・ 名城公園北園駐車場
- ・ 久屋大通公園駐車場

ii 名城公園シャワールームおよびロッカーの管理運営業務。

③ 受託者

名古屋市みどりの協会・名古屋城振興協会グループ

④ 契約手続

公募型プロポーザル方式により契約をしているが、その方式で契約手続を進めたのは、上記アの契約とほぼ同じ理由による。

ウ 現在の契約手続について

現在の契約手続においては、その参加資格を、有人管理の駐車場の運営能力を有する者であるということ、市内に本店を有する者であることなどであり、プロポーザル手続をとったものの、提案者は 1 者であった。

【意見】

1 本件駐車場管理使用料収納業務は、前記のとおり、日常的な業務及び施設の維持管理業務に加え、収納業務に係る接客、クレーム対応や利用者サービスの向上といった多岐にわたる業務であり、効率的な運営を必要とすることなどを理由として、公募型プロポーザル方式をとった。ただ、プロポーザル方式をとって提案を受けるほどの内容であるかに疑問はある。

2 本件プロポーザルにおいては、資格として、有人管理の駐車場運営能力を有する者、市内に本店を有する者などの限定がなされている。

ただ、有人管理の駐車場の存在も減ってきており、資格を限定するとしても、駐車場管理一般を行っている業者とすれば足りるのであり、また、市内に本店を有さなくても、支店・営業所があれば足りることにするなど、競争原理が働くよう、要件を緩和して、多くの応募がされるような工夫が必要と考える。

第3章 公園の整備

第1 はじめに

1 公園整備の概要

(1) 公園整備の流れ

都市公園の整備の流れは概ね以下のとおりである。

① 都市計画決定（都市計画法11条 1項 2号）

（公園緑地の名称、種別、区域などを定める（同法11条 2項）



② 都市計画法59条に基づく事業認可



用地取得・施設整備



③ 都市公園設置（供用）



（出典：名古屋市住宅都市局・緑政土木局「第2次長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」 6頁）

(2) 公園整備に伴う制限と税の緩和措置

ア 建築制限

都市計画決定がなされることにより、都市計画決定がなされた区域内では以下のとおり建築の制限がかかり、建築物を建築する場合には許可が必要となる（都市計画法53条、54条、65条）。

（許可の基準）

- ・階数が二以下で、地階を有しないこと
- ・主要構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これに類する構造であること
- ・容易に移転、除去することができるものであること

ただし、平成20年 4月 1日以降、後述の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」において事業着手時期が第2期、第3期又は第4期と定められた公園緑地については、特例として許可基準が「階数が三以下で、地階を有しないこと」とされた。

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」において、「事業化」、「計画存続」、「借地対応」又は「概成」、あるいは「削除検討」とされた区域内の建築物についても、同様の緩和措置が取られている（都市計画公園・緑地内における都市計画法53条許可特例適用に関する取扱要綱 2条・3条）。

都市計画公園・緑地内における都市計画法第53条許可特例適用に関する取扱要綱

都市計画で定めた公園・緑地内で行われる建築における、都市計画法（以下「法」という。）第53条第1項の許可について、法第54条の規定によるほか、本要綱により、許可することができるものとする。

（特例対象区域）

第2条 建築許可の対象となる建築物は、次の各号に掲げるいずれかに該当する特例対象区域内になければならない。

(1) 名古屋市が事業主体となる都市計画公園・緑地については、次のいずれかに該当すること。

ア 「長期未整備公園緑地の整備プログラム（第2次）」において、「事業化」、「計画存続」、「借地対応」又は「概成」と定められていること。

イ 「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針（第2次）」において、「削除検討」と定められていること。

ウ 「長期未整備公園緑地の整備プログラム（第2次）」において、

「買収・整備を必要としない区域」と定められていること。

- (2) 名古屋市以外が事業主体となる都市計画公園・緑地については、住宅都市局都市計画部都市計画課（以下「都市計画課」という。）が事業主体から依頼を受けた区域であること。

（緩和の内容）

第 3 条 建築許可に係る建築物の緩和内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号ア、イ及び同条第2号に規定する特例対象区域については、建築許可に係る建築物の階数は三以下であり、かつ、地階を有しないものとする。
- (2) 前条第 1号ウに規定する特例対象区域については、寺院、神社の用に供される建築物の場合において、法第54条の基準によらず許可できるものとする。

イ 有償譲渡の届出

都市計画決定された区域内では、200平方メートル以上の土地を有償で売買、交換しようとする場合には、土地所有者は、契約前（譲渡前）に届出が必要となる（公有地の拡大の推進に関する法律 4条）。

ウ 固定資産税等の緩和措置

都市計画施設の予定地に定められた土地のうち、都市計画決定又は事業認可がなされたものについては、固定資産税、都市計画税に関する土地の評価において、当該土地の総面積に対する都市計画施設の予定地に定められた部分の地積の割合に応じ、最大で 5割評価減となるという税の緩和措置がとられている（平成30基準年度 名古屋市土地評価事務取扱要領 下線部及び附表18参照）。

なお、都市計画が変更され、都市計画施設の予定地で無くなった場合には、当該緩和措置を受けられなくなるが、その場合にも固定資産税等の税額が急激に増加するのを防ぐための調整措置が存在することから（地方税法附則18条 1項）、実際には10年かけて徐々に固定資産税等の税額が増加していくことになる。

平成30基準年度 名古屋市土地評価事務取扱要領（下線は引用者）

第 2章 地目別評価法

第 1節 宅地

第 3 画地計算法

6 画地計算法の適用方法

(10) その他の補正（所要の補正）

エ 補正の方法

(ウ) 法令上の規制等に関するもの

a 都市計画施設の予定地に定められた宅地等の補正

都市計画法第11条第 1項に規定する都市計画施設の予定地に定められた土地のうち、同法第18条及び第19条に基づく都市計画決定又は同法第59条に基づく事業認可があったものについては、建築規制等の影響により価額が低下するものと認められることから、当該土地の総地積に対する都市計画施設の予定地に定められた部分の地積の割合に応じ、「都市計画施設予定地補正率表」（附表18）により求めた補正率によって、その評点数を補正する。

補正の適用に当たっては、次の点に留意する。

(a) 補正の対象となる土地は、宅地及びこれに比準する土地とする。ただし、次の土地については適用しない。

① 鉄道高架下の宅地及び雑種地

② 鉄道又は軌道による運送の用に供する土地（以下「鉄軌道用地」という。）、私道

③ 土地改良事業施行地域及び河川区域内の土地

④ 都市計画施設のうち、駅前交通広場として指定されている区域で、現に駅前交通広場として整備されている土地

(b) 一画地の中で、複数の都市計画施設予定地として定められた部分がある場合、又は事業決定及び計画決定の要因が認められる場合は、これらの要因の予定地積の合計（重複する部分がある場合は、いずれか一つの要因の地積のみ加算する。）の総地積に占める割合に応じて補正率を適

用する。

(附表 18) 都市計画施設予定地補正率表 (事業決定・計画決定)

該当地積 総地積	0.30未満	0.60未満	0.60以上
補正率	0.70	0.60	0.50

2 長期未整備公園緑地

(1) 長期未整備公園緑地とは

公園整備は、上記 1(1)の流れで進められるが、用地取得には多額の費用を要するため、実際には長期間事業に着手していない、あるいは着手していても用地取得等が進まず、整備されないまま市民利用に供されていない公園緑地が存在する。このような公園緑地は長期未整備公園緑地と呼ばれる。こうした問題は名古屋市だけでなく全国的に生じており、また、公園緑地だけでなく道路においても存在している。

(2) 長期未整備公園緑地の問題に対する名古屋市の取組み

名古屋市においては、長期未整備公園緑地を「名古屋市が施行者となる公園緑地で、都市計画決定後長期間経過しており、区域内に買収が必要な民有地が存在している公園緑地」と定義した上で、長期未整備公園緑地の解消に向けた取組みがなされている。

具体的には、長期未整備公園緑地問題に関し、平成20年 3月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」（以下、「第1次整備プログラム」という。）、平成30年 3月には「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」（以下、「第2次整備プログラム」という。）を策定・公表し、長期間未整備となっている都市計画公園緑地の見直しの考え方を明らかにするとともに、これらの公園緑地の事業について10年を単位として事業着手時期の目途を示している。

この点については、本章第4において詳述する。

第2 整備費

第2章で取り上げた公園整備費の中で特に金額が大きいのは、大公園（4ha以上）整備費と小公園（4ha以下）整備費である。

大公園整備費と小公園整備費の中には、新たに公園を整備するために用地を買収するための費用や、公園造成のための工事費などが含まれている。

1 大公園整備費及び小公園整備費の内訳

平成29年度の大公園整備費と小公園整備費の内訳は以下のとおりである。

(1) 大公園（4ha以上）整備費 (単位：円)

公園名	予算	決算	差額
小原橋緑地	4,000,000	4,195,044	195,044
城山公園	379,902,000	244,258,249	-135,643,751
東山公園	938,833,000	938,831,933	-1,067
水分橋緑地	—	3,208,680	3,208,680
名城公園	29,000,000	10,320,971	-18,679,029
米野公園	63,710,000	0	-63,710,000
中村公園	38,000,000	50,413,280	12,413,280
川名公園	33,000,000	47,404,484	14,404,484
鶴舞公園	101,500,000	60,500,520	-40,999,480
昭和橋公園	441,867,000	176,741,807	-265,125,193
船頭場公園	1,776,406,000	1,387,615,695	-388,790,305
呼続公園	45,700,000	77,089,752	31,389,752
猪高緑地	893,530,000	790,375,553	-103,154,447
明德公園	19,000,000	12,560,400	-6,439,600
相生山緑地	585,219,000	227,494,667	-357,724,333
荒池緑地	442,465,000	390,690,406	-51,774,594
天白公園	411,751,000	290,254,471	-121,496,529
その他	1,296,000	4,245,980	2,949,980

合計	6, 205, 179, 000	4, 716, 201, 892	-1, 488, 977, 108
----	------------------	------------------	-------------------

(2) 小公園（4ha未満）整備費

公園名	予算（円）	決算（円）	差額（円）
東二葉公園	8, 700, 000	13, 712, 220	5, 012, 220
新道中央公園	65, 000, 000	69, 285, 240	4, 285, 240
亀島ふれあい公園	※	51, 764, 720	51, 764, 720
金山公園	3, 000, 000	4, 870, 800	1, 870, 800
折戸公園（仮称）	—	664, 200	664, 200
高蔵公園	51, 000, 000	76, 095, 504	25, 095, 504
八幡中央公園	50, 500, 000	28, 830, 600	-21, 669, 400
中之島川緑地	20, 500, 000	30, 983, 040	10, 483, 040
大堀公園	6, 000, 000	6, 268, 320	268, 320
小幡稻荷公園	76, 500, 000	115, 331, 040	38, 831, 040
幸心南公園（仮称）	—	107, 440, 000	107, 440, 000
下志段味12号公園（仮称）	7, 000, 000	6, 348, 240	-651, 760
鳥澄西公園	20, 500, 000	24, 418, 800	3, 918, 800
合計	308, 700, 000	536, 012, 724	227, 312, 724

※ 亀島ふれあい公園については、平成28年度予算を平成29年度に繰越

2 予算と決算額の差異について

(1) 差異が生じる要因

上記のとおり、各公園を個別にみると、予算額と決算額との差は少ない。こうした差異が生じる要因を確認したところ、一般的な要因として、予算組みと工事のための地元調整並びに測量・実施設計作業の時期が重なることから、予算組み時点で想定する設計内容と実際の工事につながる設計内容が異なるためとの説明がなされた。また、整備にあたっては実施設計時に地元住民と意見交換を行って地域の公園利用ニーズを要望として反映させるために設計内容を変更すること

あるとの説明があった。

また、用地取得にあたっては、地権者との交渉を経て買収するため、各公園で予算通りの執行は困難であるとの説明があった。

更に、公園整備費は国からの補助金を財源としている部分もあるため、補助金が採択されるか否かによっても予算額と決算額に差異が生じるという説明であった。

(2) 大公園整備費について

個別の要因について、元々予算が組まれていなかった水分橋緑地及び決算額が予算より10,000千円以上増加している中村公園、川名公園、呼続公園について、増加の理由を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 水分橋緑地

散策路を設けてほしいという声があり、工事の設計業務を3,000千円で追加した。散策路設置要望箇所は国が所有する土地であるため、国による設置を含めて国と協議していたが、その結果、市において設置することとなった。

イ 中村公園

元々整備を予定していた箇所があったところ、市民団体から彫像設置の寄付相談があり、それを活かした修景を図るために工事内容を一部修正した結果、工事費が予定より増加した。

ウ 川名公園

整備計画後に開催された地元住民との意見交換会において駐車場のフェンスの高さや設置場所について要望があった。具体的には高さを2mから4mにして、設置場所も増やして欲しいというものであり、その要望に対応したため増額となった。

エ 呼続公園

実施設計における地元学区との意見交換会において、多目的広場の整備に関して最大限の面積確保の要望があり、広場外周の一部に擁壁等の施工が必要となった。また、新設便所については洋式便器等バリアフリータイプの施設を導入することとなり機能を満たすように新し

いトイレの設計を行ったため、増額となった。

(3) 小公園整備費について

元々予算が組まれていなかった亀島ふれあい公園、折戸公園（仮称）、幸心南公園（仮称）、及び、決算が予算より10,000千円以上増加している高蔵公園、中之島川緑地、小幡稲荷公園について、増加の理由を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 亀島ふれあい公園

平成28年度末の整備完了を予定していたが、関連するトイレの建築工事の進捗遅れにより平成29年度 6月末までの繰越工事とする必要が生じたため、平成29年度予算ではなく平成28年度予算の繰越によって工事を行った。

イ 折戸公園（仮称）

折戸公園（仮称）は、所管替えにより平成29年度に新たに公園用地になった。そのため、早期の供用開始に向けて、平成30年度の整備工事の前に、平成29年度のうちに測量を実施する必要が生じた。

ウ 幸心南公園（仮称）

幸心南公園（仮称）の用地取得については、一般会計でなく公共用地先行取得特別会計にて予算措置をしていたが、執行の段階で一般会計での取得が可能となったことが理由である。

エ 高蔵公園

高蔵公園の再整備は、平成28年度に実施設計を行い、平成29年度から3か年で区域を分けながら順次工事を行う整備計画を予定していたところ、予算要求時において2年目の実施を予定していたトイレと健康ゾーン等の整備について、平成29年度に整備する方がより安全、かつ事業効果が高くなると判断し前倒しした。

オ 中之島川緑地

平成28年度の実施設計において、予算要求時に再整備を要しないと想定していた排水、電気、縁石等の基盤施設について、地下埋設状況等の詳細調査により更新等の老朽化施設対策を要すると判断し、再整備の内容に追加した。

カ 小幡稲荷公園

平成28年度の詳細設計作業において、予算要求時に想定していた工法（植生法枠工法）から、法面の安定や既存樹林の保全等でより現地の状況に適した合理的な工法（ノンフレーム工法）に変更を行ったためである。

なお、小公園整備費は予算額が308,700,000円であるのに対し、決算額が536,012,724円であり、227,312,724円増加している。この増加分のうち、亀島ふれあい公園に関する51,764,720円は平成28年度からの繰越明許費、残る175,548,004円は大公園整備費からの流用である。

大公園整備費、小公園整備費は、緑政土木費（款）、緑政費（項）内の科目「公園整備費」の内訳であり、これらの間の流用に関しては地方自治法 220条 2項の適用はない。もっとも、名古屋市予算規則11条の適用はある。

名古屋市予算規則

（歳出予算の流用）

第11条 局長等は、歳出予算の流用を必要とするときは、歳出予算額変更要求書（流用）（別記様式第 3号）を作成し、財政局長に送付しなければならない。

2 財政局長は、歳出予算の流用を決定したときは、流用通知書（別記様式第 4号）により市会計管理者及び予算を所管する局長等に通知しなければならない。

3 前 2項の規定にかかわらず、局長等は、所管する歳出予算の同一目内の各節の経費の金額を流用することができる。この場合において、局長等は、当該流用について、財政局長及び市会計管理者に通知しなければならない。

4 前 2項の規定により歳出予算の流用の通知があったときは、当該流用に係る額について第7条の規定に基づく配当が変更されたものとみなす。

第11条の 2 前条の規定にかかわらず、区長は、第8条の規定に基づき配当替え

された歳出予算のうち、局長等が定める事業に関して、財政局長が別に定める範囲内で流用することができる。

2 区長は、前項の規定により歳出予算の流用を決定したときは、その旨を予算を所管する局長等及び区会計管理者に通知しなければならない。

3 局長等は、前項の規定により通知を受けたときは、その旨を市会計管理者に通知しなければならない。

4 第2項の規定により歳出予算の流用の通知があったときは、当該流用に係る額について第8条の規定に基づく配当替えが変更されたものとみなす。

(歳出予算の流用の制限)

第11条の3 歳出予算の流用は、必要最小限度とする。

2 歳出予算のうち、人件費、物件費相互間の流用は、行わないものとする。

【意見】

公園の整備費に関する予算額及び決算額を比較すると、大幅に増額している公園がある一方で、予算が組まれたにもかかわらず全く執行されていない公園も存在する。予算組み自体は、大公園整備費、小公園整備費としてなされており、その中で流用されているが、あまりに予算額と決算額の差異が大きいと、予算組みの意味が低下する。地域のニーズに即した公園づくりに努めているとのことだが、予算流用については、名古屋市予算規則11条の3第1項においても「必要最小限度とする」ことが規定されていることから、地元との対話や国等関係機関との調整を円滑に進め、予算組み後の変更が大きくならないようにすべきであると考ええる。

第3 個別公園の監査

本監査では、平成29年度に公園整備が行われた公園のうち、大公園（4ha以上）の中で最も予算額が大きかった船頭場公園と小公園（4ha未満）の中で最も予算額が大きかった小幡稻荷公園を特に取り上げ、個別に監査の対象とした。

1 船頭場公園

(1) 船頭場公園における都市計画内容

ア 都市計画決定及び事業認可

都市計画決定：昭和33年 2月15日（当初区域 約8.70ha）

事業認可年月日：平成 4年 6月24日

事業期間：平成 4年 6月24日から平成35年 3月31日まで（予定）

イ 事業内容

船頭場公園は港区に位置する地区公園であり、防災面での機能を確保するとともに、地域住民の憩いの場・レクリエーションの場として整備を進めている。右の写真は、既に公園として供用されている部分の様子を撮影したものである。



なお、平成24年度に2.7haから 5.7haに事業認可拡大をしているが、この区域（ 3.0ha）については、津波緊急避難場所となる高台広場を設け、平時は憩いとレクリエーションの場となる緑豊かなオープンスペースとして、災害時には復旧・復興の拠点や避難場所等として機能する公園として整備する。

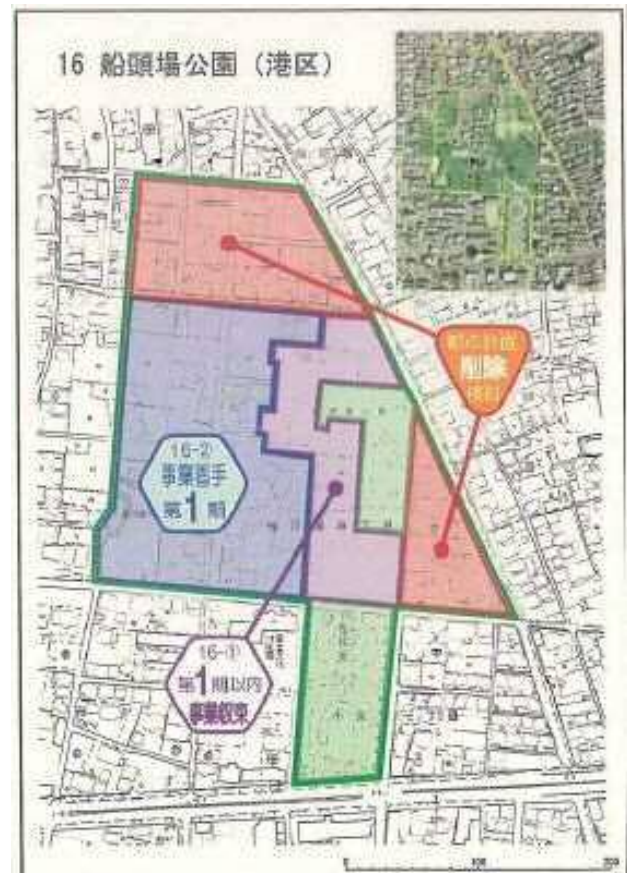
(2) 整備の進捗状況

平成 4年度に事業着手した後、順次用地取得・施設整備が進められ、平成14年度に1.32haの面積で供用が開始されている（都市計画法による設置年月日平成14年 4月 1日）。

その後、宅地化の進行区域であることを理由に、平成22年 3月 5日に第1次整備プログラムに基づき、公園北部・東部（合計約2.1ha）について都市計画が変更（削除）されている。

具体的には、右図の中の「都市計画削除検討」とある区域について、都市計画が変更されている。

（右図出典：「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」31頁）



また、上記プログラムで、事業着手（第1期）

〔平成20年度から平成29年度の間には事業着手することを予定している〕とされた区域も、平成24年度には事業認可区域を拡大している（2.7haから 5.7ha）。

右図「事業収束」とある区域が平成24年度の変更にで拡大した区域にあたる。

（右図出典：「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」30頁）



拡大した区域についても、平成29年度をもって地権者からの用地買収（直買）は完了し、平成30年度は先行取得した土地の再取得のみが予定されている。また、施設整備工事が順次進められている。

このように、船頭場公園については、概ね整備プログラムにしたがった整備がなされていると評価できる。

※ 本章では、上記のように、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」及び「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に掲載された図を引用しているが、当該図に出てくる用語のうち、「事業着手」とは事業認可決定を受けて都市計画にしたがった事業に着手すること（第1期が平成20年度から29年度、第2期が平成30年度から39年度、第3期が平成40年度から49年度、第4期が平成50年度以降に着手することを意味しており、10年毎の計画となっている）、「事業収束」とは既に着手している事業を推進し、公園を完成・概成させること、「借地対応」とは都市計画事業に着手するまでの間、区域内の民有樹林地を使用貸借契約により無償で借地し、借地した土地に先行取得地を合わせた区域について散策路、道標、ベンチなどの最小限の施設整備を行う対応をすることを意味する。

(3) 削除対象地の保有地の扱い

削除決定当時、削除対象となって区域内に土地開発公社にて保有する土地が2筆（合計面積403.04㎡）存在していたが、土地買収金額54,944千円、補償費0千円であったとのことである。これらの土地については、削除決定後、土地開発公社から名古屋市が再取得し、現在は別の事業の代替地として保有している。

しかしながら、代替地によっては賃貸するなどの利活用がなされているが、当該2筆の土地については、そのような実績はなく、売却の見込みも有効活用されることも無いまま、維持費だけがかかっている状態となっている。

【意見】

名古屋市や土地開発公社が取得した後に都市計画削除対象となった区域内に存在する土地は、本来であれば名古屋市にとって重要な財産であるにもかかわらず、代替地としての用にも供されず、賃貸するなどの利活用もなされないまま長期間保有される一方で維持費のみがかかっている土地も存在する。したがって、代替地として提供される具体的な見込みがあるなどの場合を除き、賃貸に提供するなど積極的に利活用を図ると共に、一定の期間経過後は売却を検討すべきである。

(4) 整備工事について

船頭場公園の築造工事として、平成29年度には以下の請負契約が締結されている。

ア 工事請負契約

契約日：平成29年 8月 2日

請負代金額：150,120,000円

受注者：P社（入札による）

イ 変更契約（請負代金の増額）

契約日：平成29年12月20日

請負代金の増減額：23,342,040円の増額

変更理由：現地再調査の結果による各工種・数量の変更（地盤改良工について、詳細なボーリング調査の結果、支持層が当初の想定より深いことが判明したため、地盤改良工の改良長の変更の必要が生じた等。）

ウ 変更契約（請負代金の減額）

契約日：平成30年 3月 2日

請負代金の増減額：2,184,840円の減額

変更理由：現地再調査の結果による各工種・数量の変更（現地再調査の結果、差異が生じたためこれを変更したい。施工モニタリング調査の対象となったため、施工調査費を増工したい。）

上記ウの変更契約に関し、その変更理由書には、変更理由として、上記のとおり、「現地再調査の結果、差異が生じたためこれを変更したい。また、施行モニタリング調査の対象になったため、施工調査費を増工したい。」と記載されているだけである。

この点について具体的な内容を確認したところ、地盤改良の汚泥の処分量が見込みより少なかったために減額されたというものであったが、この変更理由のなかでは、施工調査費として増工のために増額された部分（約15,000円）もあわせて処理されているとのことであった。

【意見】

「現地再調査の結果、差異が生じた」という表現から「地盤改良の汚泥の処分量が見込みより少なかった」という内容を読み取るのは困難である。工事のいかなる部分が変更されたのか、それによる請負代金の増減が妥当であったか後々検証できるようにするためにも、変更理由の表現は正確に記載すべきである。

2 小幡稲荷公園（旧名称 北屋敷公園）

(1) 小幡稲荷公園における都市計画内容

ア 都市計画決定および事業認可

都市計画決定：昭和40年 1月27日

事業認可年月日：昭和48年 5月21日

事業期間：昭和48年 5月21日から昭和51年 3月31日まで

開園時期：昭和62年 4月 1日（0.32haの街区公園として開園

（旧名称「北屋敷公園」）

なお、同公園は、平成27年 2月24日に再度事業認可を取得した上で、平成30年 3月31日までの事業計画が策定されたが、同事業計画は、後記(4)記載のとおり、西側斜面地の法面保護工事を行う必要が生じたことに伴うものである。

イ 事業内容

小幡稲荷公園は、名古屋市の北東部に位置する守山区の住宅地にあ

り、主に近隣に居住する住民の利用に供することを目的として計画決定された公園である。都市計画区域全体の面積は、約2.0haであるが、同区域の南東部分は、生玉稲荷神社の敷地部分が占め、同神社の西側部分には遊具広場（下記写真①、②参照）と、遊歩道が設けられた森林部分（下記写真③、④参照）を伴う公園が存在するが、その余は宅地が占めている。（下記写真⑤、⑥、⑦参照）

なお、計画区域の北側部分を横断する道路を挟んだ区域には、住宅が複数存在しており、特に道路の北側部分には、駐車場用地や比較的築年数が浅いと思われる建物も存在している（下記写真⑥参照）。



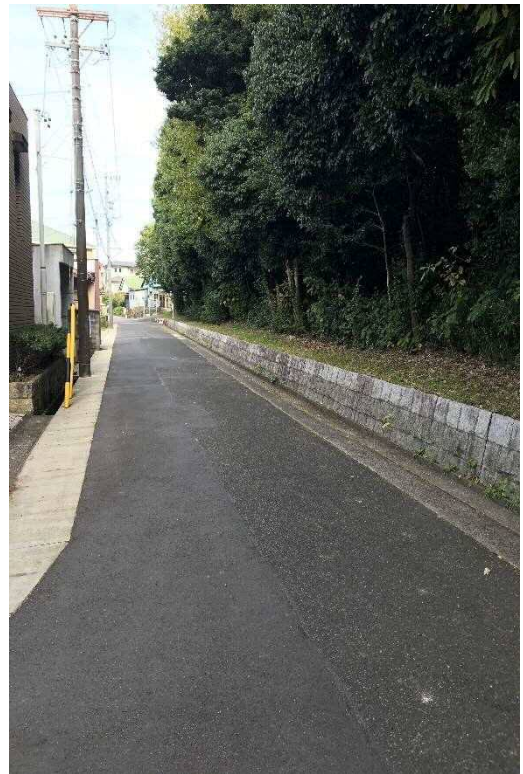
①生玉稲荷神社の西側部分の公園



② 生玉稲荷神社



③森林部分に設置された遊歩道

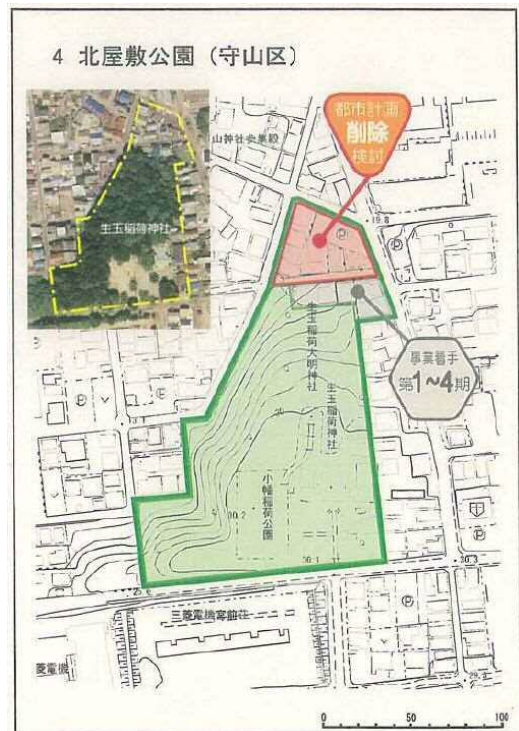


④森林部分の西側道路

(2) 整備の進捗状況

ア 平成20年 3月策定の第1次整備プログラム

同プログラムにおいては、小幡稲荷公園（北屋敷公園）の前記道路の北側部分（下写真参照）については、都市計画区域からの削除検討対象区域とされたが、前記道路の南側部分については、関係権利者への対応を個別に行い事業着手する区域とされていた（右図参照）。





⑤道路北側部分の駐車場



⑥道路北側部分の住宅

イ 平成30年 3月策定の第2次整備プログラム

前記第1次整備プログラム策定後、前記西側斜面地の法面保護工事にもなう事業計画を除き、新たな事業着手がなされない状態が続き、第2次整備プログラムにおいては、道路北側部分に加えて、前記関係権利者への対応を個別に行い事業着手する区域とされた道路南側部分（下写真参照）についても削除検討区域に編入された（右図参照）。





⑦ 道路南側部分の住宅

(3) 削除実施に向けた動き

ア 削除検討区域に関する動き

第1次整備プログラム策定後、名古屋市は、平成21年11月18日に対象区域内の住民に対する説明会を実施したが、その際に削除検討区域内の地権者から、都市計画区域から削除されると固定資産税が上がることを懸念する意見が上がったこともあり、第2次整備プログラムが策定されるまでの間に削除は実行されなかった。なお、11月18日の説明会以降、第2次整備プログラムの策定までの間に、更なる説明会は実施されていない。その理由を確認したところ、11月18日の説明会において反対の意見が強かったため、更に説明会を開催して同じ説明を繰り返すとかえって住民の理解が得にくくなるを考え、あえて実施しなかったとのことであった。

第2次整備プログラム策定後、名古屋市は、平成30年8月23日に対象区域内の住民に対して、再度、住民説明会を実施し、その結果、削除が実施される見込みとなっている。

イ 都市計画の変更手続

都市計画の変更手続は、変更案について公聴会等による住民意見の反映の機会を設けた上で（都市計画法16条）、変更案を公告・縦覧し、意見書の提出の機会を設けた上で（同法17条）、都市計画審議会

における審議を経て、都市計画の変更案を決定することになっている（同法19条 1項）。

この点、名古屋市の整備プログラムでは、「関係権利者、地域の皆さまのご理解を得た上で、都市計画の変更案を作成します」とされており（第1次整備プログラム45頁・第2次整備プログラム44頁）、関係者の理解に努めることが必要なのはもちろんであるが、公聴会等において反対意見が出たというだけで都市計画の変更手続を進めることができない、という制度にはなっていない。

ウ 都市計画公園に係る固定資産税の補正

都市計画施設予定地については、建物の建築制限が及ぶ一方で、都市計画税、固定資産税の優遇措置として、最大で5割の評価減を行うこととされていることは、本章第1の1で既に述べたとおりである。

そのため、小幡稲荷公園の都市計画区域内において、宅地や駐車場用地として利用されている土地の固定資産評価においては、最大で5割の評価減がなされている。

【意見】

宅地化が進んだ小幡稲荷公園の北側部分については、第1次整備プログラムにおいて削除検討区域とされながら、結果として10年以上もの期間、都市計画変更手続を履行できていない。そのため、対象区域内の住民を土地活用の面で長期間不安定な立場に置いただけでなく、事業着手の見通しのない宅地であるにもかかわらず、固定資産評価において優遇措置を継続したことにより、本来得られるべき税収を逸している。

都市計画の変更を実施できるか否かは、関係権利者等の理解を得られるかにもよることから、予定通り変更を実施できなかったことのみをもって直ちに問題であったとまでは言い切れない。しかしながら、名古屋市として「削除検討」とする整備プログラムを策定し、公表しているにもかかわらず、10年間の間、説明会を1度開催したのみとい

うのは、対応として十分であったか疑問が残る。整備プログラムで「削除検討」部分がある公園については、住民の理解を得るため、長期間放置することなく、繰り返し、丁寧な説明をして、早期実現を図る必要があると考える。

(4) 整備工事について

前記のとおり、小幡稲荷公園においては、平成27年 2月24日に再度事業認可を取得した事業計画に基づき、平成27年度から平成30年度において、西側斜面地の法面保護工事に関して、以下の委託契約及び工事請負契約が締結されている。

ア 小幡稲荷公園地質調査委託契約

ア) 契約日：平成27年 7月24日

委託代金額：4,617,000円

受注者：Q社名古屋営業所

イ) ア)の変更契約（委託代金の減額）

契約日：平成27年12月 2日

委託代金の増減額：309,960円の減額

イ 小幡稲荷公園測量及び予備設計委託契約書

契約日：平成27年 7月27日

委託代金額：6,331,543円

受注者：R社

ウ 小幡稲荷公園詳細設計業務委託契約

ア) 契約日：平成28年 8月31日

委託代金額：7,257,492円

受注者：R社

イ) ア)の変更契約（委託代金の増額）

契約日：平成29年 2月 1日

委託代金の増減額：638,172円の増額

受注者：R社

オ 小幡稲荷公園築造工事契約

ア) 契約日：平成29年 8月 2日

請負代金額：105,840,000円

受注者：S社

イ) ア) の変更契約（請負代金の増額）

契約日：平成30年 2月19日

請負代金の増減額：9,594,720円

変更の理由：平成28年度の詳細設計作業において、予算要求時に想定していた工法（植生法枠工法）から、法面の安定や既存樹林の保全等でより現地の状況に適した合理的な工法（ノンフレーム工法）に変更を行ったことを理由とする。

第4 長期末整備公園緑地に対する具体的取組内容

1 長期末整備公園緑地解消に向けた名古屋市の取り組み

名古屋市では、長期末整備公園緑地の問題に対し、2度にわたる「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」の策定・公表するとともに、事業に着手するまでの間、まとまった樹林地を借地し、オアシスの森づくり事業を進めている。

(1) 「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」の策定・公表

ア 概要

長期末整備公園緑地問題に関し、名古屋市が、平成20年 3月と平成30年 3月の2度にわたり「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定・公表し、長期間未整備となっている都市計画公園緑地の見直しの考え方を明らかにするとともに、これらの公園緑地の事業について10年を単位として事業着手時期の目途を示したことは既に述べたとおりである。

その具体的な内容は以下の通りである。

イ 第1次整備プログラムについて

ア) 第1次整備プログラム策定公表の経緯

平成17年11月18日に名古屋市長が名古屋市緑の審議会に対して

「これからの公園緑地のあり方―長期未整備公園緑地について―」を諮問し、平成18年11月20日に同審議会より答申がなされた。

この答申を踏まえ、「都市計画の見直し検討（案）と整備プログラム（案）」の策定を行い、平成19年 9月から平成19年10月にかけて市民意見の募集が行われた。その上で、平成20年 3月に策定・公表されたのが、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」である。

イ) 第1次整備プログラムの概要

a 基本的な考え方

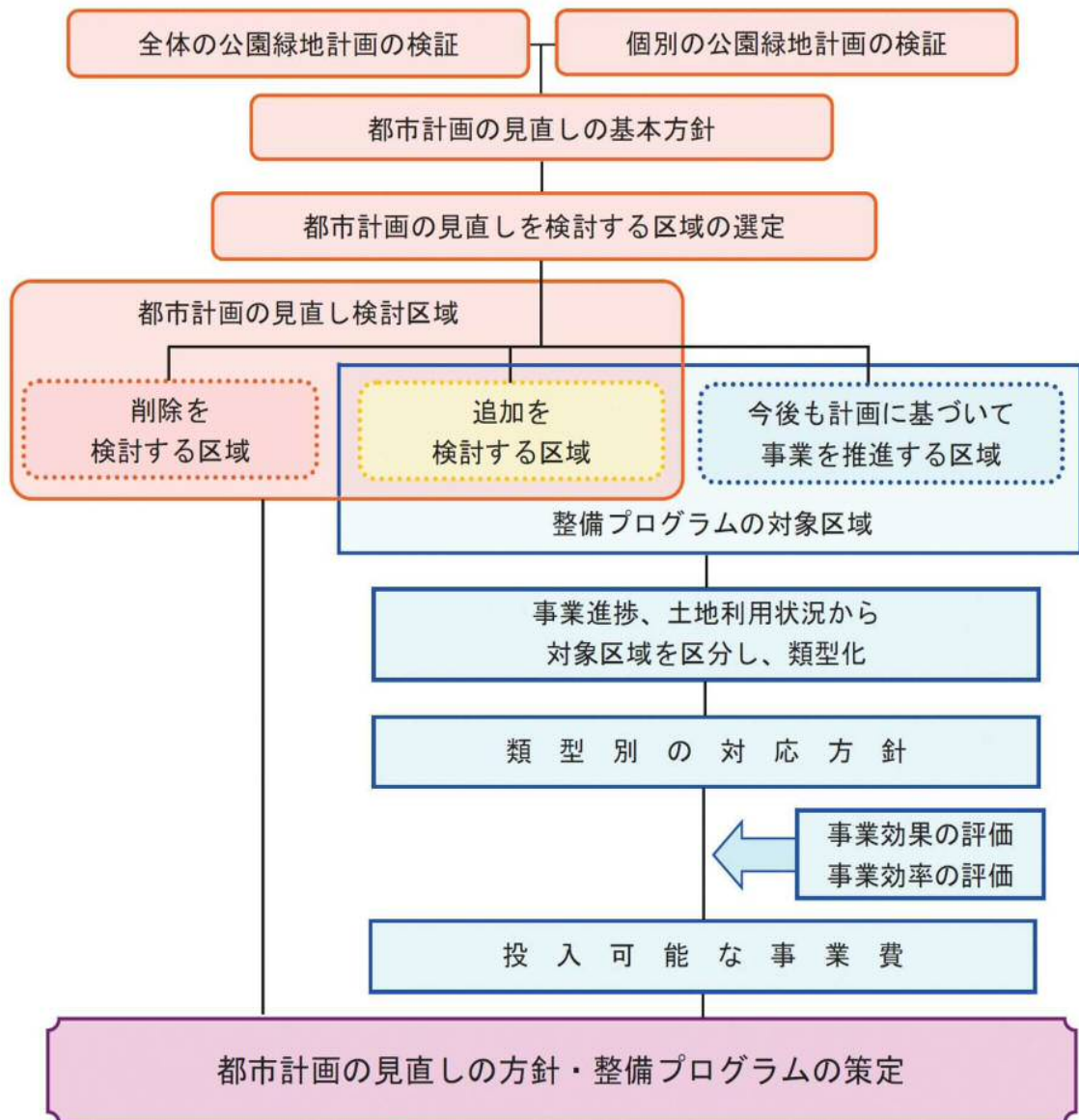
整備プログラムにおける基本的な考え方は、公園緑地を取り巻く社会経済情勢を踏まえ必要な都市計画の見直しをするとともに、優先的に整備する公園を絞り込み、整備効果の高い公園から事業着手するなど計画的かつ効率的に進め、関係する権利者が今後の生活設計を立てやすくするために、事業着手時期を明示した整備プログラムを策定するというものである。

都市計画の見直しの検討においては、名古屋市全体の公園緑地計画について、必要とされる面積と配置の観点から検証するとともに、個別の公園緑地計画について、機能面からみた公園緑地の評価、都市計画上の課題の抽出を行い、最終的に計20公園緑地について都市計画の見直し（削除面積：36.99ha、追加面積：6.72ha）を進めるとしている。

また、整備プログラムの策定においては、長期未整備公園緑地を事業の進捗状況や買収が必要な民有地の利用状況（宅地、農地、樹林地など）などを踏まえて類型化し、優先順位の評価を行った上で、投入可能な事業費を踏まえ、事業着手時期について10年を一つの単位とした3期（30年）とそれ以降の第4期に分けている。

次の図は、都市計画の見直しの検討の方針・整備プログラムの策定の流れを示したものである。

図ー７ 都市計画の見直し検討の方針・整備プログラムの策定の流れ

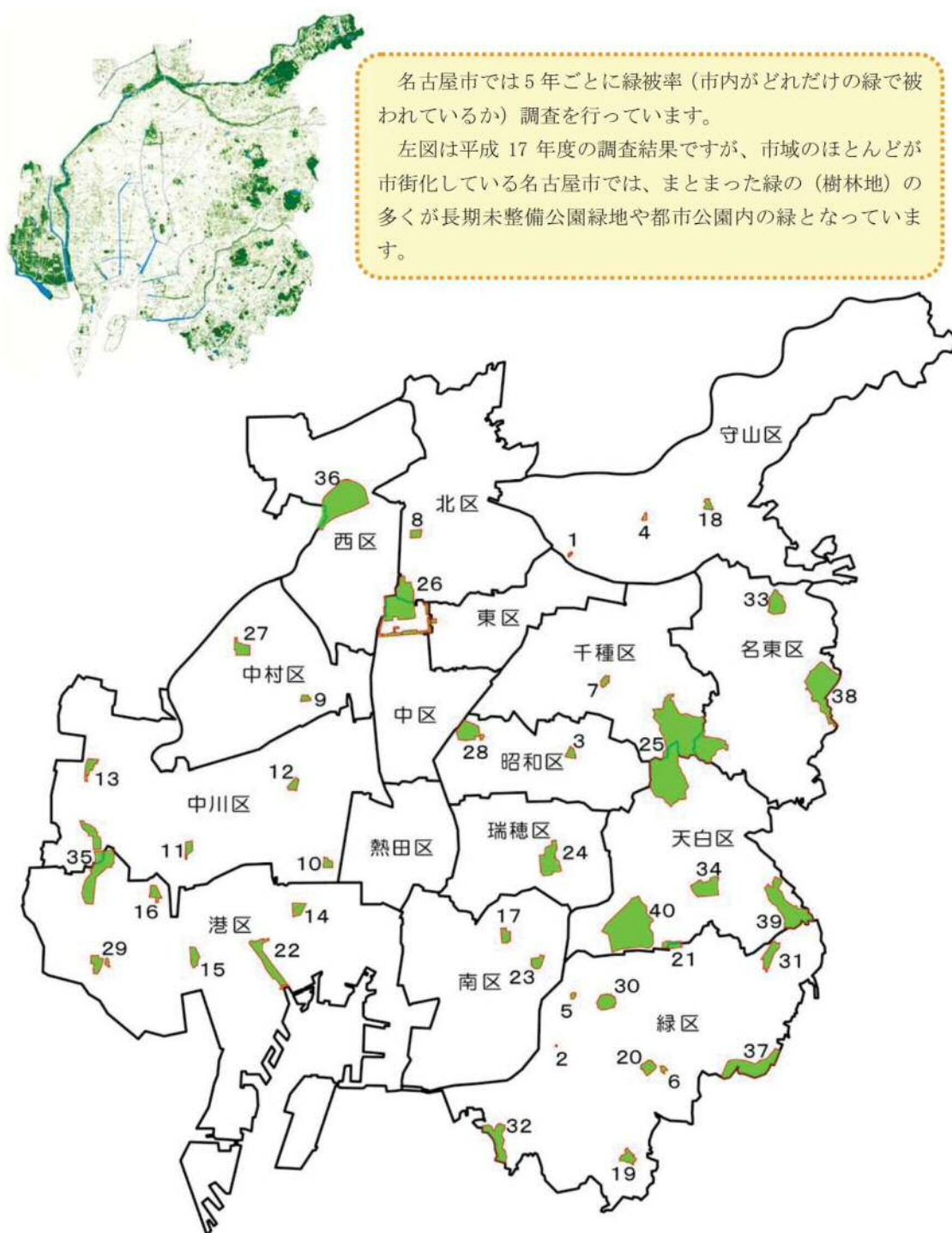


(出典：「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」12頁)

b 対象となった長期末整備公園緑地

第1次整備プログラム策定・公表当時の長期末整備公園緑地の配置は下図及び一覧表のとおりである。

図－4 長期未整備公園緑地の配置



（出典：「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」 7 頁）

表－５ 長期未整備公園緑地一覧表

番号	種別	公園名	都計年月日	計画面積 ha	番号	種別	公園名	都計年月日	計画面積 ha
1	街区	ほうしょうじ 宝勝寺公園	S40.1.27	0.92	21	地区	とがき 戸笠公園	S40.1.27	8.9
2	街区	しおた 汐田公園	S33.3.14	0.12	22	特殊	あらこがわ 荒子川公園	S54.3.23	29.6
3	近隣	かなな 川名公園	S22.5.6	3.9	23	特殊	かきでら 笠寺公園	S22.5.6	8.7
4	近隣	きたやしき 北屋敷公園	S40.1.27	2.0	24	運動	みずほ 瑞穂公園	S22.5.6	33.2
5	近隣	せんくづか 千句塚公園	S40.1.27	2.0	25	総合	ひがしやま 東山公園	S22.5.6	261.8
6	近隣	なるみ 鳴海公園	S40.1.27	2.2	26	総合	めいじょう 名城公園	S22.5.6	85.5
7	地区	しろやま 城山公園	S22.5.6	4.6	27	総合	なかむら 中村公園	S22.5.6	13.6
8	地区	しが 志賀公園	S22.5.6	5.2	28	総合	つるま 鶴舞公園	S22.5.6	24.4
9	地区	こめの 米野公園	S22.5.6	4.7	29	総合	しんちやがわ 新茶屋川公園	S33.2.15	12.0
10	地区	しょうわばし 昭和橋公園	S22.5.6	4.9	30	総合	にいのみいけ 新海池公園	S33.3.14	15.2
11	地区	まつかげ 松蔭公園	S22.5.6	5.4	31	総合	くまの 熊野公園	S40.1.27	16.5
12	地区	まつば 松葉公園	S22.5.6	5.6	32	総合	ひがみ 氷上公園	S53.5.24	26.1
13	地区	とみた 富田公園	S33.2.15	8.9	33	総合	めいとく 明德公園	S33.2.15	21.2
14	地区	どんご 土古公園	S22.5.6	7.9	34	総合	てんぱく 天白公園	S33.2.15	26.5
15	地区	たからうら 多加良浦公園	S22.5.6	8.5	35	緑地	とだがわ 戸田川緑地	S33.2.15	59.6
16	地区	せんどうば 船頭場公園	S33.2.15	8.7	36	緑地	しょうない 庄内緑地	S15.12.7	94.2
17	地区	よびつぎ 呼続公園	S22.5.6	7.8	37	緑地	ちよくしがいけ 勅使ヶ池緑地	S40.1.27	55.3
18	地区	おおもり 大森公園	S40.1.27	5.5	38	緑地	いだけ 猪高緑地	S33.2.15	66.2
19	地区	おけはざま 桶狭間公園	S41.10.13	8.3	39	緑地	あらいけ 荒池緑地	S33.2.15	60.4
20	地区	ほそね 細根公園	S40.1.27	9.9	40	緑地	あいおいやま 相生山緑地	S15.12.7	123.7

(出典：「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」 8 頁)

ウ) 第1次整備プログラムの成果と課題

第1次整備プログラムにおいては平成20年度から平成29年度までを第1期として定めていたが、この間、17公園緑地で都市計画変更を行うとともに、整備プログラムに基づき第1期以内事業収束、第1期事業着手の区域について事業が進められ、結果として、平成19年4月現在で40あった長期未整備公園緑地（1,150ha）のうち、8公園緑地が解消され、平成29年4月現在では32公園緑地（996ha）

となった（第2次整備プログラム 7頁）。

図－3 長期未整備公園緑地の現況

平成 19 年 4 月 1 日現在



（出典：「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」 6頁）

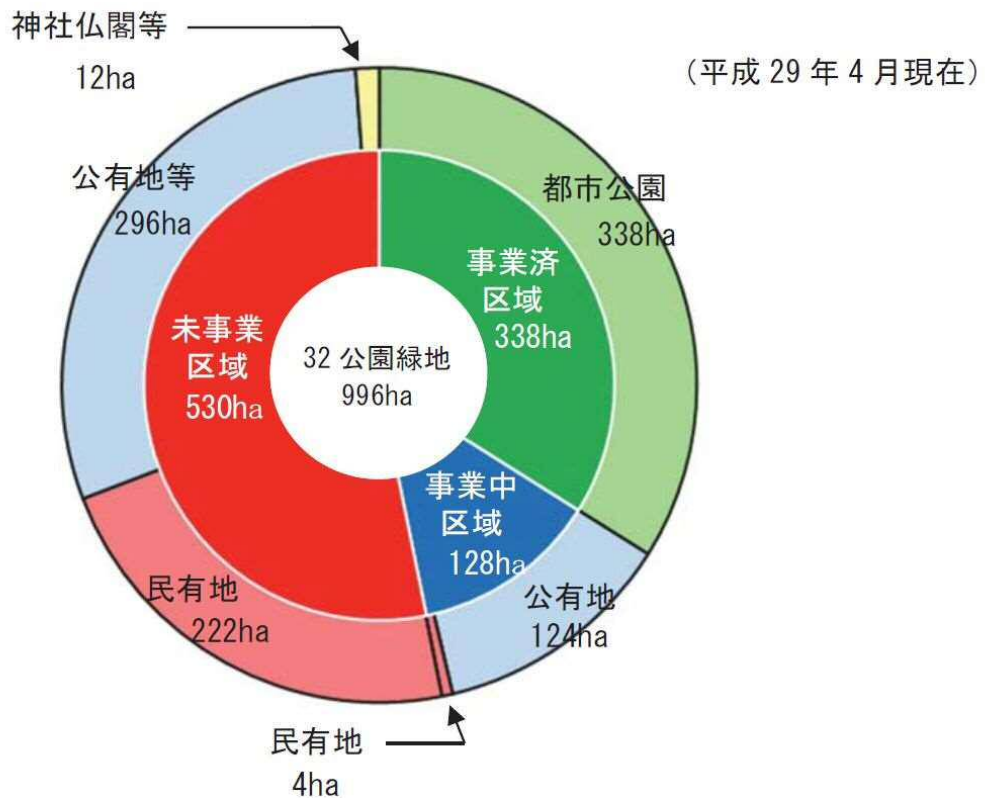


図 5 長期未整備公園緑地の現状

（出典：「第2次 長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」 8頁）

しかしながら、他方で、後述のように財政の問題などから、一部の公園については予定どおり事業が進められず、あるいは改めて都市計画を見直す必要が生じた。

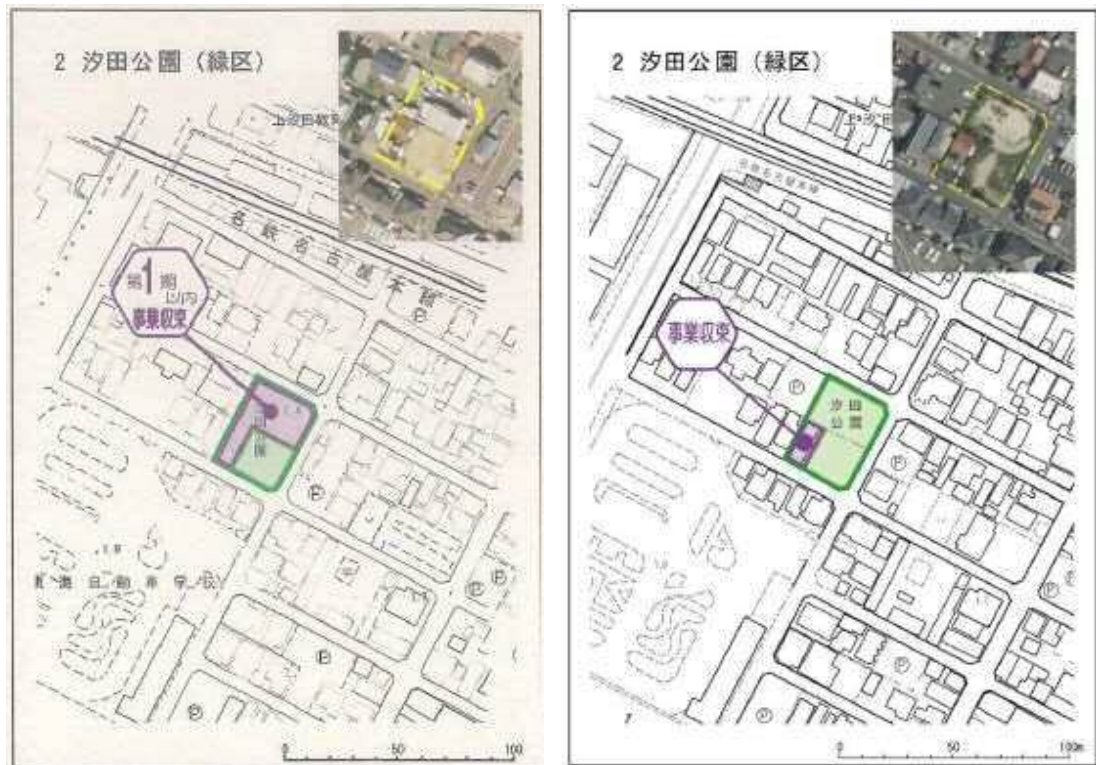
ウ 第2次整備プログラムについて

上記のとおり、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となったことから、名古屋市は、平成28年12月21日に名古屋市緑の審議会により再び答申（「新たな時代に対応した公園緑地のあり方について一長期未整備公園緑地を中心として一」）を受け、平成30年3月、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」を策定・公表した。

第2次整備プログラムでは、従前の都市計画の見直しの考え方に新たな視点を加えて再検討するとともに、個別の公園緑地を事業の進捗、土地の利用状況によって区域に細分化し、公園緑地や区域の類型化を行い、整備プログラムの見直しを行っている。

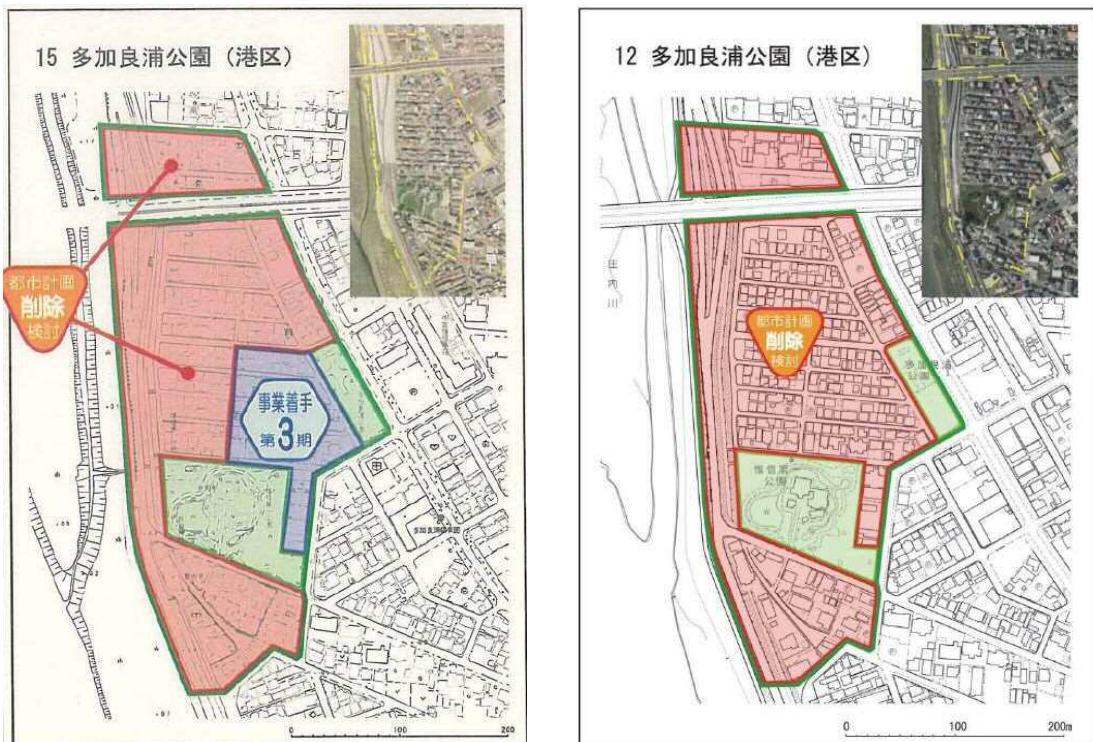
例えば、緑区の汐田公園については、第1次整備プログラムでは第1期（H29以内）で事業収束とされていたが、後述の第2次整備プログラムにおいては、その一部が事業収束しておらず、再び整備プログラムの対象となっている。

下図は、汐田公園の第1次整備プログラムの内容（左側）と、同公園の第2次整備プログラムの内容（右側）を比較したものである。



また、守山区の小幡稲荷公園（北屋敷公園）や港区の多加良浦公園では、第1次整備プログラムで事業着手とされていた部分が削除対象となっている〔小幡稲荷公園（北屋敷公園）については、第3の2（47頁）以下のとおり〕。

下図は、多加良浦公園の第1次整備プログラムでの内容（左側）と、同公園の第2次整備プログラムの内容（右側）を比較するものである。第1次整備プログラムでは「都市計画削除検討」の部分と「事業着手第3期」（平成40年から同49年まで）の部分が存在していたが、その後、削除検討の部分について都市計画変更の手続きが取られず、事業着手（第3期）とされていた部分も含め第2次整備プログラムでは全て「都市計画削除検討」とされた。



(2) オアシスの森づくり事業

長期未整備公園緑地の効率的な事業推進を図るため、都市計画決定がなされている一部の公園緑地について、都市計画事業に着手するまでの間、区域内の民有樹林地を使用貸借契約により無償で借地し、借地した土地に先行取得地を合わせた区域について散策路、道標、ベンチなどの最小限の施設整備を行い、「オアシスの森」として早期に市民の利用に供する「オアシスの森づくり事業」が取り組まれている。オアシスの森づくり事業は平成7年に相生山緑地で始められ、平成10年3月に相生山緑地の一部が供用開始されたのを初めとして、平成28年現

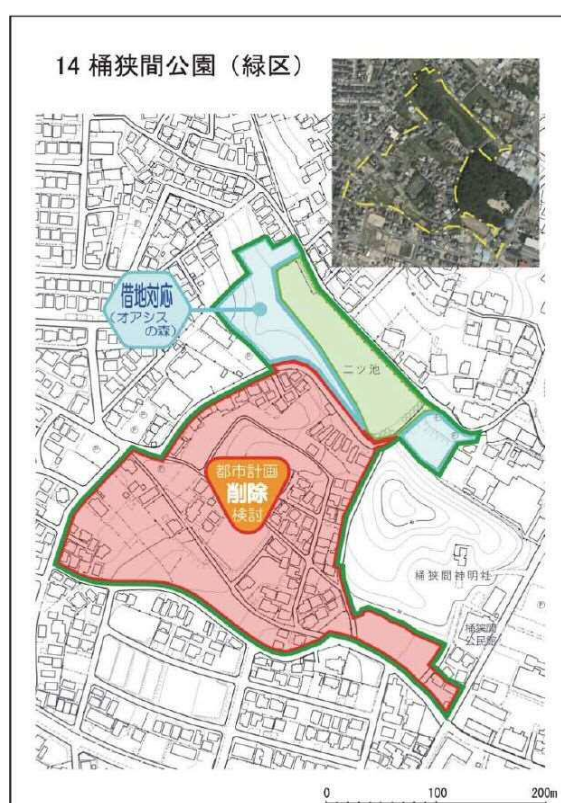
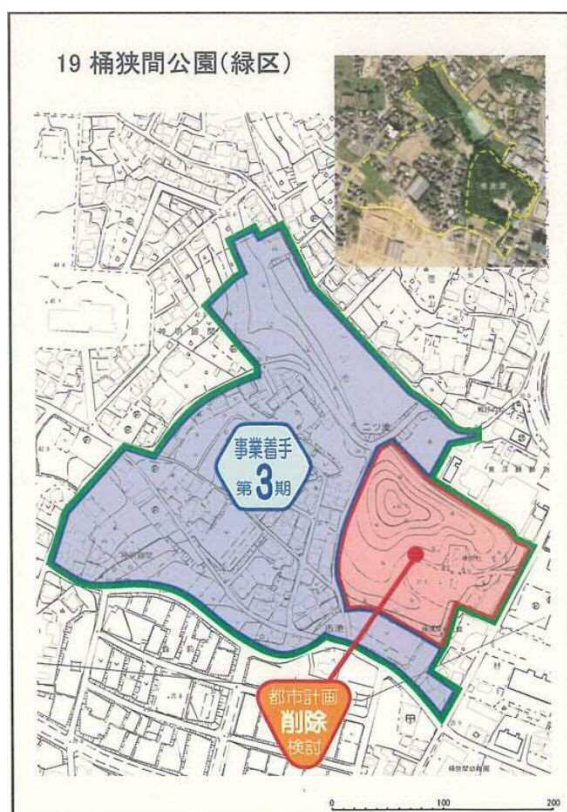
在、相生山緑地、猪高緑地、東山公園、荒池緑地、熊野公園、細根公園の 6公園緑地で実施され、23haの民有地を借地している（後記東山公園、細根公園及び相生山緑地の整備プログラム内容参照）。

2 整備プログラムの問題点

(1) 整備プログラムの実施について

第1次整備プログラムについては、上記のとおり一定の成果をあげている一方で、予定どおりに事業が進行しなかった区域もあり、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となり、第2次整備プログラムの策定・公表に至っている。その中では、上記の多加良浦公園のように、第1次整備プログラムでは事業着手とされていたにも関わらず、第2次整備プログラムでは削除検討とされた公園も存在する。

例えば、桶狭間公園では、第1次整備プログラム（下図左側）では事業着手第3期とされていた区域について、第2次整備プログラム（下図右側）では池とその周辺の樹林地域について借地対応とされたほかは、宅地化が進行している区域について削除検討とされた。



また、東山公園では、第1次整備プログラムから第2次整備プログラムにかけて以下の表のように見直しがなされ、第1次整備プログラムでは事業着手が予定されていた多くの地域で「借地対応」もしくは「削除検討」とされた。

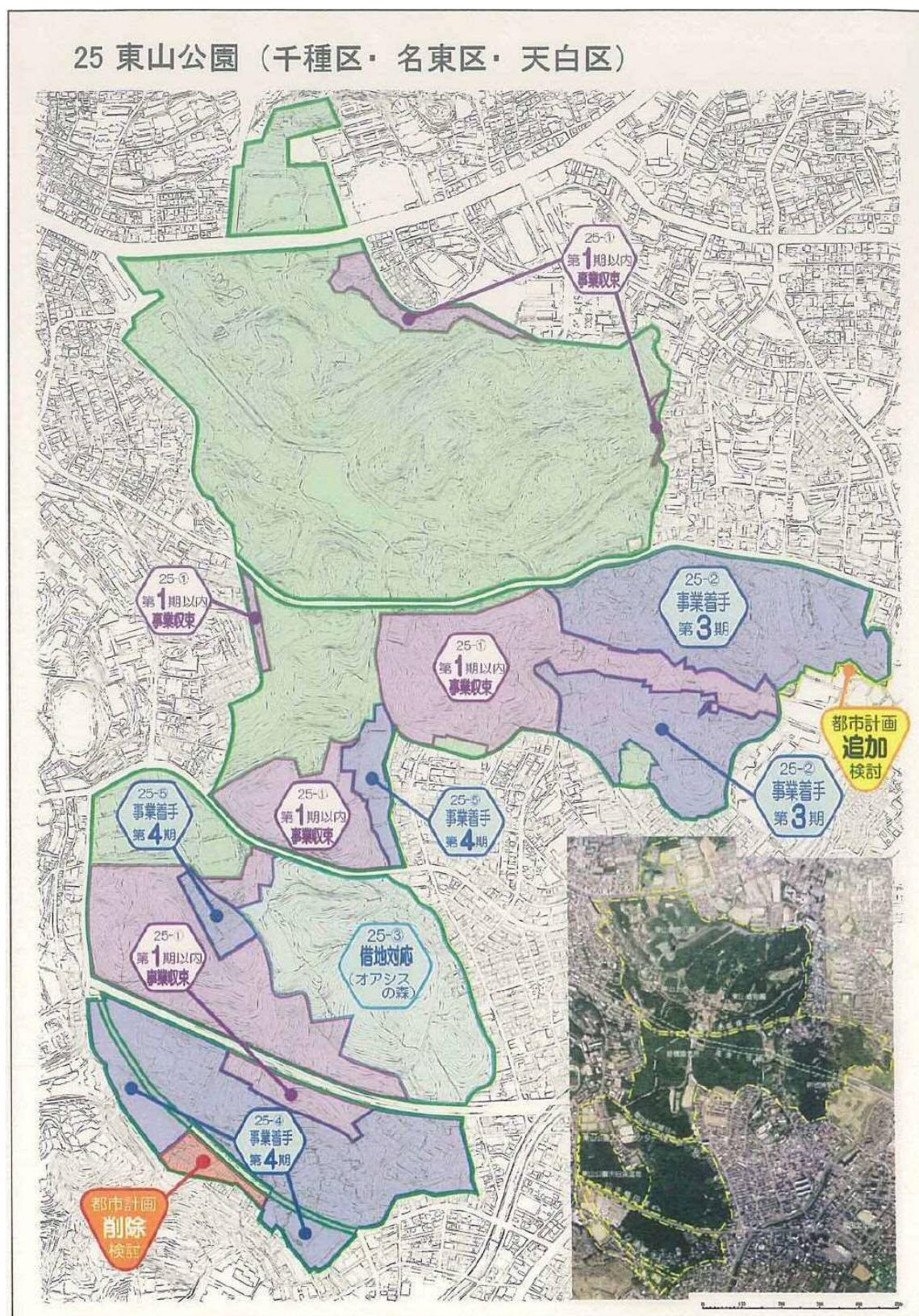
第1次プログラム

公園緑地・区域名	番号	対応
東山公園・事業中	25-①	事業収束第1期 (H29以内)
東山公園・藤巻	25-②	事業着手第3期 (H40～H49)
東山公園・裏山	25-③	借地対応 事業着手は第4期
東山公園・山田	25-④	事業着手第4期 (H50以降)
東山公園・その他	25-⑤	事業着手第4期 (H50以降)

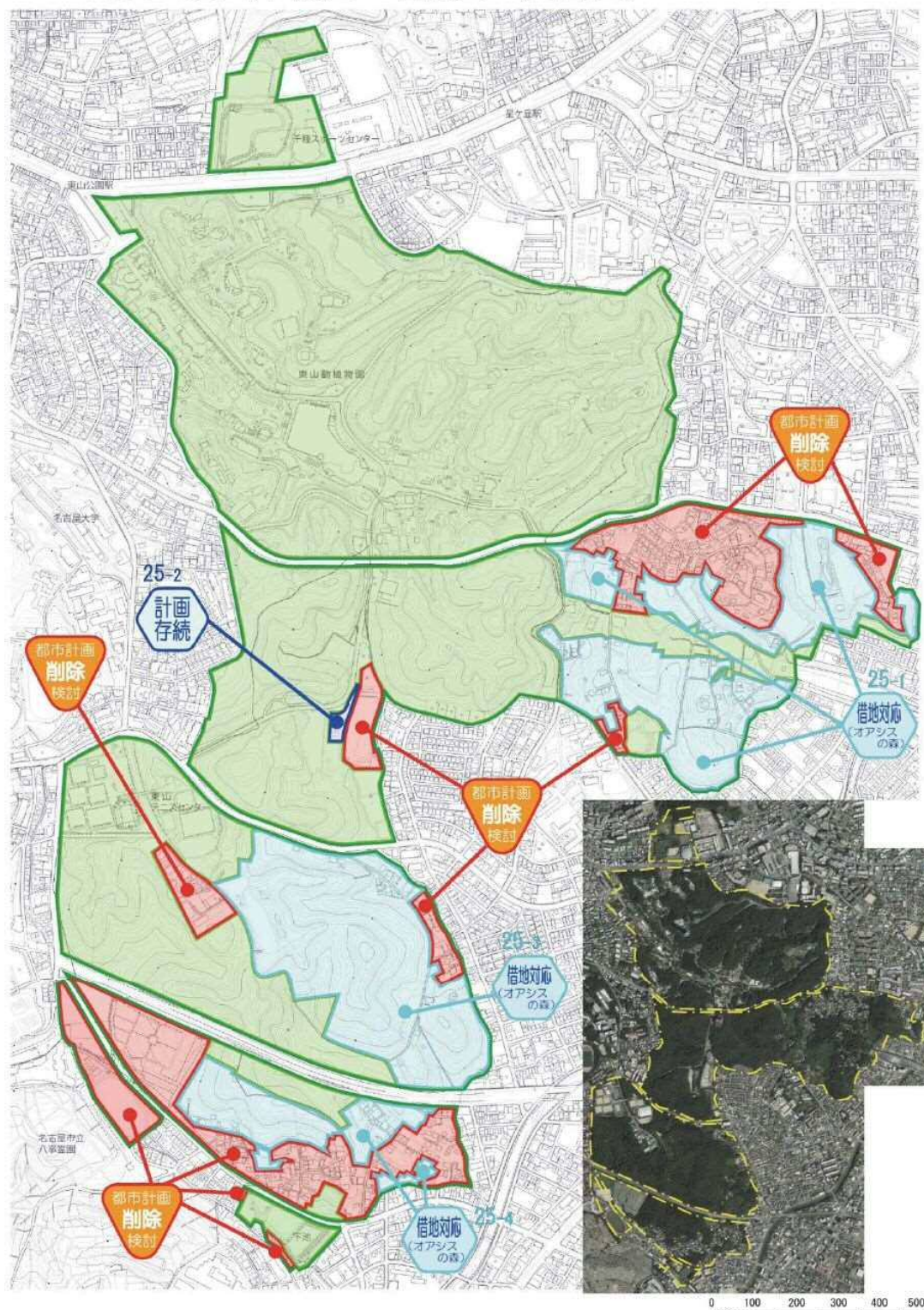
第2次プログラム

公園緑地・区域名	番号	対応
東山公園・藤巻樹林	25-1	借地対応 削除検討
東山公園・オアシス	25-3	借地対応
東山公園・山田樹林	25-4	借地対応 削除検討
東山公園・裏山北	25-2	計画存続 (2038年度～) 削除検討

25 東山公園（千種区・名東区・天白区）



25 東山公園（千種区・名東区・天白区）



(2) 見直しの理由

名古屋市は見直しの理由として以下の 5つ挙げている（第2次整備プログラム11頁ないし13頁）。

- ① 人口減少と都市構造の転換
- ② 多様な災害への対応
- ③ まとまりのある樹林地保全の必要性
- ④ 厳しい財政状況
- ⑤ 超長期に渡る建築制限

理由の 1つに挙げられているのが「厳しい財政状況」であるが、この点について、「近年における公園事業費は、平成19年度の整備プログラム策定時に想定した年間事業費の半分程度に落ち込んでいます」と説明されている（第2次整備プログラム11頁・12頁）。公園事業費の推移を示した図 7を見ても、平成26年度以降は年間の公園事業費が20億円を下回っていることがわかる（同12頁）。

なお、ここで取り上げられている「公園事業費」とは、要買収民有地を買収するための予算であって、一般会計の直買と、都市開発資金、公共用地先行取得等事業債を足しあわせた額（予算額）を意味する。後述の第1次整備プログラムで取り上げられている「公園緑地事業費」も同様である。



（出典：「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」12頁）

ところで、第1次整備プログラム策定時、「投入可能な事業費」として以下の記載がある（第1次整備プログラム20頁）。

「今後民有地の買収に必要な事業費は、2,400億円と見込まれます。

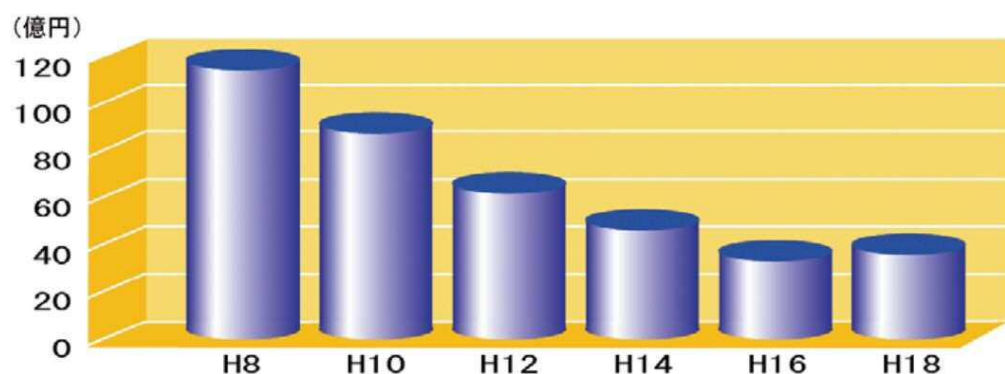
そのうち、今後10年（第1期）に民有地の買収に投入できる事業費は、現在と同じ程度の水準で推移するものと想定して、380億円を見込んでいます。

さらに、11年以降（第2期以降）については、事業の更なる進捗を図るため10年間毎に430億円を見込んでいます。」

この記載から、第1次整備プログラムは、当初10年間（第1期）は策定当時の事業費が維持できること、それ以降（第2期以降）は事業費が1割以上増加することを前提として策定されていることがわかる。

他方で、第1次整備プログラム策定当時、既に公園緑地事業費は年々減少しており（第1次整備プログラム10頁・図－5）、この時点で今後の事業費の減少は想定すべきであったと考えられる。まして11年以降（第2期以降）について事業費が増加することを前提としていたことは合理的とはいいがたく、現に第1次整備プログラムの第1期を経過した時点で、想定された事業費と実際の事業費の金額に大きな開きが生じていることからすると、想定が甘かったと言わざるを得ない。

図－5 公園緑地事業費の推移



（出典：名古屋市住宅都市局・緑政土木局「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」10頁）

第2次整備プログラムには、民有地の買収に投入できる事業費は、過去5年間と同程度の水準を確保すると想定して10年間で約200億円を見込んでいる旨の記載があるが、上記のとおり第1次整備プログラム策定時に想定した年間事業費の半分程度に落ち込んだという経緯を踏まえると、今後10年間で200億円を確保できるとする理由が明らかでなく、第2次整備プログラムの実現性に疑問がある。

(3) 整備プログラムが市民に与える影響

本章第1の(2)で述べたとおり、都市計画決定がなされると対象地域には建築制限が課せられ、事業が開始されれば用地取得の対象となる。したがって、当該土地の所有者としては、建築制限の範囲内で、また、将来的に手放すことを前提として土地を利用せざるを得ない。

名古屋市の策定・公表した整備プログラムにおいて対象とされているのは、都市計画決定後数十年を経過した都市計画公園であり、所有者としては、その間、上記の制約を受けたまま、いつ事業が開始されるか不透明な状況に置かれていた。整備プログラムは、このような現状を是正すべく策定・公表されたものであり、地域住民に対する説明会も開催されている。説明を受けた所有者が、プログラムで示されたスケジュールで進むものと期待して行動することは極めて自然なことである。ところが、第1次整備プログラムで事業着手とされていた地域について、10年後に策定された第2次整備プログラムで突如削除検討とされれば、所有者に不測の不利益を与えることになりかねない。

現に、第1次整備プログラムで事業着手とされていた地域について第2次整備プログラムで削除検討となった多加良浦公園について、平成30年10月24日に実施された第2次整備プログラムに関する説明会では、「10年先に引っ越すことになると考えていたので、既に新たな住まいを他の場所に購入してしまった。自分の土地だけ名古屋市に買ってもらえるのか。」という質問が出ている。

このように、都市計画の事業進捗の目安を示す整備プログラムは、市民生活に大きく影響を与えるものといえる。

以上の点を踏まえ、以下のように考える。

【意見】

目標に近い形で事業計画をたてなければ、事業が進まないのも事実ではあるが、整備プログラムは、市民に公表されるものであり、都市計画の事業進捗の目安を示すという市民生活へ大きく影響を与える性質のものであるから、少なくとも財政的な面からは実現可能性のあるものでなければならない。したがって、整備プログラムを策定する際には、整備プログラム策定後に事業費が下がることも想定した上で十分に実現可能性な事業費が検討されるべきである。

【意見】

特に、整備プログラムで「事業着手」とされた区域については、単に計画決定がされたまま事業着手されていなかった状態と比べて、予定通り事業が着手されると強い期待を抱かせるものであって、特に第1期・第2期の事業着手にはその期待が大きい。それにも関わらずその後の整備プログラムで削除検討とすることは、住民を徒に混乱させる。状況の変化に応じてやむを得ず方針を変更することもあると思われるが、この点には十分留意すべきである。

(4) 削除検討区域の取扱い

ア 小幡稻荷公園について、第1次整備プログラムにおいて削除検討区域を含むとされたにも関わらず、平成29年度までに削除が実施されていないことは既に述べたとおりであるが、以下の3つの公園緑地についても、同様の問題がある。

- ① 多加良浦公園
- ② 細根公園
- ③ 相生山緑地

上記各公園の概要及び第1次整備プログラム及び第2次整備プログラムにおける各プログラム内容は以下のとおりである（いずれの公園も左図が第1次整備プログラム、右図が第2次整備プログラムの内容を表す）。

① 多加良浦公園

ア) 概要

所在地：名古屋市港区多加良浦町四丁目

面積：0.26ha

開園年度：平成 4年

都市公園法による設置年月日：平成 4年 4月 1日

都市計画決定

計画番号（号）： 4・ 4・ 11

計画面積： 約8.5ha

決定年月日：昭和22年 5月 6日

イ) 整備プログラム

a 第1次

事業着手 第 3期、一部削除検討（近隣での同等の機能・規模を持つ

用地の取得見込みによる縮小、宅地化の進行区域の削除、都市施設（道路・堤防）との不整合箇所の修正）

b 第2次

削除検討（宅地化の進行区域（一定規模以上の宅地化区域））

（前記62頁参照）

② 細根公園

ア) 概要

所在地：名古屋市緑区鳴海町字細根、字姥子山

公園予定区域：4.37ha

都市公園を設置すべき区域：4.86ha

都市公園法による設置年月日：平成23年11月11日

都市計画決定

計画番号（号）： 4・ 4・ 21

計画面積：約9.9ha

決定年月日：昭和40年 1月27日

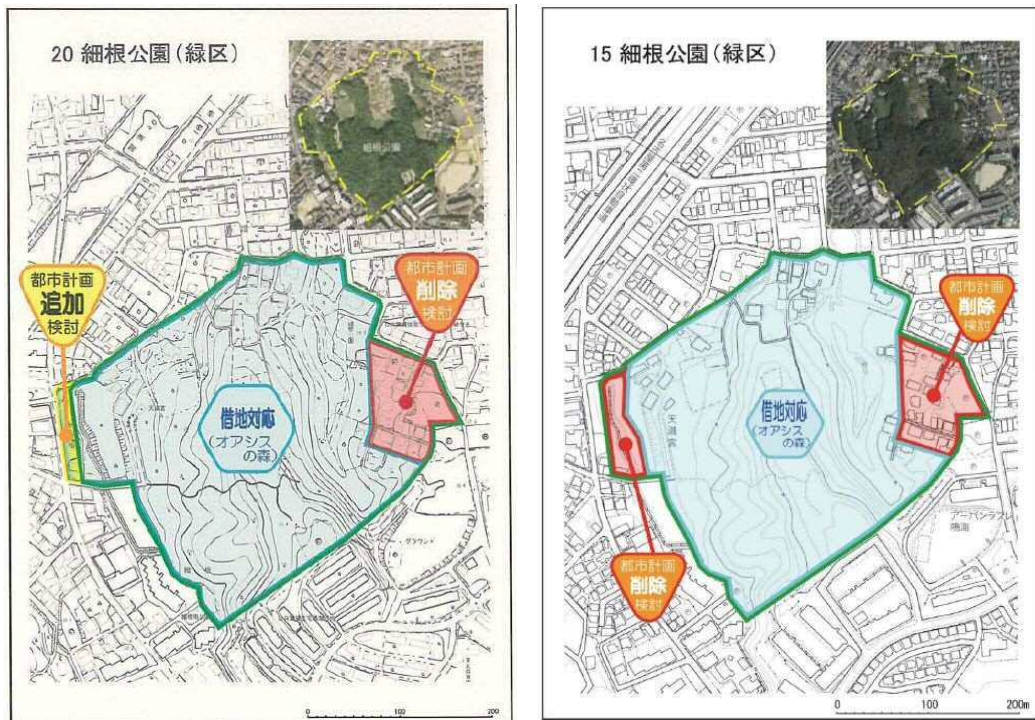
イ) 整備プログラム

a 第1次（下図左側）

借地対応（オアシスの森）部分（事業着手は第4期）、都市計画追加検討部分、削除検討部分（宅地化の進行区域の削除）

b 第2次（下図右側）

借地対応（オアシスの森）、その他の部分について削除検討（宅地化の進行区域（道路等で区切られた宅地化区域）、区域の不明確箇所の修正）、なお、第1次の都市計画追加検討部分は何らかの対象にもなっていない。



③ 相生山緑地

ア) 概要

所在地：名古屋市天白区天白町大字野並字上新田

面積：1.24ha

開園年度：平成 5年

都市公園法による設置年月日：平成 5年 4月 1日

都市計画決定

計画番号（号）：緑地第10

計画面積：約123.7ha

決定年月日：昭和15年12月 7日

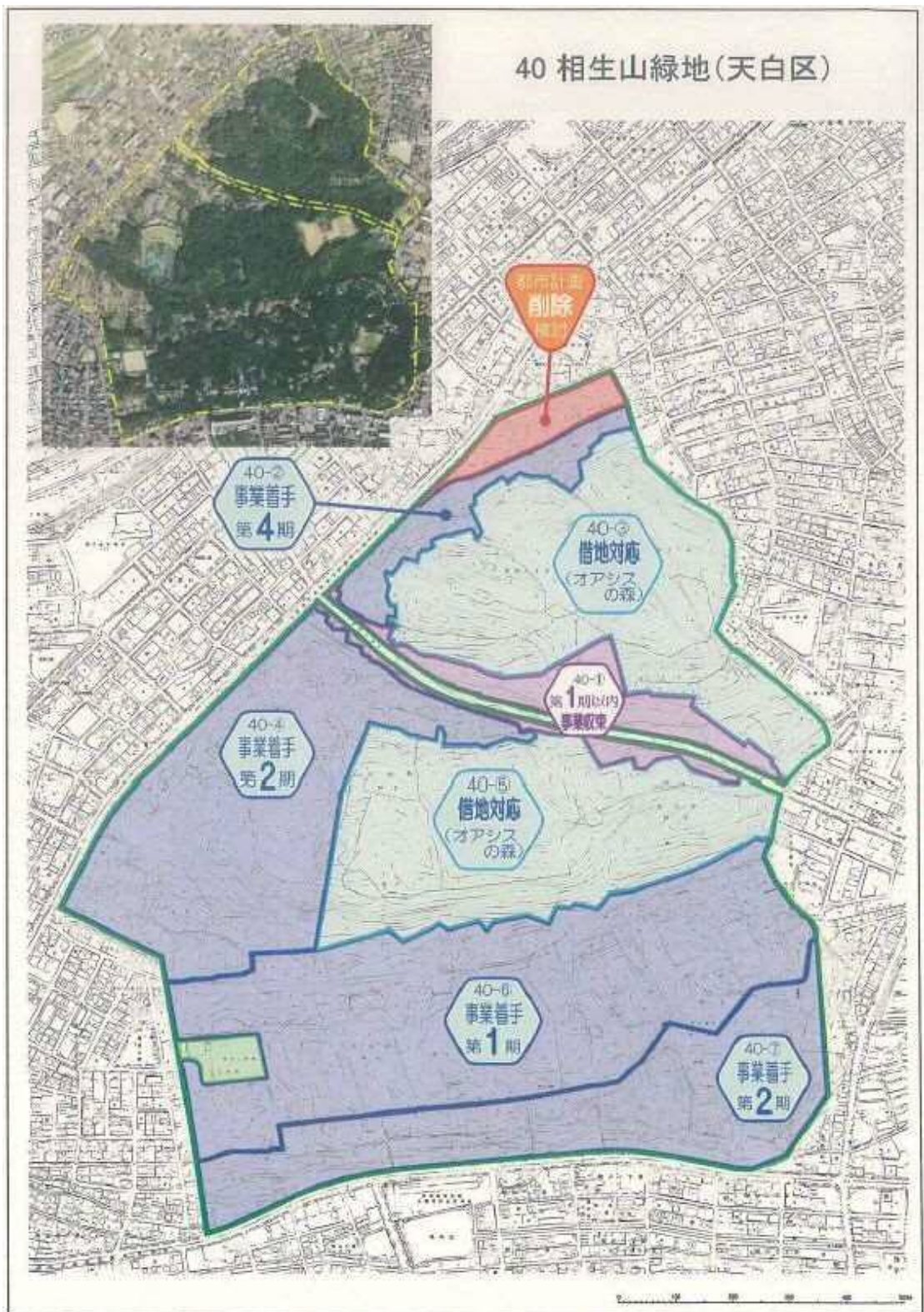
イ) 整備プログラム

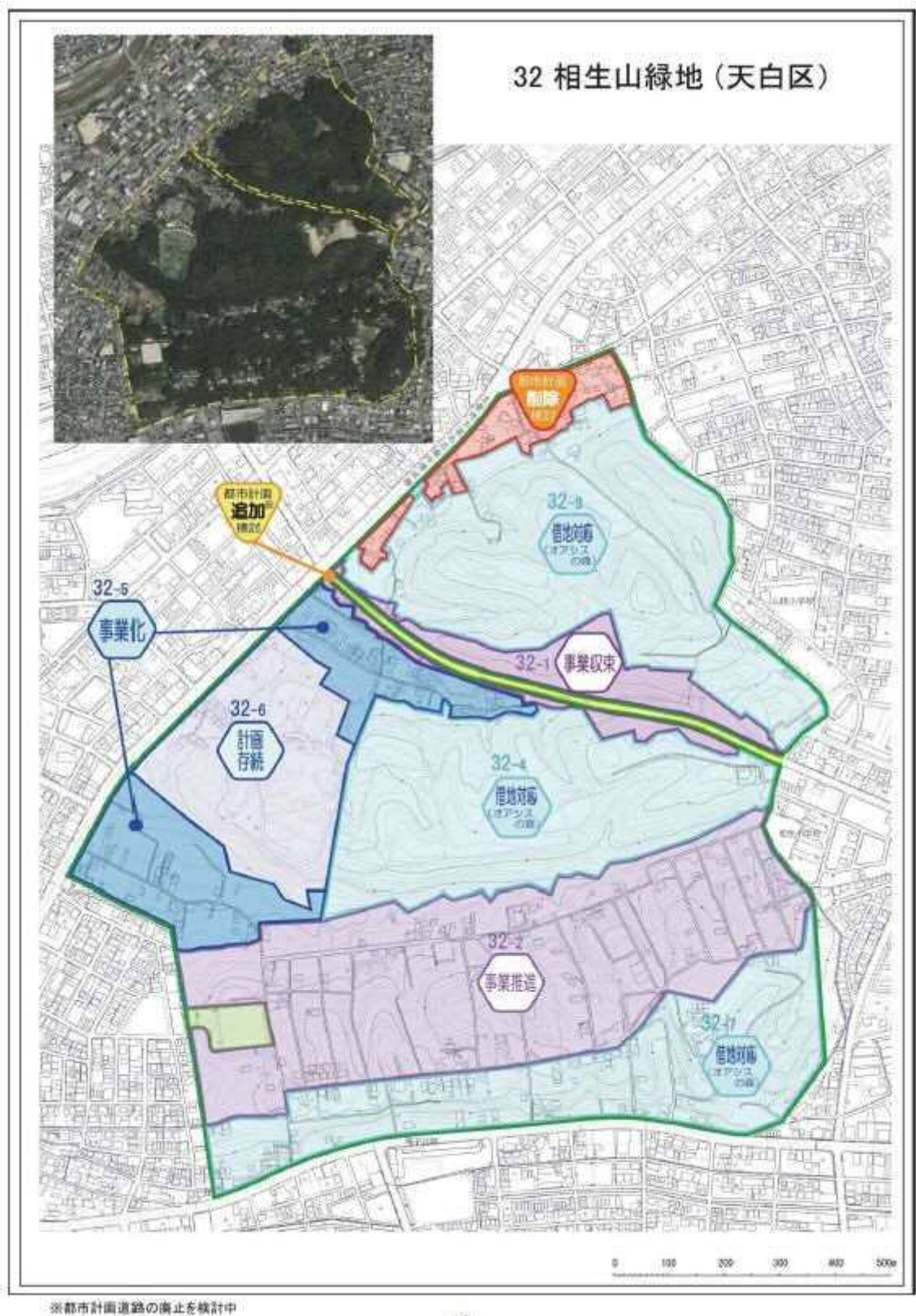
第1次プログラム

公園緑地・区域名	番号	対応
相生山緑地・事業中	40-①	事業収束第1期 (H29以内)
相生山緑地 ・菅田住宅	40-②	事業着手第4期 (H50以降)
相生山緑地 ・菅田樹林	40-③	借地対応 事業着手は第4期
相生山緑地・稲田西	40-④	事業着手第2期 (H30～H39)
相生山緑地・稲田東	40-⑤	借地対応 事業着手は第4期
相生山緑地・予定地	40-⑥	事業着手第1期 (H29以内)
相生山緑地・相生	40-⑦	事業着手第2期 (H30～H39)

第2次プログラム

公園緑地・区域名	番号	対応
相生山緑地 ・事業中北	32-1	事業収束
相生山緑地 ・オアシス	32-3	借地対応
		削除検討
相生山緑地 ・オアシス	32-3	借地対応
相生山緑地・稲田西	32-5	事業化 (2028～2037年度)
相生山緑地・笹原	32-6	計画存続 (2038年度～)
相生山緑地・稲田東	32-4	借地対応
相生山緑地 ・事業中南	32-2	事業推進
相生山緑地・相生	32-7	借地対応





イ 未実施の理由について確認したところ、それぞれ以下の回答であった。

① 多加良浦公園

近隣での同等の機能・規模を持つ用地の確保を条件に区域削除の方針としていたが、近隣での代替用地の確保ができなかったため

② 細根公園

平成21年 8月に地元説明会を開催した中で、関係権利者等から理解が得られなかったため。

③ 相生山緑地

平成21年 1月に地元説明会を開催した中で、関係権利者等から理解が得られなかったため。

このように、未実施の 3公園のうち 2公園は、地元説明会における関係権利者等の理解が得られなかったことを理由としているが、説明会の開催は、10年間で 2回ないし 3回にとどまる。

【意見】

都市計画を維持することにより、区域内の所有者の権利を大きく制限し不安定な立場に置いていること、また、固定資産評価における優遇措置が継続することによる税収減があることからすれば、第 1次整備プログラムにおいて削除検討区域とされ、その方針が変わる見込みがないのであれば、遅くとも第 1期が終わる平成29年度までに都市計画の変更が実施されるべきである。少なくとも、複数回地元説明会を実施するなど、変更実施に向けて積極的な対応がなされるべきであった。

第 5 小幡稻荷公園の整備費～入札について～

小幡稻荷公園の整備費に関する契約を監査するなかで、入札制度を含めて行った監査結果を報告する。

1 平成27年度、平成28年度の入札状況

(1) 平成27年度「小幡稲荷公園測量及び予備設計委託」において、

① 予定価格 7,728,000円

② 最低制限価格 5,862,531円

となっていたところ（②は①の75.860%）、33社が入札参加した。

そのうち、1社は無効であり、16社が最低制限価格を下回っていた。

残り16社のうち、最低額が落札したA社の5,862,540円であり、最高額が7,720,000円であった。

そして、5,862,540円に次いで低い価格は5,872,900円であり、その次は5,879,000円であった。なお、最低制限価格を下回った入札のなかで、最高価格は5,830,000円である。

かなり、最低制限価格を調査したうえで、入札していることが窺える。

しかし、本件入札価格は、最低制限価格とは9円しか違っておらず、落札価格は、最低制限価格の1.0000015倍である。

(2) また、平成28年度にも、A社は、同公園について、「小幡稲荷公園詳細設計業務委託」において、落札しているが、その入札状況は次のとおりである。

同業務については、

① 予定価格 8,531,000円

② 最低制限価格 6,719,871円

となっていたところ（②は①の78.770%）、33社が入札参加した。

そのうち、9社が最低制限価格を下回っており、そのなかの最高額は6,715,309円であった。

残り24社のうち、最低額が落札したA社の6,719,900円であって、最高額が8,531,000円であった。

そして、6,719,900円に次いで低い価格は6,720,000円であり、その次は6,720,600円であるため、この契約についても、かなり、最低制限価格を調査し、ぎりぎりのところで入札参加している業者が少なくないことは理解できる。

しかし、本件入札価格についても、最低制限価格とは29円しか違っておらず、落札価格は、最低制限価格の1.0000043倍である。

この落札価格は、極めて、最低制限価格に近似しており、しかも、同じ業者が同じ現場で引き続いて落札をしているため、入札手続について、監査することにした。

2 入札手続、入札監視等委員会

(1) 入札手続

名古屋市においては、測量・設計等業務委託契約について、入札後資格確認型一般競争入札または指名競争入札のいずれかの方法によることになっており（なお、特定調達契約については一般競争入札によることになっている）、上記契約は、いずれも前者の方式によってなされた。

契約に関しては、名古屋市契約規則、名古屋市契約事務手続要綱、名古屋市最低制限価格取扱要領などで定められており、設計に関する契約については、最低制限価格を定めることになっており、予定価格は事前公表することになっている。

そして、最低制限価格制度による場合、最低制限価格に満たない入札を行ったものは落札者になることはできないため、最低制限価格以上で、一番金額の低い価格で入札した者が落札者となる。

名古屋市契約規則

（予定価格）

第2条 一般競争入札に付する事項については、あらかじめ、当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定価格を定め、その予定価格を記載した調書を封書として開札の際開札場所に置かなければならない。ただし、電子入札システム（本市が行う入札に関する事務を処理する情報システムをいう。以下同じ。）による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合にあっては、予定価格を記載した調書を封書として開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札システムに登録することとする。

- 2 前項の規定は、最低制限価格を定めようとするときにこれを準用する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、入札執行前に予定価格を公表することができる。この場合において、その予定価格を記載した調書を封書としないものとする。
- 4 第 1項の予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、供給その他の契約であつて総額について定めることが困難な場合においては、単価によって定めることができる。
- 5 予定価格及び最低制限価格は、契約の目的物について、取引の実例価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならない。

名古屋市契約事務手続要綱

(予定価格の事前公表)

第19条 市長等は、別表 3に定められた契約について競争入札に付す場合は、予定価格を事前公表するものとする。ただし、当該契約の履行可能者が極めて限定されていて入札参加者が少数になるおそれがある場合等予定価格を事前公表することにより適正な入札の執行に支障があると認める場合は、予定価格を事前公表せずに入札を実施することができる。

・・・(略)・・・

[別表 3]

契約の種類

(1)工事請負

(2)国等で公表された基準で積算した業務委託

(3)(1)及び(2)のほか、第30条第 1項の規定によりあらかじめ最低制限価格を定めた業務委託

(最低制限価格及び低入札価格調査)

第30条 市長等は、次項で定める場合を除き、工事の請負又は別に定める役務の委託契約に係る一般競争入札を行う場合は、原則としてあらかじめ最低制

限価格を定めるものとする。この場合、落札者となるべき者の入札金額がその金額に満たないときは、その者を落札者とししないものとする。

2・・・(略)・・・

3・・・(略)・・・

4 最低制限価格及び低入札価格調査について必要な事項は、契約監理監が別に定めるものとする。

名古屋市最低制限価格取扱要領

(最低制限価格)

第2条

1・・・(略)・・・

2 原則としてあらかじめ最低制限価格を定める役務の委託契約は、次の各号に掲げる契約とする。ただし、第1号から第7号までに掲げる契約においては、手続要綱第19条第1項の規定に基づき予定価格を事前公表したものに限る。

・・・(略)・・・

(4) 建設コンサルタント

・・・(略)・・・

3 前項の規定に基づき定める役務の委託契約の最低制限価格は、次の各号に定める金額とする。ただし、当該金額が予定価格に10分の9乗じて得た金額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た金額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た金額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た金額とする。

(1) 前項第1号から第7号までに掲げる契約においては、次のア及びイに掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

ア 次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た金額。ただし、当該算出方法によりがたいときは、10分の7から10分の9の範囲内で市長等の定める割合を予定価格に乘じ

て得た金額。

[表の一部]

業種区分	1	2	3	4
建設コンサル タント	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原価の 額に10分の9 を乗じて得た 額	一般管理費等 の額に10分の 4.8を乗じて得 た額

[注] なお、平成24年 1月から平成28年 4月までの公告の契約については、上記 4の「10分の 4.8」が「10分の 3」であり、平成28年 5月から平成29年 4月までの公告の契約については、「10分の 4.5」であった。

イ 入札者の入札書（・・・を除く。）に記載された金額の合計額を当該入札者数で除した額を求め、当該額から標準偏差を減じて得た額以上当該額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除した額に、100分の 108を乗じて得た金額。

[注] なお、平成28年12月までの公告の契約については、上記の「当該入札者数で除した額を求め、・・・入札書を提出した入札者数で除した額」が「当該入札者数で除した金額に10分の 9.5を乗じて得た金額」であった。

・・・（略）・・・

ただ、最低制限価格は、予定価格の10分の 7から10分の 9の間に収まるとして一定の幅があるとはいえ、各業種によって、計算方法も明らかにされており、また、契約後には、金入設計書（積算内訳書）の内容も情報公開制度等を活用すれば一部の単価を除いて公開されている（なお、平成29年度からは、緑政土木局では、情報公開請求の手続をとらなくても、一部の業種について、市民情報センターで閲覧できる体制をとっている）。

そして、本件各契約においては、入札公告時に、予定価格が公表され

ており、また、金抜設計書も開示されているため、過去の入札結果を精査することにより、各単価も推測でき、最低制限価格の算定根拠の一つである、国の基準により算定した金額（上記要領 2条の 3項の(1)ア）の基準もかなり近似した金額まで類推することが可能になっているとのことである。

この点、市では、上記のとおり、最低制限価格の算定にあたり、①国の基準により算定した金額（上記要領 2条の 3項の(1)ア）の基準だけでなく、②当該入札の平均入札額（平均±標準偏差の範囲内の入札額により算出）（同 2条の 3項(1)イ）の基準も取り入れ、いずれか低い額を最低制限価格とすることにより、入札者が最低制限価格を類推しにくい制度となっているとはいえ、多くの者が①の基準を下回って応札しない限り、②の基準が①の基準を下回ることはなく、その場合、ほぼすべての案件で、①の基準により、最低制限価格が設定されることになる。

そのため、建設コンサルタントなどに関して実施された入札については、下記のとおり、落札金額と最低制限価格との差が 100円未満のものも平成29年度では約18.5%あり、金額が一致したものも約 4.0%あるとのことである。

そして、国の基準が段階的に引き上げられたことで、最低制限価格であっても、落札したいと考える業者が増えることにより、最低制限価格を推計して、同価格に近似した金額で応札する業者が増えているのではないかとと思われる。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政局発注の建設コンサルタント・補償コンサルタント・測量業務の全入札件数	144	134	127	124
うち最低制限価格制度の対象となった入札件数	144	134	127	124
うち「落札金額」と「最低制限価格」の差	4	9	9	23

が 100円未満であった 入札件数	(2.8%)	(6.7%)	(7.1%)	(18.5%)
うち「落札金額」と 「最低制限価格」が一 致した入札件数	1 (0.7%)	3 (2.2%)	1 (0.8%)	5 (4.0%)

※ () 内は最低制限価格制度の対象となった入札件数に対する比率

(2) 入札監視等委員会

名古屋市においては、他の自治体と同様、入札監視等委員会を設置しており（名古屋市入札監視等委員会条例参照）、同委員会では、委員が抽出した案件等について、調査審議を行っている。

そして、委員が案件を抽出するのは、1件の契約金額が1,000万円以上の委託契約（工事契約については2,000万円以上）であるが、抽出するにあたっては、契約方式別発注工事・委託契約一覧表が示され、その一覧表には、番号、契約件名、契約種別、契約金額、予定価格、落札率、入札者数及び備考欄（苦情処理若しくは再度苦情処理が行われたもの又は談合情報が寄せられたものについては、備考欄に記載がなされる）への記載が予定されているが、最低制限価格が示されることは予定していない。

そのため、委員が抽出するにあたっての関心としても、1社入札の案件、落札率が高い案件、あるいは、他の契約と何らかの関連性がある案件などにいき、そもそも、最低制限価格が情報として提示されないため、最低制限価格に近似した落札に関心がいくことは、ほぼないと考える。

しかし、これらの手続は、もともと、業者の談合などで、予定価格に近似した金額で落札されることが社会問題化していた当時に、導入されたものであって、談合して、落札がなされることが、法に違反する行為であって禁止すべきことは当然であるが、更に、自治体側からすれば、適正な手続で入札がなされれば、より低額で契約を締結することができ、3E（経済性、効率性、有効性）のなかでも、特に、経済性の観点からも有用であるともいえる。

ただ、上記案件は、1,000万円未満の契約であるため、そもそも、入

札監視等委員会の審議対象にはならないが、1,000万円以上の契約案件についても、上記案件のように、かなりの業者が入札に参加し、しかも、最低制限価格に近い金額であっても、落札して契約を締結したいと考えられる工事などがある以上、契約の適正性（適法性の問題もありうる）公平性の観点からも、最低制限価格に近似した契約についても調査の必要があると考える。

3 まとめ

以上のとおり、A社が、2年にわたり、同じ現場の設計に関する入札手続において、極めて最低制限価格に近似した価格で落札していることから、入札制度について、監査をしたが、入札制度自体に問題があるとはいえない。

ただ、最低制限価格は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があるとして設けている金額ではあるが、最低制限価格に極めて近似した業者が多数応札するような事態になれば、価格での競争原理が働いていないともいえる。

【今後の課題】

最低制限価格に極めて近似した入札についても関心を示し、入札監視等委員会でも、契約件名、予定価格、落札価格、落札率、入札参加業者数などに加えて、最低制限価格をも情報として提示し、委員会で調査審議する案件を抽出するにあたり、最低制限価格と落札価格との関係にも関心が払われるようにするなど、最低制限価格制度が適切に運用されているか注視することが望ましい。

また、今後、最低制限価格に極めて近似した応札が、特定の業種に係る契約において、多く認められるようになった場合には、名古屋市で取り入れている基準（平均入札額の基準）の趣旨を明確にして、国の基準を下回る入札が多くなれば、最低制限価格が国の基準を下回る可能性があることを明らかにしたり、国の基準が絶対でないことから、当該業種に係る契約の単価の見直しを検討したりするなどして、最低制限価格を検討することが望ましい。

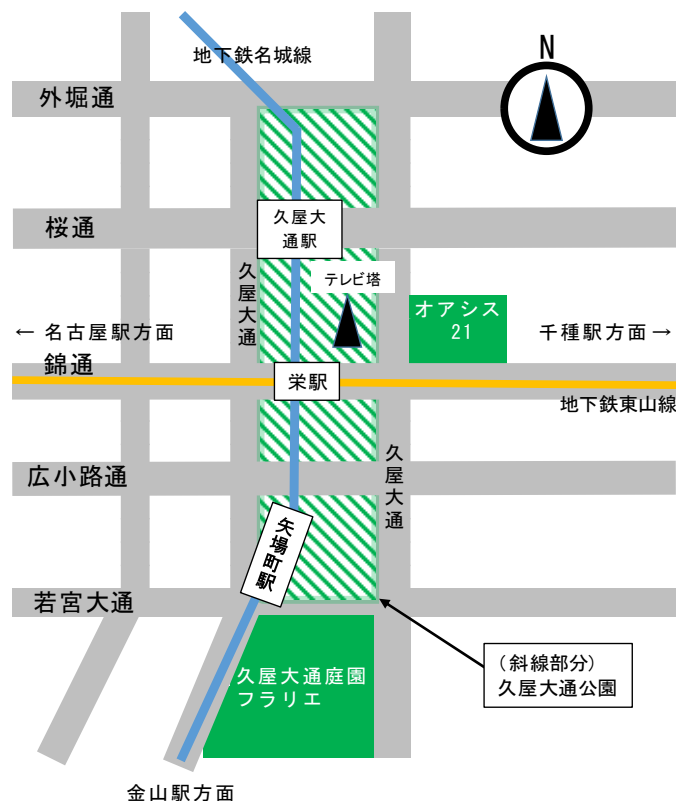
第4章 公園の管理

この章では、いくつかの公園について、管理を中心に監査をするものであり、第3では「久屋大通公園」をとりあげる。

久屋大通公園には、テレビ塔がそびえていて、名古屋の中心を南北に走る100m道路（久屋大通）のグリーンベルト地帯と捉えられることが多いが、今回、監査の対象としている、「第1 オアシス21」「第2 久屋大通公園久屋大通庭園（フラリエ）」も、久屋大通公園を構成するものである。



そこで、久屋大通公園の場所と、オアシス21、久屋大通公園久屋大通庭園（フラリエ）の位置関係を明らかにしておく。なお、久屋大通公園には、オアシス21の東側部分（愛知県芸術文化センター及びその東側公園部分）も含まれる。



第1 オアシス21

1 オアシス21の概要

(1) はじめに

ア オアシス21は、名古屋の都心部を南北に縦断する久屋大通の中央東側に位置し、久屋大通公園の一部であり、公園やバスターミナルなどの公共施設と商業施設の複合施設である。

所 在	名古屋市東区東桜一丁目
面 積	敷地面積 約2.0ha 建築面積 約10,100㎡ 延床面積 約25,200㎡(店舗部分面積 約4,150㎡)
開 設	2002年(平成14年)10月11日
管理方法	公園部分・バスターミナル部分は指定管理(栄公園振興株式会社) 地下広場は栄公園振興株式会社が占有許可 店舗部分は栄公園振興株式会社所有
施 設	公園部分 水の宇宙船(大屋根) 緑の大地(地上公園) 銀河の広場(吹抜公園) オアシス21センター バスターミナル 店舗部分(30区画、現在30店舗)



水の宇宙船



水の宇宙船(屋上)



緑の大地（地上公園）



銀河の広場全体



バスターミナル階上
(右奥がバスターミナル)



バスターミナル
(左側がバス乗場)



オアシス21 iセンター



地下店舗部分
(右側が店舗、左側が地下広場)

イ オアシス21の利用者数

オアシス21の来場者数は、次のとおりである。

公園全体の来場者数は毎年増加していたが、平成29年度に約80万人減少し、水の宇宙船の来場者数も、平成27年度に10万人以上増加して

いるが、その後、減少している。

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成 28 年度	平成29年度
オアシス 2 1	13, 724, 545	13, 787, 898	13, 980, 313	13, 176, 426
水の宇宙船	533, 655	656, 536	611, 565	588, 032

※ 水の宇宙船の来場者数は、公園全体の来場者の内数

(2) オアシス 2 1 の建設

地上部分にあたる、公園やバスターミナル等の主要部分は、財団法人名古屋都市整備公社（現 公益財団法人名古屋まちづくり公社）が、市に代わって建設を行い、完成後に市が10年分割で取得する方式がとられた。

そして、建設にあたっては、愛知県が市所有の公園敷地に芸術文化センターを無償で設置するため、公園整備費用については、県から一定の補助金（19億円）が支払われることになっていたが、完成後については、名古屋市が所有することになった（なお、対象地区の一部は愛知県芸術文化センターへの連絡通路があるため、その部分は県が買取る）。

一方、地下部分については、第三セクターである栄公園振興株式会社が建設し、地下広場については、完成後、市に譲渡されているが、栄公園振興株式会社が占有許可を受けている。

オアシス 2 1 の事業スキーム

提案競技対象事業 154億3500万円		建設主体	管理主体
	公園本体 90億8400万円	(財) 名古屋都市 設備公社 完成後、住宅都市 局が取得	緑政土木局 (住宅都市局から 移管) ※ 1
	バスターミナル		住宅都市局

名古屋市事業 123億5000万円	22億6500万円	買取価格 136億	
	愛知芸術文化センター連絡通路 7億6200万円 (県買取)	8800万円 (うち県費補助19億円)	愛知県(市から買取) 買取価格 8億2800万円
	残存物件撤去 2億3900万円	(NHK負担)	—
栄公園振興(株)事業 30億8500万円	地下店舗 19億9700万円	栄公園振興(株)	栄公園振興(株)
	地下広場 10億8800万円 (NTT-A事業)		栄公園振興(株)が占有 (市に無償譲渡)
提案競技対象外公園 工事 9400万円	植栽工事 9400万円	緑政土木局	緑政土木局

※1 平成30年 4月 1日に、再度、緑政土木局から住宅都市局に移管

(3) オアシス 2 1 の財産区分、管理区分

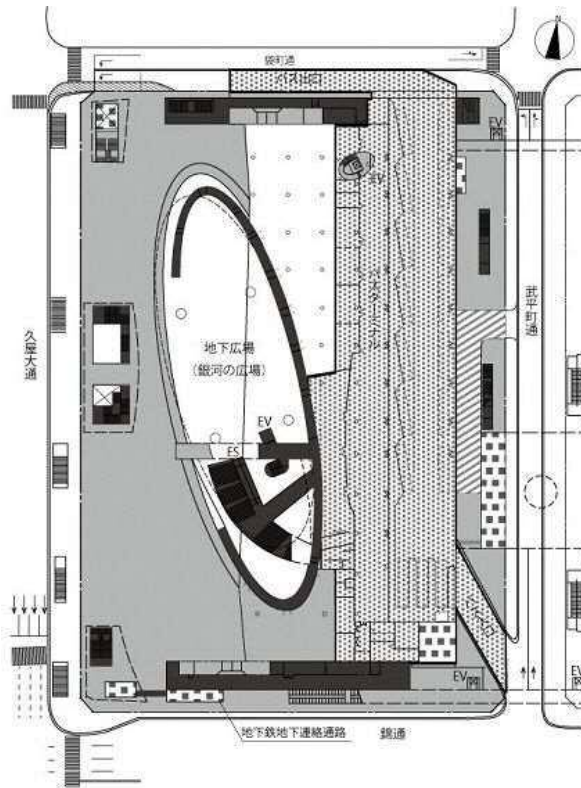
ア オアシス 2 1 は、地上階は、バスターミナルへの通路や、地下への出入口などのほかは、市で所有している。

それに対し、バスターミナル階（地上階の下にあたるため地下部分といえるが、1階部分ともいわれている）は、地下広場の上空を取り囲む形になっており、市が所有し、ほとんどの部分が、バスターミナル部分と公園部分として利用されている。地下 1階部分は市が所有し、栄公園振興株式会社が占有する地下広場が中心にあり（市が所有、管理するオアシス 2 1 i センターがある）、その周りを同社が所有する店舗部分があり、バックヤード部分に、同社が占有している同社事務所、従業員休憩室などや、市と栄公園振興株式会社が共用している防災センター・各種機械室などがある。

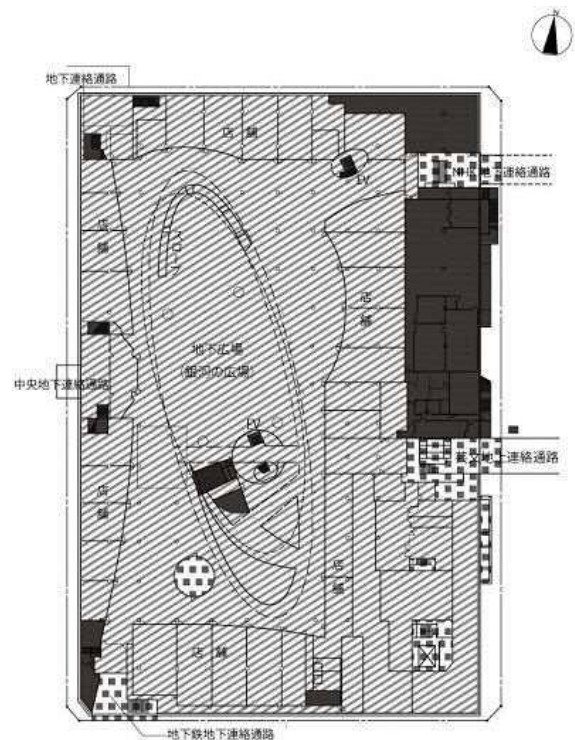
なお、地下 2階部分には、中部電力や交通局が占有許可を受けている変電施設がある。

このうち、地下 1 階部分の財産区分、管理区分を図で示すと次のとおりとなる。

管理区分（バスターミナル階平面図）



管理区分（地下 1 階平面図）



 公園	 共用	 バスターミナル
 占用物件等	 店舗等	

なお、都市公園を立体的に定めることにより、都市公園の下部空間に都市公園法が及ばない立体都市公園の制度が平成16年の都市公園法の改正によって認められたが、本施設は地下部分も含め、都市公園の規制が及んでいる。

イ 地下 1 階部分の占用

ア) 地下 1 階部分のうち、機械室、地下連絡通路部分以外の、地下店舗部分及び地下広場部分（銀河の広場）については、栄公園振興株式会社に、占用許可がなされている。

ところで、名古屋市においては、都市公園法に定める占用許可に関して、12条 1項で使用料について規定しているが、具体的使用料は、「別表第 2 使用料」の 3(5)において、下記のとおり、規定さ

れている。

別表第 2 使用料

3 都市公園を占用する場合

(5) 地下駐車場その他これに類する地下施設

1平方メートル 1年につき 2,600円

ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3倍を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。

そして、現在の占用許可は、平成30年 3月 2日付のもので、

- ① 許可の範囲 16.156㎡
- ② 許可の事項 地下に設ける通路等
- ③ 許可期間 平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日
- ④ 使用料の額 42,005,600円 (2,600円／㎡×16.156㎡)

となっており、許可証には「法 3」と記されている。

この記載をみる限り、都市公園法に基づく許可であることから、同法 3条に基づく許可と思われる。

都市公園法

(都市公園の設置基準)

第 3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

2、3 …… (略) ……

(都市公園の占用の許可)

第 6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占有の目的、占有の期間、占有の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に

係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3、4 ……（略）……

第7条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

……（略）……

三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

……（略）……

この点、名古屋市では、法条を記載する必要もないところ、都市公園法 7条 3号に該当する物件であることを意味するものとして、「法 3」と記しているとのことである。

ただ、対外的に発行する許可証の記載として望ましいものではない。

【意見】

許可証などの対外的に発行するものについては、誤解が生じないような記載が望まれるのであって、上記許可証についても、「法 7-3」などと記載すれば足りるのであって、改善が望まれる。

イ) 土地使用料については、上記のとおり、名古屋市都市公園条例12条 1項（別表 2の 3(5)）に基づいて、「1平方メートル 1年につき 2,600円」の単価によって、算出されている。しかし、本件占用状況は、地下駐車場とは全く違う形での利用であって、同規定によって、使用料を算出することに疑問がある。

特に、条例の使用料の基準が一律年間 2,600円／㎡となっているとはいえ、地下店舗部分及び地下広場部分を同じ使用料単価である

として使用料を算出している点は問題である。

この点、市からは、当時、建設省から、本件店舗はその業種から公園の便益施設とは認められず、地下通路の一部（地下通路を仕切ったもの）として占用許可に含めるのであれば、設置が可能であるとの考えが示されていたと説明があり、また、公園の占用使用料については、道路占用と同一物件や施設における道路占用料と差が生じないように、同額の使用料を設定しているとの説明もあった。しかし、道路法においては、都市公園法では認められていない地下街などを設けて、道路を使用することも認めており（同法32条 1項参照）、道路の占用料等に関する条例においても、地下街などの占用料は別に規定され、ただ、地下通路などその他のものが年間 2,600 円/㎡の使用料と規定されているにすぎない。

道路法

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～四・・・(略)・・・

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六・七・・・(略)・・・

2 ～ 5・・・(略)・・・

道路の占用料等に関する条例

別表

占有物件			占有料		
			単位	1等地	2等地
法 第 32 第 1項第 5号 に掲げる 施設	地 下 街 及 び地下室	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	Aに 0.003を乗じて得 た額	
		階数が 2 のもの		Aに 0.004を乗じて得 た額	

	階数が 3 以上のもの		Aに 0.005を乗じて得た額
	上空に設ける通路		3,600
	地下に設ける通路		2,200
	その他のもの		2,600

※ Aは、許可の時点における近傍類似の土地 1平方メートルの価格を表すものとする。

【意見】

本件地下店舗部分及び地下広場部分（銀河の広場）の使用料を、名古屋市都市公園条例12条 1項（別表 2の 3(5)）に定める、「1平方メートル 1年につき 2,600円」の単価によって、算出している点は改めるべきであり、商業施設である地下店舗部分と地下広場部分の使用料を、同じ使用料単価によって算出している点に疑問がある。

地下施設も、地下通路、地下駐車場やこれに類する施設ばかりでないのであれば、条例における使用料の設定も、施設目的によって異なる金額を使用料として設定する必要もあり、また、場所によって利用価値が異なることを考えれば、上記道路占用料の地下街などのように、土地の評価額も考慮した使用料の設定も考えてもよいと思われる（なお、公園施設についても、設置許可、管理許可に関しては、条例での使用料を最高額とするものの、同条例施行細則 8条の 2で、土地の評価額を前提して算出する名古屋市財産条例 7条 1項 1号に定める額としている）。

<参考>

名古屋市都市公園条例施行細則

（使用料の額）

第8条の 2 公園施設を設ける場合の使用料の額は、条例別表第 2の 1の項に掲げる額の最高額に当該公園施設の面積を乗じて得た額を限度として、次の各号に掲げる額とする。

(1) 年額 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額

(2) 月額 前号に掲げる額に21,000分の5,400を乗じて得た額

(3) 日額 第1号に掲げる額に21,000分の2,400を乗じて得た額

2、3・・・（略）・・・

名古屋市財産条例

第7条 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 土地の使用に係る使用料の月額は、当該土地の適正な評価額に1,000分の3を乗じて得た額を下らない額

(2)、(3)・・・（略）・・・

2・・・（略）・・・

【意見】

地下店舗及び地下広場（銀河の広場）部分については、建設当時から、国（建設省）にも確認しながら、通路を仕切った占用施設であって、都市公園法7条3号に定める「通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの」として、都市公園法6条の占用許可によることとされてきたものである。

ただ、地下広場については、地下通路としての側面はあるものの、イベントエリアとして使用されており、地下店舗については、地下通路や公共駐車場に類する工作物などと捉えることは難しい。

都市公園法に定める便益施設についても、当該都市公園の機能などを考えて解釈すれば、オアシス21のような都市の中心に位置し、多くの利用者が集まる公園については、公園内の便益施設もかなり広く捉えることもできないわけではないとも思われる。そして、オアシス21の開業後、都市公園法の改正により、立体都市公園制度（平成16年改正。法20条以下）なども認められているので、立体都市公園と捉えることも可能と考える。

このように考えると、設置当初の許可の枠組みに捉えられるのではな

く、実態に即した手続を考える必要が出てきていると思われる。

2 公園等の管理方法

(1) 指定管理者制度導入の経緯

久屋大通公園オアシス 2 1 内の「公園施設・バスターミナル」については、従前、各施設の設置条例（名古屋市都市公園条例と名古屋市バスターミナル条例）において、栄公園振興株式会社に管理委託することが規定されていた。

ただ、平成15年 9月に、公の施設について、「指定管理者制度」が導入されたことにより、平成18年 9月 1日までに、すべての公の施設について、直営か指定管理者への移行が求められた。

そこで、上記「公園施設・バスターミナル」についても、平成17年 7月に条例を一部改正し、平成18年 4月から指定管理者による管理となった。

(2) 指定管理の内容

ア 公園施設部分

名古屋市都市公園条例18条の 2においては、指定管理者による管理をする公園を、別表 3に規定する形をとっており（それ以外の公園施設は、市の直営となる）、久屋大通公園オアシス 2 1 の公園施設も、別表 3のなかで「久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」として、指定管理の対象公園になっている。

ただ、同条例18条の 3において、指定管理者の指定は、公募によることを原則としつつ、「久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」については、公募によらずに選定することになっている。

しかも、非公募で選定する前提として、名古屋市栄バスターミナル（オアシス 2 1 内のバスターミナル）、久屋大通公園の公園施設以外の施設（市長の定めるものに限る。）と一体的に管理することができることが要件となっている。

名古屋市都市公園例

(指定管理者)

第18条の 2 別表第 3に掲げる公園施設(以下「別表第 3施設」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第18条の 3 市長は、別表第 3施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、鶴舞公園多目的グラウンド及び久屋大通公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)にあっては、これらの施設の設置の状況等に鑑み、第 3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

2 ・ ・ 略 ・ ・

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1)～(3) ・ ・ 略 ・ ・

(4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあっては、当該施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

瑞穂公園の公園施設 (市長の定めるものを 除く。)	名古屋市瑞穂運動場条例(昭和59年名古屋市 条例第24号)第 1条第 1項に規定する瑞穂運 動場
久屋大通公園の公園施 設(市長の定めるもの に限る。)	ア 名古屋市バスターミナル条例(平成14年 名古屋市条例第15号)第 2条に基づき設置 する名古屋市栄バスターミナル イ 久屋大通公園の公園施設以外の施設(市 長の定めるものに限る。)

イ バスターミナル部分

オアシス 2 1 のバスターミナルは、名古屋市バスターミナル条例において、その設置及び管理に関して必要な事項が定められている。

そして、その管理については、指定管理者に行わせることになっているが、特に公募によることにはなっておらず、その要件の 1 つに、久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る）及び都市公園法 6 条 1 項の規定により許可を受けて設置されている久屋大通公園の公園施設以外の施設と一体的に管理することができることがあげられている。

名古屋市バスターミナル条例

（指定管理者）

第 8 条 バスターミナルの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

第 9 条 市長は、バスターミナルの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該施設の構造等にかんがみ、次に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

(1)～(3) ・ ・ (略) ・ ・

(4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同表右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

名古屋市栄バスターミナル	ア 名古屋市都市公園条例(昭和34年名古屋市条例第15号)に基づき設置する久屋大通公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)
	イ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第 6 条 第1項の規定により許可を受けて設置される久屋大通公園の公園施設以外の施設(市

	長の定めるものに限る。)
--	--------------

ウ つまり、公園施設部分とバスターミナル部分は、各々指定管理者によって、管理されることになっているが、その指定管理者の要件によって、公園施設部分、バスターミナル部分、公園施設以外の部分を一体に管理する必要があることから、条例によって、同一の指定管理者が指定される形をとっている。

これは、もともと、オアシス21が、名古屋市の施設（バスターミナル、地上公園等）と栄公園振興株式会社の施設（地下の商業施設部分）を一体的に管理することを前提に建設されたものであり、個別管理が困難であることや、占有部分の管理のみに指定管理を導入することが経済的に不合理であることを理由とするものである。

そして、市が定める「指定管理者制度の運用に関する指針」にも、下記内容が記されており、これに基づいて、非公募で指定しているとする。

指定管理者制度の運用に関する指針（抜粋）

施設の構造・特性・設置状況等を勘案の上、管理運営を行うことができる団体が特定される以下の場合においては、例外的に公募によらないことができるものとする。これに該当するか否かの判断は、施設所管局が行うものとする。

① 民間所有施設と一体である複合施設を当該民間施設の管理者に一括して管理運営させることが合理的と考えられる場合

②～⑤ ……（略）……

(3) 指定管理に関する協定

ア 指定管理者の指定

名古屋市は、「公園施設部分、バスターミナル部分」については、同条例にしたがい、指定管理者を公募することなく、指定管理者として、地下店舗部分を所有している栄公園振興株式会社との間で

- ① 平成18年 4月 1日
- ② 平成22年 4月 1日
- ③ 平成26年 4月 1日
- ④ 平成30年 4月 1日

に、期間を 4年間とする「指定管理に関する基本協定」（以下、単に「基本協定」という）を締結したうえで、各年度に「指定管理に関する年度協定」（以下、単に「年度協定」という）を締結し、同社に管理を任せている。

イ 指定管理料

各年度において、指定管理料は、次のとおり推移している。

(単位：円)

	公園施設	バスターミナル	合計
平成18年度～21年度	82,992,000	91,119,000	174,111,000
平成22年度～25年度	78,811,000	86,579,000	165,390,000
平成26年度～29年度	78,010,560	89,430,480	167,441,040
平成30年度	78,151,000	89,547,000	167,698,000

※ いずれも税込金額

なお、消費税率は平成26年度に 5%から 8%になる。

(4) 指定管理業務の現状～第三者への委託～

オアシス 2 1 の公園部分とバスターミナル部分は、平成18年 4月 1日から指定管理者によって管理がなされているが、一体管理の必要性から、公募によらず、オアシス 2 1 の地下店舗部分を所有していた栄公園振興株式会社が、各々指定管理者に指定されている。

しかし、非公募で指定する理由としては、一体管理の必要性があるとされるが、栄公園振興株式会社は、実際には、その業務のほとんどを第三者（A社）に委託している。

つまり、栄公園振興株式会社が行っているのは、統括管理業務、運行管理補助管理業務（バスターミナル部分のみ）であり、設備管理業務、清掃業務、警備業務及び植栽業務（公園部分のみ）は、A社に対

し、契約に従って定額を支払う形で実施している（なお、個々の修繕も、栄公園振興株式会社がA社に発注しており、光熱水費は実費が支払われている）。

平成29年度の具体的な支出状況は次のとおりである。

[公園管理業務]

(単位：円)

項 目		内 容	金 額
公園管理事業費	設備管理	電気水道関係の各種設備の管理業務	8,383,000
	清掃	日常的な清掃業務	16,526,000
	警備	施設全体の日常的警備業務関係	16,209,000
	植栽管理	緑の大地等植栽植替え等	6,250,000
	修繕	水の宇宙船西側ガラス飛散防止フィルム張替、ハト対策（侵入防止・糞清掃・追い払い）など (別紙 5 修繕実績参照)	8,989,000
	光熱水費	電気料金、水道料金等	6,325,052
	総括管理業務費	人件費等	9,490,000
小 計			72,172,052
消費税等			5,773,763
合 計			77,945,815

[バスターミナル管理業務]

(単位：円)

項 目		内 容	金 額
	設備管理費	電気水道関係の各種設備の管理業務	13,625,000

建物管理事務費	清掃	日常的な清掃業務	4,736,000
	警備	施設全体の日常的警備業務 関係	4,645,000
	修繕	待合場所の天井照明ＬＥＤ 化、トイレ出入口扉の取替 など (別紙 5 修繕実績参照)	13,197,020
	光熱水費	電気料金、水道料金等	13,912,594
	運行管理補助業務費	バスターミナル管理室の維 持管理費等	22,864,000
	総括管理業務費	人件費等	9,587,525
	小 計		
消費税等			6,605,369
合 計			89,172,508

この関係は、指定管理者制度が導入される前の段階でも同様であった。

つまり、栄公園振興株式会社は、オアシス２１がオープンする（平成14年10月11日）にあたり、名古屋市との間で、久屋大通公園（オアシス２１）の管理業務委託契約及び栄バスターミナルの管理業務委託契約を締結するとともに、一方では、「オアシス２１」管理業務委託契約を、第三者（Ｂ社）との間で締結していたのであり、その関係が、その後も継続していることになる。

ただ、指定管理者による管理が開始されてからも、栄公園振興株式会社はＢ社との間で管理業務委託契約を締結していたが、最初の指定管理の期間が満了するにあたり、施設管理業務の企画提案募集を行った結果、平成22年 4月 1日からは、最高評価であったＡ社が選定され、その後も、指定管理期間が満了する時点で、企画提案募集を行っている。

そして、基本協定（平成26年 4月 1日付）のなかでも、13条に、あえて、下記規定がなされている。

（第三者への委託）

第13条 乙は、本業務の実施に当たり、本業務の全部若しくは主たる部分を第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、清掃、警備、設備管理、植栽管理及び運行管理補助等、あらかじめ甲の承認を受けた業務については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、乙の責任において負担するものとする。

(5) 本件指定管理者指定の問題点

このように、現実には、設備管理、清掃業務、警備業務などを一括して管理しているのは、栄公園振興株式会社から業務委託を受けているA社であり、指定管理を導入して民間ノウハウの活用などを図るという制度目的からしても、ほとんどの業務をA社に委託している栄公園振興株式会社を、非公募で指定管理者として指定することを正当化する合理的理由は十分とはいえない。

【意見】

公園部分とバスターミナル部分の管理を、栄公園振興株式会社が所有する地下店舗部分と一括して管理させるために、公募によらず、栄公園振興株式会社を指定管理者に指定する方法については、正当性、合理性、公平性などを検討し、次回指定管理の指定に向けて、公募によることを検討すべきである。

その方法としては、管理センターなどの関係で一括管理しないといけない部分があるとすれば、その限定された業務を特定業者（たとえば、栄公園振興株式会社）に委託することを条件にして、公園部分、バスターミナル部分を、各々、公募によって、指定管理者を募集するなどの方法が考えられる。

3 指定管理業務の収支内容について

- (1) 指定管理業務については、栄公園振興株式会社から、毎年度、管理業務事業計画書が提出され、名古屋市においては、栄公園振興株式会社から四半期毎の報告及び年度修了後の報告書に基づいて、執行額を確認しているとのことである。

しかし、栄公園振興株式会社所有部分（地下店舗部分）と一体管理する必要から、同社を指定管理者として指定しているのであり、その多くの業務が、栄公園振興株式会社の所有部分と一体として、A社に委託されているのであれば、栄公園振興株式会社とA社がどのような業務委託契約を締結し、栄公園振興株式会社所有部分と、市が所有する公園部分、バスターミナル部分、栄公園振興株式会社と市の共用部分との間で、どのような業務負担割合になっており、費用負担割合になっているかを明らかにされる必要がある。

これについて、栄公園振興株式会社に対し、指定管理料が適正に執行されているかを確認する必要から、同社とA社との間の業務委託契約の内容について、各部分をどのように分けて積算しているかについて、契約総額と按分根拠などを確認しようとした。しかし、栄公園振興株式会社から、A社に対し、①契約金額（総額）、②契約金額（総額）を類推させる情報、③個別業務の契約金額内訳、④個別業務の契約金額内訳を類推させる情報、の開示を求めたが、開示を拒否されたとのことであった。

そして、監査人から名古屋市に対して、栄公園振興株式会社からは、上記理由で契約書などの開示を受けられなかった前提で照会をするも、四半期毎の報告及び年度修了後の報告書で執行額を確認している以上の回答は得られなかった。

- (2) しかも、平成27年度、平成28年度と平成29年度とでは、指定管理料の内訳の金額（予算）が違い、公園部分、バスターミナル部分ともに、設備管理費が大幅に減額になり、光熱水費も減額となり、一方で、それ以外の費用が増額になっている。

〈公園管理業務〉

(単位：円)

項 目		平成28年度 予定額(A)	平成29年度 予定額(B)	(B - A)	増減率
公園管理 業 務 費	設備管理	13,370,000	8,383,000	△4,987,000	37.30% ↓
	清 掃	14,855,000	16,526,000	1,671,000	11.25% ↑
	警 備	13,766,000	16,209,000	2,443,000	17.75% ↑
	植栽管理	5,835,000	6,250,000	415,000	7.11% ↑
	修 繕	8,000,000	8,700,000	700,000	8.75% ↑
	光熱水費	7,858,000	6,674,000	△1,184,000	15.68% ↓
統括管理業務費		8,548,000	9,490,000	942,000	11.02% ↑
小 計		72,232,000	72,232,000	0	
消 費 税 等		5,788,560	5,778,560	0	
合 計		78,010,560	78,010,560	0	

〈バスターミナル管理業務〉

(単位：円)

項 目		平成28年度 予定額(A)	平成29年度 予定額(B)	(B - A)	増減率
建物管理 業務費	設備管理	16,717,000	13,625,000	△3,092,000	18.50% ↓
	清 掃	4,442,000	4,736,000	294,000	6.62% ↑
	警 備	3,945,000	4,645,000	700,000	17.74% ↑
	修 繕	7,500,000	11,500,000	4,000,000	53.33% ↑
	光熱水費	20,795,000	15,946,000	△4,849,000	23.32% ↓
運行管理業務費		21,840,000	22,864,000	1,024,000	4.69% ↑
統括管理業務費		7,567,000	9,490,000	1,923,000	25.41% ↑
小 計		82,806,000	82,806,000	0	
消 費 税 等		6,624,480	6,624,480	0	
合 計		89,430,480	89,430,480	0	

※ 公園部分、バスターミナル部分ともに、平成27年度予定額は、平成28年度予定額と同金額であって、変更はない。

ただ、変更になった理由が、平成29年度まで行っていた管理内容を変更するためではなく、栄公園振興株式会社が再委託先（A社）からヒアリングをした結果、実際には、設備管理より、清掃、警備などに人件費がかかっていることが分かったため、平成29年度の事業計画の時点で変更したとのことである。

これは、平成28年度以前の各項目に割り振られた金額は、各業務に実際に要する金額が記載されていなかったことを意味し、名古屋市においても、各項目ごとの費用額が適正であるかの確認をしていなかったと言わざるを得ない。

この点、市としては、修繕費については、原則として事前協議を行っており、また、他の業務内容についても、四半期毎の報告及び事業終了後の事業報告などによって、適正に行っているとの考えが示されている。

しかし、当該指定管理業務の指定管理料が相当であるかを確認するには、指定管理料の項目ごとの内訳金額が、各業務内容に相当した金額となっているか否かを確認する必要があるといえるが、上記のとおり、項目ごとの内訳金額が正確になされていなかったのは明らかであり、指定管理料が適正に執行されているかの確認が適正になされていたとは考えられない。

また、公園部分、バスターミナル部分ともに、栄公園振興株式会社は、経営改善、広報業務などのために時間数が増加したとして、A社に発注していない業務である、統括管理費用を、8,548,000円から9,490,000円（公園部分）、7,567,000円から9,587,525円（バスターミナル部分）、また、バス運行管理補助業務を21,840,000円から22,864,000円に増額しているが、その分、A社が行うべき業務に対する支払額は減額になっている。

つまり、同社に対する支払は、公園部分（設備管理、清掃、警備、植栽）については、48,147,000円から47,368,000円に減額になり（ただ、減額になっているのは、前記のとおり設備管理費のみ）、バスターミナル部分（設備管理、清掃、警備）については、25,104,000円か

ら23,006,000円に減額になっているが（ただ、減額になっているのは、前記のとおり設備管理費のみ）、A社が行う各業務内容がどのように変更になるのかの説明がなされた形跡はない。

この点、栄公園振興株式会社は、指定管理業務のほか、会社固有の業務なども行っており、指定管理の対象である市の所有部分（占用部分）と、固有業務の対象である、同社の所有部分（占用部分）を合わせて、A社に、清掃業務、警備業務などを発注している。

そして、会計上、指定管理業務部分と自主事業部分とを区分会計処理しておらず、一体として処理している。

しかし、名古屋市において、指定管理業務の事業報告を受けているにもかかわらず、区分して会計処理がなされていないことが、前記のとおり、業務ごとの金額が正確に反映されていないことにつながるという。

この点、市においては、「指定管理者制度の適用に関する指針」においても、指定管理業務の口座と会社本体の口座を別に管理することは求められているものの、指定管理者自身の支出状況の確認までは求めているとするが、指定管理者（栄公園振興株式会社）が第三者（A社）に業務委託している場合に、通常であればその委託金額を確認することで足りるが、本件のように、非公募で指定管理者を指定し、しかも、当該指定管理者が、指定管理業務の一部業務とともに、固有業務をも合わせて委託している場合には、当該指定管理業務に係る部分が明らかにならないと、指定管理料が適正に執行されているのかの確認は十分に行うことはできない。

- (3) 指定管理業務については、前記のとおり、栄公園振興株式会社から、毎年度、管理業務事業計画書が提出され、名古屋市においては、栄公園振興株式会社から四半期毎の報告及び年度修了後の報告書に基づいて、執行額を確認し、執行残高も確認しているはずである。

ところが、平成29年度のバスターミナル部分の管理業務のなかの修繕費の予定額は、前記一覧表のとおり、11,500,000円であり、光熱水費の予定額は15,946,000円であり、第1四半期の業務報告書では、その

とおり記載されていたが、その後（第2四半期以降）の業務報告書においては、修繕費の予定額が10,496,000円（－ 1,004,000円）で、光熱水費の予定額が16,950,000円（＋ 1,004,000円）となっている。

四半期報告では、四半期ごとの執行額を記載し、執行済額合計額とともに、執行残額が示されている。

そのため、予定額が変更になれば、当然、執行残額も変わってきてしまうことになる。

この点、名古屋市は、書類作成上の誤りであるとするが、1,004,000円という数字からも、合計額が合っていることから、栄公園振興株式会社が単に誤って記載してしまったとは考えられないところである。

光熱水費は、前記一覧表のとおり、前年度より、4,849,000円減額したものの、夏場は冷房のために高額となり、また、冬場も暖房のため、春秋に比べると高額になる傾向があり、栄公園振興株式会社としては、第1、2四半期の下記執行状況からみて、予定額を超えてしまうことを懸念して、光熱水費の予定額を増額し、修繕費を減額したのではないかと疑いが残る。

つまり、第2四半期の時点で執行率が53.24%と、50%を超えてしまったため、予定額を超えたことを懸念し、執行率を50%（実際は50.08%）に押さえるために、予定額を16,950,000円に増額した可能性は否定できず、名古屋市が知っていなかったとも言い切れない。

なお、名古屋市においては、今回の監査の過程で誤りがあることの指摘を受け、それを認識した時点で、栄公園振興株式会社に対して提出書類のチェック体制の強化を指摘し、同社においても提出資料に係るチェック体制をしたと聞いており、市においてもチェック体制を強化し、本件について改善できているものと認識しているとする。

平成29年度バスターミナル部分の光熱水費

(予定額を15,946,000円とした場合の執行状況)

	執行額	執行額合計（執行率）
第1四半期	3,119,231円	3,119,231円（19.56%）
第2四半期	5,369,847円	8,489,078円（53.24%）
第3四半期	2,673,954円	11,163,032円（70.01%）
第4四半期	2,749,562円	13,912,594円（87.25%）

(4) まとめ

前記のとおり、本件施設においても、指定管理者の指定は公募によるべきと考えているが、実際、指定管理者に対して支払われている、現在の指定管理料については、次のような問題がある。

【指摘】

名古屋市においては、栄公園振興株式会社から、事業計画の時点で、指定管理料の内訳（各業務項目ごとの金額）が示され、事業報告でも示されているが、実際に各業務の内容を確認し、その業務に対応した金額が計上されているかの確認が十分でなく、今後、その確認が必要である。

【指摘】

名古屋市は、栄公園振興株式会社から、四半期ごとに業務報告を受けているが、実際は、第2四半期から、公園部分、バスターミナル部分の予定額（事業計画で示されている予算額）のいずれについても、そのうちの、修繕費、光熱水費の予定額が、第2四半期から変更になっている。

- 1 名古屋市がその変更（誤り）に気付いていないとすれば、名古屋市と栄公園振興株式会社との間の緊張感がないこと、修繕費と光熱水費の予定額のうち、実際に要した光熱水費の残金の範囲で修繕を行っていることから、修繕費と光熱水費の間の割り振りに関心がなかったことが原因として考えられる。

予定額は、各項目の執行残額を確認するためにも必要であり、当然、

確認されるべきものであり、従前の確認態勢を改める必要がある。

- 2 執行状況をみたうえで、予定額が変更になっているのに気づけば、その点を指摘し、原因などを協議する必要がある。

【意見】

2021年度までは、基本協定に基づいて、その内訳（各管理業務費）が適正であるかを確認するためには、栄公園振興株式会社とA社との間の業務委託契約の内容、委託料を算出する際の各管理業務費の金額及びその内容〔各占用部分（栄公園振興株式会社所有部分、公園部分、バスターミナル部分）、共用部分ごとの割合〕を明らかにさせる必要がある。

なお、市からは、指定管理者から、同社とその再委託先との契約には、秘密保持条項が含まれていると聞いていることから、開示を受けるのが困難であるような説明もあるが、現状は、栄公園振興株式会社の所有施設と一体管理のために、栄公園振興株式会社を非公募で指定管理者に指定しているにすぎないことを考えれば、再委託先が秘密事項であることを理由に開示を拒否する理由も認めにくく、市としても、秘密保持条項の見直しなどを求めていくことが必要と考える。

【意見】

指定管理料については、毎年度、同額で年度協定が締結されているが、指定管理料についての査定、検証が十分になされているとはいえない。指定管理料は、基本協定（平成30年 4月 1日付）13条において、一定の場合にしか、増減が認められないようにも捉えられるが、当事者の協議により、毎年度、年度協定において定めるものとなっており、しかも、原則として、指定管理者から指定の申請の際に提案された額を上限として、例外的場合を除き、増額は認められないとされているものの、申請の際に提案された額を減額することができることとなっている。

そして、前記のとおり、平成28年度、平成29年度の執行状況をみる限り、各業務に応じた適正な金額が支払われているとは考えられないにもかかわらず、そのまま、同一業者に非公募で指定管理者を指定している。

そのため、上記基本協定により、指定期間は 4 年になっており、その期間中は、指定管理料の増減をしないのが原則とはいえ、指定管理料の適正な執行がなされているかに問題が認められる以上、指定管理料の見直しは必要である。

※参考

オアシス 2 1（公園・バスターミナル）の指定管理に関する基本協定

（30. 4. 1 付）

（指定管理料）

第12条 甲の負担する指定管理料に、甲と乙の協議により、毎年度、年度協定において定めるものとする。

2 指定管理料の額は、原則として乙から指定の申請の歳に提案された額を上限とする。ただし、次条第 1 項の場合は、この限りでない。

3 …（略）…

（指定管理料の変更及び返還）

第13条 指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動、甲の財政状況その他やむをえない事由により指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、甲と乙の協議により、指定管理料の額を変更することができるものとする。

2 …（略）…

【意見】

栄公園振興株式会社においては、指定管理業務のほか、固有の業務（地下店舗賃料収入、地下広場使用料収入や、自主事業であるコンビニ・ロッカー使用料）があるが、名古屋市としては、指定管理業務執行の適正さを担保するためには、指定管理業務と自主事業の各事業別の収支が分かる形での報告を求めるべきである。

4 修繕行為について

(1) 修繕工事实施までの流れ

ア 指定管理者である栄公園振興株式会社が、住宅都市局内の予算要

求の時期に合わせて、 7月ころに、修繕工事の要求案を提出し、その後、市との調整を重ね、年度当初までには、予定工事概算書（ないし予定工事表）が作成される。

ただ、栄公園振興株式会社としては、指定管理を受けている公園部分（緑政土木局）、バスターミナル部分（住宅都市局）のほか、共用部分についても修繕工事を行うため、公園部分、バスターミナル部分、共用部分の 3種類の予定工事概算書を作成する。

イ 実際に、修繕工事を行うには、オアシス 2 1（公園・バスターミナル）の指定管理に関する基本協定（平成26年 4月 1日付）にしたがって、市との協議、あるいは、事前の承諾（小規模修繕）を経たうえで、実施するのが原則となる。

（執行について協議する経費）

第17条 本施設の修繕については、甲と乙の協議により、実施するものとする。なお、乙の責めに帰することのできない大規模修繕以外の小規模な修繕（以下、「小規模修繕」という。）については、必要に応じて、乙が指定管理料により実施するものとする。

2 乙は、小規模修繕を行う場合は、その内容を甲に通知し、事前に承諾を得なければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 乙は、小規模修繕を行った場合は、当該修繕について、甲による確認を受けるものとする。

ウ ただ、従前、修繕にかかる協議、承諾は口頭で行っていたが、平成28年 7月20日に開催されたオアシス指定管理評価委員会において、修繕に係る協議は書面によることを指摘されたことにより、それ以降は、栄公園振興株式会社から市に対して、「修繕工事等の実施について（協議）」の申入れを行い、「修繕工事の実施等について（回答）」の形で回答する形をとっている。

なお、平成30年 4月 1日付基本協定においては、1件 300千円以下の修繕についてまで、事前の協議、承諾は必要ないとの考えのもと、次のとおり、平成26年 4月 1日付基本協定とは、内容を異にしてい

る。

(執行について協議する経費)

第15条 乙は、本施設の修繕（1件 5,000千円未満のものに限る。）を指定管理料により実施するものとする。ただし、施設の原形を変ずる修繕及び模様替えは、この限りでない。

2 乙は、本施設の修繕に当たり、1件 300千円を超える修繕（施設の原形を変ずる修繕若しくは模様替えを除く。）を実施する場合は、事前に甲と協議を行い、甲の承諾を得なければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 乙は、本施設の修繕を行った場合は、必要に応じて、当該修繕について、甲による確認をうけるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理料の範囲を超える本施設の修繕を実施する必要があると認められるときは、乙は、甲と協議の上、甲との間の合意に基づき、これを実施するものとする。

エ そのため、栄公園振興株式会社は、平成28年度からは書面による承諾を受けたうえで、修繕を行うことにしており、平成29年度には、下記修繕工事等を実施した。なお、下記表の申入日は、栄公園振興株式会社が市に対して「修繕の実施について（協議）」を申し込んだ日である。

[公園管理業務修繕実績]

(価格単位：円)

修繕工事等の概要	価格（税抜）	申入日
水の宇宙船西側ガラス飛散防止フィルム張替作業	2,950,000	H29. 11. 30
水の宇宙船水景設備インバーター取替	1,590,000	H30. 1. 31
水の宇宙船ハト対策（逃込み防止）	1,340,000	H29. 10. 31
水の宇宙船ハト対策（糞清掃）	1,200,000	H29. 12. 18
水の宇宙船ハト対策（追い払い）	716,000	H29. 11. 7
地上公園タイル補修	462,000	H29. 6. 23
立体横断施設床タイル補修	460,000	H30. 2. 20

エレベーター5号機昇降路天井ボード修繕	114,000	—
エレベーター5号機雨漏れ修繕	96,000	—
緑の大地風のオルガン設備調査	50,000	—
ごみ庫扉用シリンダー購入	11,000	—
合計	8,989,000	

[バスターミナル管理業務修繕実績]

(価格単位：円)

修繕工事等の概要	価格（税抜）	申入日
バスターミナル待合所（残部分）照明器具LED化工事	4,550,000	H29. 9. 27
トイレ 6・7出入口扉取替工事	1,970,000	H30. 1. 4
バスターミナル走行路天井ガラス取替工事	1,640,000	H29. 11. 27
バスターミナル休憩室空調機取替	1,370,000	H29. 7. 19
ファンコイルフィルター納品	1,148,000	H30. 1. 31
待合丸ベンチ椅子取替工事	750,000	H30. 1. 4
空調機AC- 3整備	677,000	H30. 1. 4
バス運行システム不具合修繕	387,000	H29. 9. 7
バスターミナルアウトスロープ路面亀裂応急処置	360,000	H30. 2. 20
バスターミナル店舗用排水管緊急修理	114,000	H29. 12. 28
オアシス21（バスターミナル）放送設備修繕工事	106,880	H29. 4. 24
バスターミナル雨漏水排出設備改善	80,000	H29. 10. 18
トイレ 7男子便所手洗器自動水洗部品取替工事	17,160	H29. 11. 27
運転士便所修理	13,730	H29. 10. 15
トイレ 7女子便所手洗器自動水洗部品取替工事	13,250	H29. 6. 7
合計	13,197,020	

オ ところが、バスターミナル部分の修繕については、運転士便所修理（13,730円）、トイレ 7女子便所手洗器自動水洗部品取替工事（13,250円）についても、書面による承諾をとっているが、公園部分

については、エレベーター 5号機昇降路天井ボード、エレベーター 5号機雨漏れ修繕、緑の大地風のオルガン設備調査及びごみ庫扉用シリUNDER購入の 4件について、書面による承諾がとられていない。

しかし、平成29年度においては、平成26年 4月 1日付基本協定に基づき、すべての修繕について、急を要する場合などを除き、事前の協議・承諾を得ることになっており、しかも、書面で行うことになっていたものである。

したがって、平成29年度の修繕において、事前の協議・承諾を得ることなく、工事を行ったとすれば、基本協定の条項に違反するものである。

この点、市からは、バスターミナルを所管している住宅都市局では、事後協議が必要であると指導していたのに対し、公園部分を所管している緑政土木局では、事後協議は不要であると指導していたとする。

しかし、担当部局で対応を異にする理由もわからないところではあるが、協議に関する書面がなかったうちの「緑の大地風のオルガン設備調査」が「急を要する場合」にあたることは到底考えられない。

このような運用がなされるとすれば、担当部局の判断で、本来「急を要する」と認められないものについてまで、書面での協議がなされないことになりかねない。

【指摘】

栄公園振興株式会社においては、基本協定のなかで、名古屋市との間の事前承諾が必要な修繕行為については、書面で協議を求めるべきであって、協定において、その必要性が排除されていない限り、手続を履践すべきである。

【意見】

平成30年 4月 1日付基本協定においても、「急を要する場合」には事前の協議、市の承諾が必要ないとされているが（同協定15条 3項）、あくまで、例外であることを認識し、「急を要する場合」の要件は厳格に解すべきである。

(2) 修繕の予算と執行状況

前記のとおり、事業計画のなかで、公園管理業務、バスターミナル業務のいずれも、各業務の予算額が記された予算書が作成されるが、予算額と執行額が違うのは、修繕費、光熱水費だけであり、それ以外の業務費用は、予算額（予定額）と同額が執行されている。

そこで、平成27年度から平成29年度の「修繕」「光熱水費」の予定額と執行額を一覧表にする（なお、平成29年度については、前記のとおり、予定額が変更されているが、以下の表では、変更後の予定額を記載する）。

<平成27年度>

[公園管理業務]

(単位：円)

	予定額	決算額	執行残額
修繕	8,000,000	8,749,000	▲749,000
光熱水費	7,858,000	7,151,550	706,450
合計	15,858,000	15,900,550	▲42,550

[バスターミナル管理業務]

(単位：円)

	予定額	決算額	執行残額
修繕	7,500,000	12,400,967	▲4,900,967
光熱水費	20,795,000	15,936,399	4,858,601
合計	28,295,000	28,337,366	▲42,366

<平成28年度>

[公園管理業務]

(単位：円)

	予定額	決算額	執行残額
修繕	8,000,000	8,788,600	▲788,600
光熱水費	7,858,000	7,089,680	768,320
合計	15,858,000	15,878,280	▲20,280

[バスターミナル管理業務]

(単位：円)

	予定額	決算額	執行残額
--	-----	-----	------

修繕	7,500,000	11,774,000	▲4,274,000
光熱水費	20,795,000	16,691,735	4,103,265
合計	28,295,000	28,465,735	▲170,735

<平成29年度>

[公園管理業務]

(単位：円)

	予定額	決算額	執行残額
修繕	8,000,000	8,989,000	▲989,000
光熱水費	7,374,000	6,325,052	1,048,948
合計	15,374,000	15,314,052	59,948

[バスターミナル管理業務]

(単位：円)

	予定額	決算額	執行残額
修繕	10,496,000	13,198,020	▲2,702,020
光熱水費	16,950,000	13,912,594	3,037,406
合計	27,446,000	27,109,614	336,386

そして、管理業務費用については、執行状況が四半期ごとに報告なされているため、平成29年度における「修繕」の四半期ごとの執行状況も示す（なお、平成29年度の光熱水費（バスターミナル部分）の執行状況は、前記3の(3)（109頁）において記載してある）。

<平成29年度の「修繕」の執行状況>

[公園管理業務]（予定額 8,000,000円）

	執行額	執行額合計（執行率）
第1四半期	0円	0円（0%）
第2四半期	672,000円	672,000円（8.4%）
第3四半期	0円	672,000円（8.4%）
第4四半期	8,317,000円	8,989,000円（112.36%）

[バスターミナル管理業務] (予定額 10,496,000円)

	執行額	執行額合計 (執行率)
第1四半期	120,130円	120,130円 (1.14%)
第2四半期	387,000円	507,130円 (4.83%)
第3四半期	1,480,890円	1,988,026円 (18.94%)
第4四半期	11,209,000円	13,197,000円 (125.73%)

(3) 修繕費の執行状況

ア 修繕の執行状況をみると、

① 年度当初には、修繕はほとんど行っていないこと（バスターミナル部分でも第3四半期終了時点で、執行率が18.94%にとどまり、公園部分については、8.4%にとどまる）

② 光熱水費の予定額のうち、執行残として残る分も、修繕費用に充てていることが認められる。

イ ①については、当該年度で実施する修繕工事の計画はたてるものの、年度途中で必要な工事が発生した場合に、予算がないと執行できなくなるため、年度はじめには修繕工事を行わないとのことであり、現実的な運用のようにも思われる。

実際、平成28年度の予定工事概算書には、鳩対策工事 4,500千円、宇宙船外周ガラスフィルム張替工事 2,000千円が計上されていたが、下記工事が必要となったため、これらを先行して実施したことも影響し、両工事とも、平成28年度中には実施されず、平成29年度に改めて、予定工事概算書に計上されて、工事が行われた。

宇宙船歩廊部の床硝子取替工事 2件（合計 4,930千円）

・利用者の持物が落下したことによるガラス面の破損が原因
（平成28年 1月 3日発覚、4月15日～ 6月10日工事実施）

工事代金 2,550千円

・合わせガラス内への浸水による爆裂

(平成28年 8月29日発覚、 9月 8日～10月31日工事实施)

工事代金 23,809千円

また、②についても、予算確保が厳しいなか、修繕も進めることができないため、光熱水費に執行残があるのであれば、修繕費用にあてて、施設保全を図るのが望ましいともいえる。

(4) しかし、このような運用は望ましいとはいえない。

ア 修繕の予算

年度途中に、破損、故障などが発生して、対応すべき修繕はあるとしても、年度当初には、事業計画段階で、施工すべき修繕内容が明らかにされているべきである。

しかし、事業計画書には、修繕予定工事は示されておらず、予算のために作成する予定工事表も、下記のような内容であり、予算額をも超えるもので、何を行うべきかが明らかでない。

〈平成29年度予定工事〉

[公園部分]

(単位：円)

NO.	項 目	金額 (税抜)
1	宇宙船外周ガラスフィルム張替作業	2,500,000
2	水の宇宙鳩対策工事	4,500,000
3	水の宇宙船噴水電磁弁取替作業	3,000,000
	合 計	10,000,000

[バスターミナル部分]

(単位：円)

NO.	項 目	金額 (税抜)
1	バスターミナル待合所照明器具LED化工事	4,500,000
2	バス走行路壁面天井面の塗装	3,000,000
3	サッシガラス取替工事	2,000,000
4	その他予備費	2,000,000
	合 計	11,500,000

【意見】

修繕の予算については、年度途中に発生した事由による対応も必要であるため、予備費などを設定することも必要であるが、当該年度に実施すべき修繕内容を予算額の枠のなかで、明らかにしておくべきである。

イ 修繕の時期

上記のとおり、年度当初に修繕が必要なものをあげるべきであり、破損、故障などが発生した場合に対応すべき予算を確保しておく必要があるとの考えが理解できないわけではないが、平成29年度の執行状況をみる限り、本来、75%の日数が経過した第3四半期終了時点で、前記のとおり、公園管理業務が8.4%、バスターミナル管理業務が18.94%にとどまっているのは、あまりに極端である。

もちろん、支払は工事完了後であり、工事期間があるため、年度半ばで進めていた修繕の支払が第4四半期になることもありうる。

しかし、前記4(1)のエ（113頁）の一覧表に記載した、栄公園振興株式会社が市に対して、「修繕の実施について（協議）」を申入れた時期をみる限り、年度後半になって修繕の承認をとっているものが多く、公園管理業務では、6月に協議を申入れたのが1件（工事金額462,000円）あるだけで、それ以外は、10月31日以降である。

実際には、予算がないなか、本来、行うべき修繕も十分行われていないのかもしれないが、本当に、必要な修繕であれば、年度当初からある程度、実施すべきものとする。

【意見】

当該年度に修繕が必要なものの計画をたてたうえで、当該年度に修繕すべきものとして計画したものがある以上、年度後半に修繕行為を集中することなく、年度当初から、一定範囲で、修繕行為を進めるべきである。

ウ 修繕と光熱水費の関係

ア) 前記のとおり、指定管理料のうち、定額で支払いがなされていないのは、修繕と光熱水費だけである。

そして、指定管理料のなかの予定額のうち、修繕と光熱水費については、光熱水費の執行残を加算した額を、修繕費用に充てている。

イ) つまり、年度当初予算で予定していなかった修繕も、光熱水費の執行残があれば、執行すると捉えられても仕方がないところである。

ウ) そして、指定管理料として、修繕費用と光熱水費の合計額を認め、そのなかであれば、光熱水費に執行残があれば、修繕費用の支出を認めることを意味するのであって、予算の捉え方として適正であるとはいえない。

【意見】

修繕行為は、当該年度で行うべきことを実施すべきであり、年度当初に事業計画がたてられるべきであって、光熱水費の執行が予定を下回るからといって、当該年度に予定していなかった修繕を行うことには疑問がある。

エ 修繕の対象

ア) 前記4(1)のイ（112頁）のとおり、平成26年4月1日付基本協定においては、「本施設の修繕については、甲と乙の協議により、実施するものとする。なお、乙の責めに帰することのできない大規模修繕以外の小規模な修繕については、必要に応じて、乙が指定管理料により実施するものとする。」と定めているだけで、修繕の範囲は明らかにされていない。これに対し、平成30年4月1日基本協定においては、「乙は、本施設の修繕（1件5,000千円未満のものに限る。）を指定管理料により実施するものとする。ただし、施設の原形を変ずる修繕及び模様替えは、この限りでない。」と定め、1件あたりの修繕の上限を定め、原形を変ずるものや模様替えは修繕

の対象にならないことを明記した。

イ) ところで、バスターミナル部分については、平成27年度には、4～7番乗場ダウンライトLED化工事（2,370千円）、1～3番バス乗場ダウンライトLED化工事（2期）（3,190千円）がなされ、平成28年度、29年度にも「バスターミナル待合所照明器具LED化工事」（平成28年度が4,170千円、平成29年度が4,550千円）が実施されている。

ウ) この点、修繕を行うには、指定管理者が市と協議することが必要であるところ、各工事については、年度当初の予定工事にもあがっており（ただし、平成27年度の工事は5・6番乗場の30灯程度で1,500千円の工事予定であった）、本件工事には何らの問題もないともいえる。

そして、照明器具のLED化を図るにも、別途予算をとることは難しく、修繕費用のなかで、支出するしかないとの現状があるのかもしれないが、照明器具のLED化が修繕といえるかには疑問がある。本来は、市の資産にかかわるものであって、指定管理料の範囲で認められるべき修繕工事ではなく、別途市の予算で行うべきものとするか、平成26年4月1日付基本協定第14第3項ただし書に規定する「特別の取扱いを要する経費」として扱うべきものといえる（なお、平成30年4月1日付基本協定第12条第3項にも、同じ規定がある）。

平成26年 4月 1日付基本協定

(指定管理料)

第14条 … (略) …

3 指定管理料は原則として精算を行わない。ただし、修繕費等特別の取扱いを要する経費については、実績に基づき別に精算することができるものとする。

エ) しかも、平成27年度に行ったダウンライトLED化工事は、各工事代金は5,000千円未満であるが、合計すると5,000千円を超える

工事であり、また、平成28年度、29年度に実施した工事も同様に、合計すると 5,000千円を超える工事といえる。

オ) 市と協議して進めているので、問題はないともいえるが、民間活力の導入が指定管理者制度の狙いの 1つであるとする、修繕の対象になるのが何であるかを明確にしておく必要がある。

【意見】

平成27、28、29年度に実施したような照明器具を一斉にLED化する工事を修繕工事として実施したことに疑問がないわけではない。

今後、指定管理料のなかで行う修繕がどの範囲まで含まれるべきか、また、平成30年 4月 1日付基本協定に規定する「1件 5,000千円未満のもの」をどのように考えるかを明確にしておく必要がある。

5 栄公園振興株式会社のオアシス21における事業

(1) 地下広場部分（銀河の広場）

ア 地下広場については、指定管理の対象ではなく、栄公園振興株式会社が、前記1(3)のイ（90頁）のとおり、地下店舗部分と合わせて、都市公園法 7条 3号に規定する通路等の地下施設として、占用許可を受けている。

地下広場の周囲に椅子が配置され、休憩できるスペースとなっているが、中心部分の地下広場については、同社が「オアシス21 イベントエリア利用マニュアル」を定め、そのなかで、イベントエリア使用料やイベントエリア附属設備使用料（音響設備、照明、スポーツ設備、特設ステージ、イベント控室等）を定め、同社固有の事業として行っている。

なお、イベントエリア使用料は、次のとおりである。



地下広場

（スケートリンク開催中）

イベントエリア使用料（税抜き）

使用区分			平日		土曜、日曜及び祝日	
銀河の広場使用料の額	1日	午前 9時から	A料金	66,300円	A料金	82,900円
		午後 9時30分 まで	B料金	88,400円 (176,800)円	B料金	110,500円 (221,000)円
	午前	午前 9時から 午後 1時まで	A料金	28,700円	A料金	35,800円
			B料金	38,200円 (76,400)円	B料金	47,700円 (95,400)円
	午後	午後 1時から 午後 5時まで	A料金	28,700円	A料金	35,800円
			B料金	38,200円 (76,400)円	B料金	47,700円 (95,400)円
	午前 午後	午前 9時から 午後 5時まで	A料金	51,500円	A料金	64,400円
			B料金	68,700円 (137,400)円	B料金	85,900円 (171,800)円
	夜間	午後 5時から 午後 9時30分 まで	A料金	32,300円	A料金	40,300円
			B料金	43,000円 (86,000)円	B料金	53,700円 (107,400)円
	午後 夜間	午後 1時から 午後 9時30分 まで	A料金	54,800円	A料金	68,500円
			B料金	73,000円 (146,000)円	B料金	91,300円 (182,600)円
	延長	1時間当たり	A料金	8,000円	A料金	10,000円
			B料金	10,600円 (21,200)円	B料金	13,300円 (26,600)円
撮影 (VTR撮 影)	1日	午前 7時から 午後11時まで	15,800円		15,800円	
撮影 (スナップ 撮影)	1日	午前 7時から 午後11時まで	1人当たり1,300円		1人当たり1,300円	

備考

- 1 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいいます。
- 2 A料金は、名古屋市が主催するイベントで、使用する場合に適用します。
- 3 B料金は、一般の使用の場合に適用します。ただし（ ）内の金額は、興行に使用する場合に適用します。
- 4 延長の欄に定める使用料の額は、午前 9時から午後 9時までの間で、午前、午後、午前午後、夜間及び午後夜間いずれかに使用し、さらに 1時間単位で延長使用する場合に適用するものです。
- 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 6 撮影（スナップ撮影）の場合、1人とは撮影者 1人のことをいいます。
- 7 消費税等の算定は、使用日時をもって判断することとし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

イ 地下広場では、世界コスプレサミットや、豊田合成リンク（氷でないプラスチック加工のスケートリンク）などが開催され、毎年、約130のイベントが延べ 300日程度が行われており、ハロウィンの日には、名古屋の「ハロウィンの聖地」ともいわれ、大変な賑わいである。

(2) 地下店舗部分

ア 地下店舗部分について、栄公園振興株式会社が、地下広場と合わせて、都市公園法 7条 3号に規定する通路等の地下施設として、占用許可を受けていることは、前記(1)のとおりである。

そして、同社が占用許可を受けたうち、地下広場を取り囲む部分に、同社が地下店舗を所有している。

イ 地下店舗部分（30区画）は、平成30年12月末現在、すべての区画がテナントとして賃貸されているが、同部分は、栄公園振興株式会社が所有する施設であって、この部分も、同社の固有の業務である。

(3) バスターミナル部分の自主事業

ア 栄公園振興株式会社は、バスターミナル部分の指定管理を受けて

いるが、そのうちの一部について、バスターミナル利用者の便益施設（店舗・コインロッカー）として使用するため、毎年、行政財産の目的外使用の許可を受けて、使用している。



コンビニエンスストア



コインロッカー

その使用料については、次の根拠に基づき、平成29年度は年額4,941,062円となっている（なお、平成27年度、28年度の使用料は、下記のとおり年額5,000,116円であった）。

[使用料]

金4,941,062円

建物	名古屋市財産条例第7条第1項第3号アに基づき、使用料月額を平成29年度総合評価額4/1000を下回らない額で設定し、年額に換算 ・ $1,747,538,000 \text{ 円} \times 295.27 \text{ m}^2 / 5,934.75 \text{ m}^2 = 86,944,782.05 \text{ 円}$ →86,944,782（切捨） ・ $86,944,782 \text{ 円} \times 4/1000 = 347,779.128 \approx 347,780 \text{（切上）} \cdots \text{月額}$ ・ $347,780 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 4,173,360 \text{ 円} \cdots \text{年額}$
土地	名古屋市財産条例第7条第2項（同規則第20条第2項）に基づき、使用料月額を都市公園条例第12条を準用し設定 ・ 地下占有施設：年額2,600円/m² ・ $2,600 \text{ 円/m}^2 \times 295.27 \text{ m}^2 = 767,702 \text{ 円} \cdots \text{年額}$
合計	（建物）4,173,360円+（土地）767,702円=4,941,062円

※ なお、平成27年度、28年度は、土地の使用に係る単価が2,600円/m²ではなく、2,800円/m²であったため、土地部分が2,600円/m²×295.27m²=826,756円であったため、使用料は、

4,178,360円（建物）＋ 826,756円（土地）により、 5,000,116円となっていた。

名古屋市財産条例

（使用料）

第 7条 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 土地の使用に係る使用料の月額は、当該土地の適正な評価額に 1,000分の 3を乗じて得た額を下らない額

(2) 建物の使用に係る使用料の月額は、次に規定する額を合計して得た額

ア 当該建物の適正な評価額に 1,000分の 6を乗じて得た額を下らない額

イ 当該建物の使用に必要な土地の適正な評価額に 1,000分の 3を乗じて得た額を下らない額

(3) 建物の一部の使用に係る使用料の月額は、次に規定する額を合計して得た額

ア 当該建物の適正な評価額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に、 1,000分の 4を乗じて得た額を下らない額

イ 当該建物の使用に必要な土地の適正な評価額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に、 1,000分の 3を乗じて得た額を下らない額

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める用途に使用するときは、通常の実例価額を基準として定める額とする。

名古屋市公有財産規則

(適正な評価額及び実例価額)

第20条 条例第 7条第 1項各号に定める適正な評価額とは、第53条第 1項に定める総合評価を行った額とする。

2 条例第 7条第 2項に規定する通常の実例評価額を基準として定める使用料の額は、次の表の左欄に掲げる用途に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

	用 途	使用料
1～7	・ ・ 略 ・ ・	・ ・ 略 ・ ・
8	その他条例第 7条第 1項各号に定める使用料によることが不適當と認められるもの	不動産鑑定士の鑑定評価又は類似の取引実例等を勘案して算定した額

(総合評価報告書等)

第53条 局長及び教育次長は、その所管する公有財産について、3年ごとに財政局長の定めるところにより 3月末日の現況においてこれを総合評価した公有財産総合評価報告書を調製し、財政局長に提出しなければならない。

2 財務局長は、前項に規定する公有財産総合評価報告書の基づき公有財産評価計算書を調製しなければならない。

名古屋市都市園条例

(使用料)

第12条 法第 5条第 1項、法第6条第1項若しくは第 3項、第 4項第 1項、若しくは第 3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設（鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。）を利用しようとする者は、別表第 2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

2～4 ・ ・ (略) ・ ・

別表第 2 使用料

3 都市公園を占用する場合

・・・(略)・・・

(5) 地下駐車その他これに類する地下占用施設

1 平方メートル 1 年につき 2,600円

ただし、地下の占有施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占有施設の占有面積に加えて計算するものとする。

このように、名古屋市としては、名古屋市公有財産規則20条 2項の表のNo. 8に規定する「その他条例第 7条第 1項各号に定める使用料によることが不適当と認められるもの」であるとして、「類似の取引実例等を勘案して算定した額」であるとして、「類似の取引実例等を勘案して算定した額」として同施設内にある商業施設の土地使用料（名古屋市都市公園条例第12条の別表第 2のNo. 3(5)参照）を基準として算定しているとのことである。

しかし、前記のとおり、オアシス 2 1 の地下商業施設について、名古屋市公園条例12条の別表第 2の 3(5)に定める「地下駐車場その他これに類する地下占用施設」であるとすることに疑問があるうえ、同施設所在地が名古屋市の中心部に位置していることから、「1平方メートル 1年につき 2,600円」に基づいて使用料を算出していることについて、問題があると考えている（前記94頁以下参照）。

しかも、テナントが集中している地下商業施設と、バスターミナル内のコンビニやコインロッカーの設置が、類似の取引実例といえるかにも疑問がある。

そのため、使用料が低額であると考えられる地下商業施設を、あえて類似の取引実例とする必要もなく、市において、名古屋市公有財産規則20条 2項の表のNo. 8に規定する「その他条例第 7条第 1項各号に定める使用料によることが不適当と認められるもの」と判断するとし

ても、不動産鑑定士の評価によることも可能と考える。

【意見】

バスターミナルの「コンビニ・コインロッカー」の目的外使用許可にかかる、現在の使用料については、オアシス 2 1 の地下商業施設の店舗の使用料と同様な算定方法によるものであるが、地下商業施設の使用料の算定方法にも疑問があり、同施設と同様な算定方法による必要はなく、使用料の算定方法を見直す必要がある。

なお、オアシス 2 1 の地下商業施設の使用料にも疑問があり、見直す必要があると考えているのは前記のとおりである。

ウ 栄公園振興株式会社は、指定管理を受けているバスターミナルの一部について、バスターミナル利用者の便益施設（店舗・コインロッカー）を行うため、行政財産の目的外使用許可を受け、店舗（コンビニ）については、業者に業務委託をし、コインロッカーについては、業者からコインロッカーを賃借して設置している。

このように、指定管理を指定している業者が、その管理をしている施設の一部について、目的外使用許可を受けて、収益をあげているのであれば、指定管理料を設定するにあたり、自主事業で収益をあげることは考慮されるべきものとするが、本件指定管理料を算定するにあたり、考慮していないとのことである。

本件は、公園部分と合わせて、非公募で指定管理者を選定しているが、指定管理対象部分で収益をあげることができるのであれば、考慮されるべきであって、公募であれば、当然、自主事業の収支、その還元内容も、応募にあたっての提案内容に含まれるものである。

【指摘】

指定管理を受けているバスターミナル部分の一部を使用して、指定管理者が収益をあげることが予定されている以上、自主事業での収益について、その収益の還元あるいは指定管理料への反映を考慮すべきである。特に、非公募で指定管理者を指定する際に、自主事業の収益を全く考慮せず、指定管理料を算出しているのは適切でない。

第2 久屋大通公園久屋大通庭園（フラリエ）

1 施設概要

名 称	久屋大通公園久屋大通庭園（通称「フラリエ」）
所在地	名古屋市中区大須四丁目 4番 1号 久屋大通公園
設置条例	名古屋市都市公園条例（ただし、平成31年 1月 1日から「名古屋市久屋大通公園条例」が施行され、同条例により規定されている
運営期間	平成26年 9月 1日～平成36年 3月31日
開館時間	9:00～17:30 （各店舗は各々の営業時間）
休 館 日	年末年始（12月31日、 1月 1日）、メンテナンス日
入園料	無料
面 積	約1. 6 h a
開園時期	平成26年 9月27日
整 備 費	約20億円
主な施設	1 建 物（延べ床面積：約 2,380 m²） クリスタルガーデン（大展示室）、西ウイング、北ウイング 2 庭園部（約 9,300 m²） エントランスガーデン、フラリエコート、ハーモニーガーデン、アジアンガーデン、フォレストガーデン、ウォーターガーデン
公式サイト	http://www.flarie.jp/

施設内での営業内容

名 称	営業時間及び場所
イタリアンレストラン クアドリフォリオ	11:30-14:30 17:30-22:30 西ウイング 2F
フラリエカフェ	9:00-18:00 西ウイング 1F

ガーデンキッチン フラリエ	17：30-22：30（季節によりランチ営業あり） フラリエコート
ハンドメイド雑貨 プラスフラリエ	10：00-20：00 北ウイング
フラワーショップKEIKAEN	10：00-18：00 西ウイング 1F
フラリエ ウェディング	11：00-19：00 アールウェディングス



久屋大通庭園フラリエは久屋大通公園の最南端に位置し、「人々の憩いの場、交流・にぎわいの場」を基本コンセプトに、5つの屋外庭園と建物内のクリスタルガーデンの他、イタリアンレストランやカフェなどを備えた、市民の皆様がくつろぎ、楽しむことができる施設として、平成26年9月27日に「ランの館」からリニューアルオープンした施設である。

「久屋大通庭園フラリエ」という愛称は、「ふらり」＋「フラワー」＋「アトリエ」の造語で「ふらりと立ち寄れる花いっぱいのアトリエ」とい

う意味で、公募により決定したものである。以下、このセクションでは「フラリエ開園後の久屋大通庭園」を「フラリエ」と表記する。

入場者数の推移（出典：指定管理者の事業報告書）

年 度	H26	H27	H28	H29
人 数（人）	346,381	621,847	632,356	642,959

利用者アンケートの結果によると、利用者のうち女性が 8割と圧倒的に多く、また年齢別では50歳代以上が 3分の 2以上の割合を占めている。ただし平成29年度下半期からは、若年層の SNS 用の写真撮影スポットとして紹介されることが多くなり、20歳代以下の若年層に増加傾向がみられるようになった。

公園内でのイベントは指定管理者の自主事業として行われているが、平成29年度では、「フラリエみらい花フェスタ」（4月13日～16日）、「名古屋めし博覧会オープニング式典」（9月29日）、「洋らんフェア2018 in 名古屋」（3月23日～25日）などが開催された。

さらに庭園管理では平成29年度に「200万人達成記念クラウドファンディング『西洋シャクナゲの森づくりプロジェクト』」を実施し、目標額250,000円のところ、支援金額375,000円を集め、西洋シャクナゲが57本新たに植栽された（既存の西洋シャクナゲも含めると 130本）。

2 フラリエ開園前の経緯

(1) 「ランの館」の閉館

フラリエは、平成10年に供用開始された「ランの館」をその前身としている。「ランの館」は平成25年に閉館され、平成26年にあらたにフラリエとして開園されたことから、「ランの館」の閉館に至る経緯を紹介する。

ア 主な事業内容

ラン生産日本一の愛知県を背景に、1年を通じてランを中心とした花をゆっくりと楽しめる都心のオアシスとして、「夢」「楽しさ」

「ロマンチック」をキーワードに市内外に積極的に情報発信を行い、名古屋の新しい都市魅力の向上を目指すとして、具体的な事業内容は次のとおりとされていた。

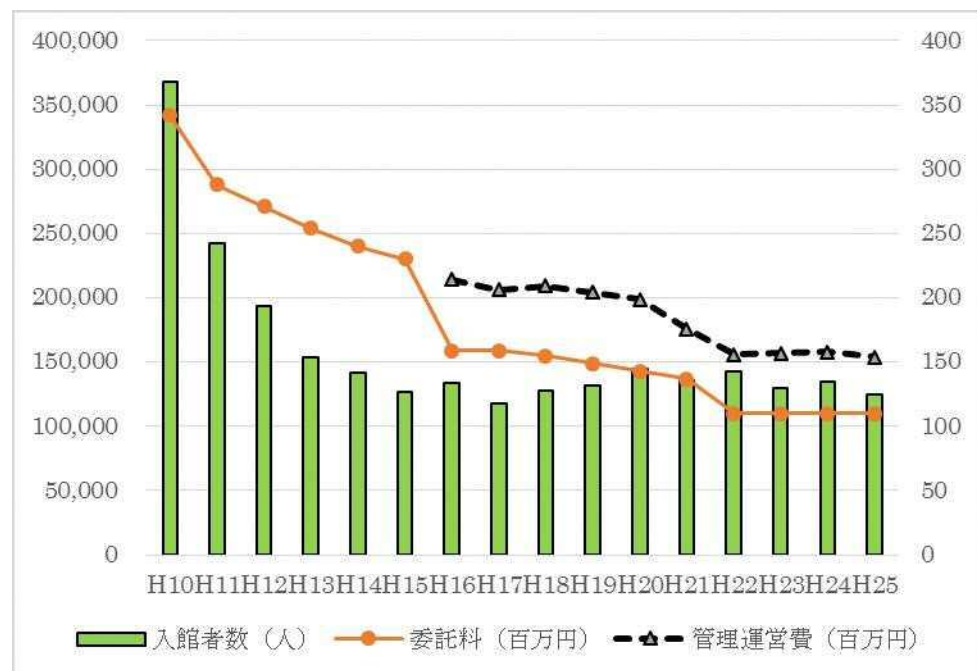
- ア) 身近に植物とふれあうことができる展示会や教室の開催
- イ) 次代をになう子供向けの教室
- ウ) 都心のにぎわいづくりのためのイベント

イ 入館料

ランの館は、入館料が、大人（高校生以上） 700 円、高齢者 200 円、中学生以下は無料と設定されていた。

ウ 入館者数、委託料及び管理運営費の推移

入館者数、委託料及び管理運営費の推移は下表のとおりであった。



開館初年度の平成10年度の入館者数は36.7万人であったが、それがピークであり年々減少し、閉館になる直前時期は13万人前後であった。

「委託料」とは、市が受託者（平成17年度まで）または指定管理者（平成18年度以降）に支払っていた運営委託料だが、平成16年度に利用料金制を導入したこと、平成18年度に指定管理者制度を導入したことで、市の委託料は平成15年度の約 2億3000万円から約 1億6000万円（平成16年度）へ減額となり、その後もほぼ減少し、閉館直前時期の

平成25年度では約 1億1000万円となっていた。

「管理運営費」は受託者または指定管理者が、「市からの委託料」及び「利用料金制による入館料収入」を原資として、支出したランの館の管理運営のための金額であるが、こちらも閉館直前時期には約 1億5400万円にまで減少してきていた。

エ 平成23年度に実施された外部評価結果

市は平成22年11月に策定した「名古屋市中期戦略ビジョン」の掲げた施策のもとに、市の事業を体系化し、施策への貢献度の観点による評価（公開・市民参加による評価を含む）を行うこととした。

平成23年には30事業につき、学識経験者と事業の担当職員が議論を行い、それを踏まえて無作為抽出で選ばれた市民（市民判定員）が事業の評価を行った。その中に「ランの館」もあり、外部評価の結果、「廃止」とされた。

「廃止」の理由は、ランの館の運営のために、市は一般財源から約1億円を投入しているが、費用に対しての効果に課題があるため、施設の在り方の抜本的な見直しをすることが求められたからである。

オ 名古屋市公園経営基本方針（平成24年 6月）

「なごや緑の基本計画2020」で掲げた 3つのプロジェクトのうち「Project3 今ある緑を可能な限り保全する ～まもろまい！なごやの緑～」で位置づけられた「③都市公園の利活用の推進」を実現するために、「公園経営の必要性」を整理し、「公園経営のあり方」「公園経営の推進策」「公園経営の展開」など、市における公園経営の基本的な方向性を示したもの。市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、経営的な手法で公園を最大限に利活用していく「公園経営」の考え方で、公園の利用者満足度の向上と名古屋の魅力アップをめざした。

ここで「名古屋市の公園経営」を「従来の行政主導による維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園の利活用重視の発想により公園の経営資源を最大

限に活用していく新たな管理運営の考え方」と定義づけている。

そして公園経営の 3つの視点として、以下を掲げている。

- | | |
|------|--------------------------------|
| 視点 1 | みんなが関わり、Win-Win の関係で進める公園経営 |
| 視点 2 | 公園ごとの特色を育て、地域に生かす公園経営 |
| 視点 3 | 取り組みの効果をにつないで、新しい公園機能を生み出す公園経営 |

このうち視点 1は、「公園経営には行政だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画し、それぞれが持ち味を発揮していくことによって、地域の活性化や交流・文化の場として公園を活用することができます。このような観点から、市民・事業者・行政の参加、協働による公園経営を進めていきます」としている。また、公園経営に関する具体的な取り組みを効果的に展開していくため、5つの方策が掲げられた。そのうち方策 2は以下の内容であった。

方策2	【主な取り組み】
設置管理許可制度、指定管理者制度、P F I 制度の活用	① 民間活力の活用に見点を置いた制度の活用 ② 民間事業者の創意工夫を引き出す制度の充実 ③ 公募方式の活用

当該公園の施設に対し、策定が予定されていた名古屋市公園経営基本方針にのっとり「民間活力を生かした制度の導入」を図ることを想定していたものと考えられる。

公園経営基本方針を念頭に、ランの館の施設について、市は平成25年に「活用提案事業者」の募集を行った。

(2) 久屋大通公園久屋大通庭園 活用提案事業者 募集要項（25年 5月）

と応募

ア 募集の目的

久屋大通庭園において民間事業者の優れたノウハウを活用し、収益施設の運営をはじめとした魅力ある公園施設の管理運営及び公園利活用の推進を図るため。

イ 事業の概要

ア) 全体的な枠組み

市から指定管理者の指定を受けて管理運営を行うが、収益施設については、指定管理者が市から都市公園法に基づく公園施設設置・管理許可を受け運営することを予定している。

イ) 各種条件

i 基本条件

以下のような条件（抜粋）の記述があった。

- ① 本施設全体（収益施設区域及び庭園施設区域）の管理運営について、提案してください。管理運営にかかる費用は、原則として事業者の負担とします。ただし、市が必要と認める場合は、庭園の管理にかかる費用について、25百万円を上限に市から指定管理料として支払うことは可能とします。
- ② 入園料は、原則無料とします。ただし、温室を魅力ある施設として有料とするなど、一部施設の有料化は提案とします。
- ③ 本施設にかかる一切の工事は、事業者の負担において施工していただきます。事業期間終了後は、事業者の負担において原状回復していただきます。
- ④ 収益施設は、都市公園法に基づく設置許可及び管理許可により、工事施工、維持管理及び運営を行っていただきます。許可に基づく使用料については、提案とします。
- ⑤ 管理運営期間は、平成26年 4月 1日から平成36年 3月31日までとします。

なお設置許可及び管理許可について、次のような説明がある。

設置許可及び管理許可制度は、都市公園法に規定される制度で、売店や飲食店や、専門性の高い施設など、地方公共団体が直接経営することが困難又は不適当なものや、第三者が管理を行うことにより、利用促進など公園の機能の向上につながるものを、第三者が設置管理運営することを許可する制度です。

設置許可は、第三者が施設を設置し管理運営する場合を対象とし、管理

許可は、公園管理者が設置した施設の管理運営を第三者が行う場合を対象とします。

本提案募集では、既設の施設については管理許可、事業者が新たに設置する施設については設置許可の対象となります。

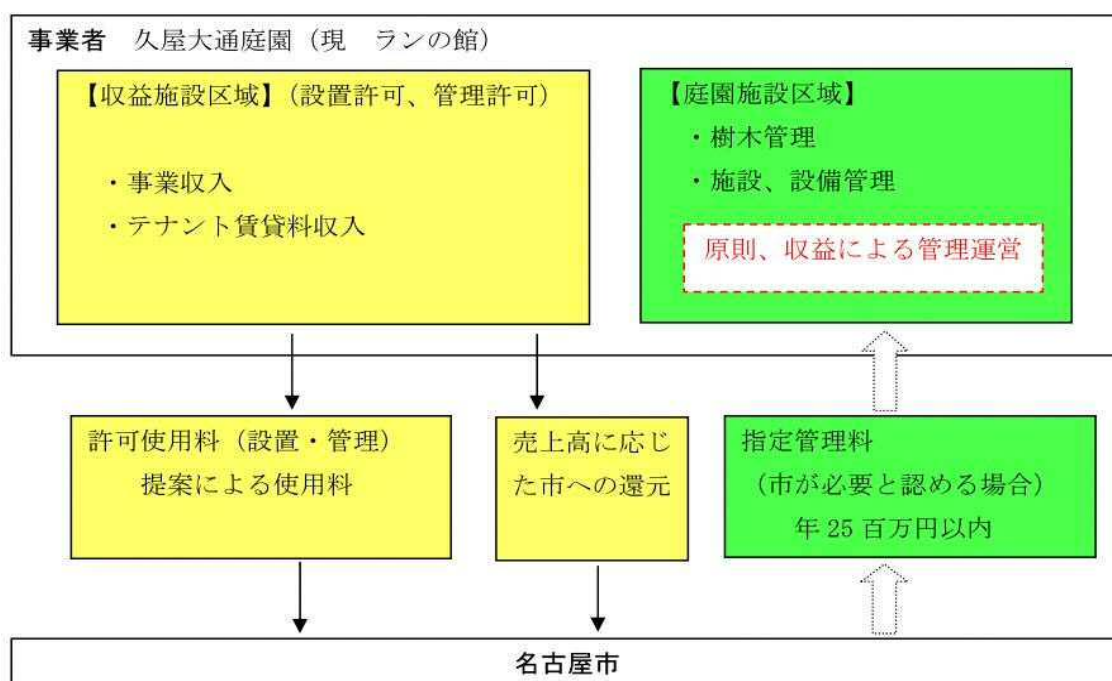
ii 提案条件

施設計画のうちの「収益施設」の他に、「庭園施設の業務」についての条件があり、そこには「原則として事業者の負担とします。ただし、市が必要と認める場合は、庭園の管理にかかる費用について、25百万円を上限に市から指定管理料として支払いを受けることができます。指定管理料を提案してください」との記載があり、この金額には消費税及び地方消費税が含まれているとされている。

iii 事業者の市への許可使用料等の納付

募集要項では、収益施設について市に納付する使用料（管理許可施設：年額 24,000円／㎡以内、設置許可施設：945,000円／㎡以内）及び売上高に応じた市への還元率の提案も求めている。

これらを含めた事業スキームについて、募集要項では、以下の図で説明されている。



ウ 都市公園条例による建築面積の総計の制限と募集要項の条件

ア) 応募要項における建築面積の総計の制限を説明するに先立ち、都市公園内における建築面積の制限の概要を説明する。

都市公園内の公園施設とは、都市公園の効用を全うするために設けられる園路及び広場や休憩施設、売店、飲食店、駐車場等の便益施設等であって、都市公園法 2条 2項、都市公園法施行令 5条各号に規定されている。また、公園のオープンスペース確保のために、公園施設の種類ごとに、建築物の建築面積の総計の「当該都市公園の敷地面積に対する割合」は「100分の 2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」

(都市公園法 4条 1項本文) とされており、例外として、政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲内でこれを超えることができる」(同条 1項ただし書) とされている。

そこで都市公園法施行令 6条 1項各号により、休養施設、運動施設、教養施設等を設ける場合が「特別の場合」とされ、その場合の建物面積の総計制限は、当該都市公園の敷地面積の100分の10までに拡大されている(同条 2項)。

これを受けて名古屋市都市公園条例では、原則的な割合を、敷地面積に対し100分の 2と定め(同条例 3条の 4)、例外的に休養施設、運動施設、教養施設又は備蓄倉庫等については100分の10、文化財等の建築物は100分の20と規定している。

イ) 応募要項における建築面積の総計の制限については、次のような説明となっている。

本施設は、「久屋大通公園」内に設置されており、久屋大通公園の公園面積 156,600㎡に対し新たに設けることができる建築物の面積は、次表のとおりとなります。

区分	通常物件	特例物件		
	トイレ、売	休養施設、運	高い開放性を	仮設公園施設

	店など (2%)	動施設、教養 施設 など(10%)	有する建築物 (10%)	3 か月以内 (2%)
既存の 建築物の 面 積	3,132㎡	15391.34㎡	既存なし	既存なし
新たに 建築可能 な面積	—	※347.16㎡	15,660㎡	3132㎡
※ 現在、利用されていない区域（未供用区域）にある休憩施設 78.5㎡ を、市が撤去した後の面積				

上記制限によると、久屋大通庭園内では、売店等の便益施設の建物は、指定管理者により新たに設置することはできないこととされていた。

エ 現在の指定管理者が募集に応じた際の提案内容

現在の指定管理者である公益財団法人名古屋市みどりの協会（以下「協会」とする）は、市に提出した提案内容において、指定管理料は2500万円（消費税 5%含む）、売上高に応じた市への還元金は、売上高に対するパーセンテージで示すのではなく、指定管理期間10年間で合計 800万円と金額での提案を行った。

ところで協会が提出した収支計画によると、初年度（平成26年度）と最終年度（平成35年度）は収支が赤字であるが、その間の 8年間は300万円から 500万円の黒字が計画されており、10年間での収支合計では 800万円の黒字とされている。

そして、協会の市への還元金の提案によれば10年間で 800万円なので、黒字見込み分の全額を市へ収める計画であった。

オ 募集の審査経過と審査結果

6団体から応募があり、第1次審査（書類審査）を経て 4団体に絞り込まれ、第2審査（ヒアリング審査）が行われた。そして第 2次審査結果が発表されたものの、第 1順位の団体は選考結果通知前に辞退したため、第 2順位であった協会が、平成25年11月、繰り上げて候補

者決定されることとなった。

(3) 久屋大通公園久屋大通庭園活用提案事業者募集の効果

ランの館閉館直前時期の年間入館者数は約13万人であったところ、フラリエの平成29年度の入館者数は、入館無料になった影響も大きいと思われるが約64万人であり、ランの館当時よりも入館者数が非常に多くなった。また市の負担額もランの館閉館直前時期は年間約 1億1000万円だったのが、フラリエになった以降は年間2575万4000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）と 4分の 1以下になっており、経費節減の観点でも一定の成果が見られる状況となった。

3 フラリエ指定管理者基本協定書の締結

平成26年 4月 1日付で市と協会は、フラリエ指定管理者基本協定書を締結した。その内容の要旨は以下のとおりである。なお紹介している条項については、基本協定書上の「甲」を市、「乙」を協会と読み替えている。

(1) 指定期間（3条）

平成26年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

10年間と長期に設定している点は、指定管理者による初期段階での投下資本に見合った回収を図ることができる期間的猶予を設けたこととなるため、指定管理者のインセンティブにつながると考えられる。

(2) 指定管理者が行う業務（8条）

- ① 利用者の安全に関する業務
- ② 本施設の維持管理に関する業務
- ③ 施設及び建物の整備補修に関する業務
- ④ レストラン等営業施設の管理運営に関する業務
- ⑤ 行為許可に関する業務
- ⑥ その他市が必要と認める業務

(3) 指定管理料（11条及び12条）

ア 基本協定書では、指定管理料について、次のとおり定められている。

第11条 市の負担する指定管理料は、市と協会の協議により、年度協定において定めるものとする。その額は、原則として協会から申請の際に提案された額を上限とし、第12条第1項の場合を除き、増額は認められない。

第12条 指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむをえない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、市と協会の協議のうえ、これを変更することができるものとする。

2 協会において、事業の縮小、業務の不履行、指定取消し等があった場合は、市は指定管理料の全部又は一部を、協会に返還させるものとし、その金額は、市と協会の協議の上、これを決定するものとする。

イ 基本協定書11条 1項では、指定管理料につき、「市と協会の年度協定において定めるものとする。その額は原則として指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、やむを得ない事由がない場合を除き増額は認められない」と規定されている。

これは募集要項に、庭園の管理にかかる経費は「原則として事業者の負担とします。ただし、市が必要と認める場合は、庭園の管理にかかる費用について、25百万円を上限に市から指定管理料として支払いを受けることができます」との内容を受けたものといえる。そして、指定管理料も年度予算に基づくもので年度単位を超えて金額の明示は困難であるため、予算との関係で、指定管理料を増減（ただし上限は2500万円）させることが可能とも読める。

しかし、基本協定書12条1項を合わせ読めば、同項に定める事由が認められない限り、指定管理料の増減はできず、ただ、減額については、市と協会が合意すれば可能であるが、増額については、合意があるだけではできないとの趣旨かと思われる。

もともと、増額については明確に禁止しているのに対し、減額は可能とも読めることから、「協会の収支結果に連動して次年度の指定管理料が変動するか」という点が、必ずしも明確とまではいえず、協会の立場からは、「経営努力により売上が増えたが、次年度、指定管理料が下げられるかもしれない」と解釈しうる可能性がある。

上記のように捉えられる可能性があるとするれば、営利法人が指定管理者に応募するのに躊躇いが生じる余地があるともいえる。

この懸念に対して、市からは「原則として、当初合意した指定管理料については、業務計画の変更など、特殊な事情が認められない限りは変更しないものと考えております。変更する場合は協議のうえ判断します」との回答であった。

【意見】

現行の基本協定書では、年度協定書を締結するたびに、指定管理料が減額される可能性があるようにも解釈可能である。そこで基本協定書11条1項の最後を、「・・・増額は認められず、減額についても、12条1項の場合を除いては、合意によらない限り減額されないものとする。」に訂正するなどすることが望ましい。

ウ 指定管理料の変更については、上記のとおり、11条1項では、12条1項の場合を除き、増額は認められない旨明記してある。

ところで初年度である平成26年度以降の年度協定書においては、指定管理料は2575万4000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とされている。募集要項の金額である2500万円より増額しているのは、市からの消費税の増額分（募集時 5%から年度協定締結時は 8%。そこで $2500\text{万円} \div 1.05 \times 1.08 = 2571\text{万}4000\text{円}$ ）及び電気料金の上昇分 4万円を含めた結果である。

この点、電気料金の上昇分4万円については、東日本大震災の影響等による平成26年 4月の電力会社の電気料金値上げに対する予算措置を市全体で行い、指定管理施設についても消費税増額分とあわせて対応したものであるとのことであった。

そのため、12条 1項の事由に基づく、適正な増額であることが確認できた。

(4) 事業報告等

協会は市への事業報告書の提出が義務付けられており（32条 1項）、必要あるときは臨時に報告書の提出や説明を求めることができること

れている（同条 3項）。また市は協会の事業報告書等に基づき、指定管理業務の実施状況等の調査を行うものとされ（34条 1項）、協会による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、施設への立ち入り、調査を行うことができる、とされている（同条 2項）。

加えて、協会の事業収支などの経理の状況が当初の見込みに比べて良好ではない場合は、市と指定管理者との協議の場を設定し、その原因や今後の対策について説明を受けるとともに、市は「協会に対して必要な助言を行うものとする」とされ（36条 1項）、また市は、協会が経営危機にある場合や、収支状況が大幅な赤字で業務の継続が困難になることが予想される場合は、速やかに状況を把握し、必要な措置を講じるものとする」とされている（同条 2項）。

(5) 基本協定の解除及び損害賠償条項について

ア 協会との基本協定書上の規定

ア) 指定の取消し条項

総務省「『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査』結果」の概要によると、平成24年 4月 2日から平成27年 4月 1日までの間に指定管理者の指定の取消し等が2308施設に見られたとの報告があり、多数の指定の取消し等がなされている実態がある。

そこで市としても、指定の取消し等の事態の発生に備えて、協定の条項が問題となるところだが、基本協定書23条では、市と指定管理者との関係解消に関しては「指定の取消し等」として以下のような規定がある。

第23条 市は、協会が市長の行う指示に従わないとき、その他次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 第 4条に規定する条例等関係法令、本協定及び年度協定に違反したとき。

(2) 正当な理由なく本業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する

見込みがないと甲が判断したとき。

(3) 本業務の履行にあたり、市の指示に従わず、又は市の職員の職務の執行を妨げたとき。

(4) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき。

(5) 協会の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき。

(6) 本施設を公の施設として廃止するとき。

(7) その他協会が管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

2 市は、前項の規定により指定の取消し又は業務停止命令を行う場合は、協会に対してあらかじめ書面によりその理由等を示すとともに聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による指定の取消し又は業務停止命令を行った場合、同項第6号の場合を除き、協会は、当該年度の指定管理料の 100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければならない。

4 第 1項の規定による指定の取消し又は業務停止命令により協会に損害、損失又は増加費用が生じて、市はこれを負担しないものとする。

イ) 指定の取消しと基本協定書等の解除

基本協定書においては、市の行政処分である「指定の取消し」についての規定は存在している。ところで基本協定書や年度協定書は、行政処分ではなく、行政処分の付款と位置付けられており、法的効果については行政法上の契約と同じ効果を持つとされている。そうだとすると、「指定の取消し」と基本協定書及び年度協定書の帰趨は、別の問題であることから、指定管理者が指定取消しになった際に、基本協定書等はどうのように取り扱われるかについて、協会との基本協定書には記載がなく、また市の「指定管理者制度の運用に関する指針」においても何らの記載がない。

他方で、基本協定書17条 2項で遵守が義務付けられている「情報取扱注意項目」（基本協定書に添付した形で保存されている）12条 1項において「市は、協会が情報取扱注意項目に違反しているとみ

とめたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる」として、「(1)契約を解除すること。(2)損害賠償を請求すること」との規定があり、市と協会との間に契約関係があることを前提とした解除条項が設けられている。

【意見】

本基本協定書には、指定管理者につき指定の取消しがなされた場合、締結された基本協定書及び年度協定書が存続するのか、解除されるのかについての規定が存在しない。指定の取消しがなされたのであれば、同時に基本協定や年度協定も解除されるとするのが自然であることから、そのような趣旨の条項を盛り込むべきである。

条項例としては次のようなものが考えられる。

第●条 市が、指定管理者の指定を取消したときは、この協定及び年度協定も解除することができるものとする。ただしこの協定が解除となった場合でも、指定管理者には第●条（原状回復義務）、第●条（業務の引継ぎ等）の義務は存続するものとする。

ウ) 指定の取消しの際の市の損害賠償請求

指定期間中、指定管理者の帰責性ある基本協定書の違反行為があった場合、市は指定を取消すこととなると思われるが、その際の指定管理者のペナルティーとしては、基本協定書23条 3項により「当該年度の指定管理料の 100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければならない」とだけ規定されている。また市の「指定管理者制度の運用に関する指針」には「違約金等」として以下の記述がある（指針の41頁）。

10 指定の取消等

・・・

ウ 違約金等

(ア) ア（引用注：「指定の取消し及び業務停止命令」を指す）に基づき、市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定

管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として市に納付する。

(イ) アに基づき、市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても市はこれを負担しないものとする。

(ウ) 指定の取消し又は業務停止命令を行わなければならないような事態を招くことがないように、候補者の審査や管理運営状況の点検・評価を厳格に行うなど、予防に努めるものとする。

指定の取消しの際には、「当該年度の指定管理料の全部または一部の返還」とともに「協定書において定められた額」を違約金として支払う旨の記述があるものの、市が違約金を超えて損害賠償請求することを予定した記載はない。また上記指針の「(ア)」については、基本協定書12条2項及び23条3項に規定がなされている。

一方、損害賠償については指針にも下記規定があり（指針19頁）、基本協定書21条 1項に「協会は、本業務の実施にあたり、協会の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を市又は第三者に賠償しなければならない」との規定がある。

(4) 市と指定管理者の責任分担

・ ・

イ 損害賠償責任

(ア) 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者が損害賠償責任を負う旨を募集要項及び協定書に明記する。

(イ) (ア)により発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとする。

しかし、基本協定書に上記規定があるものの、基本協定書23条 3項の「違約金」条項があると、民法 420条 3項には、「違約金」は損害賠償額の予定と推定する規定があることから、解釈上、市が指定の取消しに際し、損害賠償請求ができないかのような疑義が生じ

るおそれがある。

そして、前記「指定管理者制度の運用に関する指針」においても、違約金の支払だけでそれ以外に損害賠償請求を認めない趣旨とも考えられず、現実には、違約金を超える損害が発生しても、賠償請求ができないのも望ましくないとする。

民法

第 420条

- 1 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。
この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。
- 2 (略)
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

【意見】

取引に関する契約において、契約が解除された際に、解除権を行使した一方当事者が、帰責性ある他方当事者に損害賠償請求を行うことは、民法545条 3項「解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない」との規定があることから、ごく一般的な対応である。

そこで、解釈上の疑義を無くすためにも、一般の取引に関する契約のように、契約解除の際の損害賠償請求を可能にする規定を明記するべきであろう。

そこで条項例としては、基本協定書に解除条項が存在しないことを前提に(指定取消の場合に、前記のような解除条項をいければ、「本協定書を解除した場合に」との記載になる)、年度協定書において、基本協定書23条 3項に関わらず、市は指定の取消しの場合でも、指定管理者に対し損害賠償請求が可能である旨の規定を盛り込むべきである。

条項例としては、以下のものが考えられる。

第●条 市は協会の指定を取消した場合に、市に生じた損害が、基本協定書第23条第 3項の違約金の額を上回る場合は、協会に対し、別に損害賠償を請求することができる。

4 指定管理者の収支

(1) 協会の収支状況

協会の事業実施報告書に基づく、フラリエの管理運営の平成27年度から平成29年度の3年間の収支結果は、下記のとおり、平成27年度の「中央監視制御機設置工事費」（1393万2000円）を考慮せずとも、3年間の合計で、約2000万円もの赤字を出している状態であった。

協会の収支報告（3年度分）

単位:円

区分	年度	H27	H28	H29	内訳等
指定管理料(消費税含む)		25,754,000	25,754,000	25,754,000	
売上	飲食部門	32,761,204	32,468,802	31,931,752	
	サービス部門	12,312,000	12,312,000	12,312,000	駐車場収入
	物販部門	13,274,909	10,465,607	9,922,896	花屋、雑貨店
	その他売店		6,701,197	7,148,290	ブライダル、その他
	自販機		571,359	529,991	
収入合計(A)		84,102,113	88,272,965	87,598,929	
		H27	H28	H29	内訳等
庭園管理	人件費	12,943,946	12,972,648	15,661,360	※1
	植物管理費	13,217,317	12,857,100	10,476,534	苗木、園芸資材等の消耗品・備品、芝生・樹木・庭園の管理等
	施設・設備管理	2,038,225	3,226,392	3,624,250	水景施設等
	光熱水費	5,249,876	7,986,305	4,513,500	電気、ガス、水道
	イベント・催事費	671,912	326,110	262,390	
	初期改修費	0	0	0	
	一般管理費等	2,943,618	1,145,000	1,194,000	
	小計	37,064,894	38,513,555	35,732,034	
収益施設	許可使用料	6,114,230	6,114,000	6,114,000	
	売上原価	0	0	0	
	人件費	5,304,229	14,927,529	13,175,957	※2
	光熱水費	13,908,937	12,012,143	13,680,621	電気、ガス、水道
	建物管理費	12,923,027	11,063,468	9,949,648	建物法定点検、機械警備、園内警備、空調設備等
	植物管理費	603,087	1,460,509	2,044,857	花苗、園芸資材等の消耗品、樹木剪定
	イベント・催事費	2,867,296	2,960,260	2,107,032	設営、開催経費等
	広報・宣伝費	823,764	891,800	746,806	チラシ作成、看板、パネル等
	現状復旧	0	0	0	
	役務費	1,703,025	1,729,241	1,884,887	通信費等
	負担金	3,179,000	3,044,000	3,691,000	下水施設負担金
	初期改修費	0	0	0	
	一般管理費等	6,613,518	4,653,000	2,411,952	
	中央監視制御機設置工事	13,932,000			※3
	小計	67,972,113	58,855,950	55,806,760	
支出合計(B)		105,037,007	97,369,505	91,538,794	
収支 (A)-(B)		-20,934,894	-9,096,540	-3,939,865	

※ 1 平成27年度では固定職員（2名）及び臨時職員（1名）給与、法定福利費等を含

むものだが、平成28年以降は所長（1名）及び技師（2名）、法定福利費等を含むものと変更された。

- ※ 2 平成27年度では固定職員（1名）及び契約職員（2名）給与、法定福利費等を含むものだが、平成28年以降は課長（1名）及び主事（2名）、法定福利費等を含むものと変更され、大幅な増額となっている。
- ※ 3 協会が市に提出した収支報告の記載に従い、協会が平成27年度に実施した中央制御機設置工事費1393万2000円を、減価償却の方法ではなく、同年度の支出に一括で含めている。平成27年度の同工事を含めない支出額は9110万5007円であり、収支差は-700万2894円の赤字である。

(2) 協会の応募時の収支計画との乖離

協会の収支計画によれば、初年度（平成26年度）と最終年度（平成35年度）のみ収支が赤字となる計画であるが、その間の8年間は300万円から500万円の黒字が計画されており、10年間での収支合計では800万円の黒字とされており、この800万円の黒字分を全額、市への還元金として納付する計画であった。

ところが、平成27年度から平成29年度は大幅な赤字であり、しかも、2年目である平成27年度には、協会は計画では予定されていなかった後記の中央監視制御機設置工事を行い、1393万2000円を支出している（内金800万円は計画で示された還元金800万円を充当する予定のようである）。

(3) 赤字の原因と市の対応状況

協会の収支計画と実際の収支結果の差を検討してみると、収入合計が収支計画時点では9500万円以上を想定していたが、実際にはそれよりも700万円～900万円ほど低くなっており、そのなかでも、「物販部門」の売上予測を2700万円としていたところ、平成27年度は約1327万円、平成28年度は約1773万円、平成29年度は約1759万円と約1000万円から1370万円の予測違いが生じている。

また支出のうち「庭園管理」において収支計画では3000万円の予定であったところ、実際には3600万円弱～3850万円ほど支出されたこと、その具体的理由は「植物管理費」の支出予測を790万円としていたのだが、平成27年度は約1321万円、平成28年度は1285万円、平成29年度は1047万円と約250万円～530万円の予測違いが生じている。

ただ、これらについては、当初の予測と違ったと捉えることができるものの、赤字のなかで、平成28年度から「収益施設」の人件費が課長や主事を配属することで約 962万3000円が増額になっており、平成29年度からは「庭園管理」の人件費について、所長を配属するなどの理由で約 268万 8000円が増額となっており、当初計画の人件費が合計で2100万円を予定していたところ、平成29年度では合計が約2883万7000円となっていることから納得できないところである。

この点、庭園管理の人件費については、植物管理費の削減が図れているとはいうものの、人件費の増額を賄うほどのものにはなっていない。

むしろ、庭園・施設の管理については、ある程度、計画をたてることができるところであり、赤字でありながら、当初の予定を超える形で、本施設で人件費を支払っていることは理解しがたいところである。

市は協会との協議によって赤字の原因の報告を受けており、対策についても随時経費の削減案や新たな自主事業提案などを受けており、必要に応じて助言を行っているとのことである。

なお「久屋大通公園久屋大通庭園活用提案事業者募集」の第2次審査結果において、「収支計画：効率的、現実的な収支計画となっている」という項目について、4団体中、上から2番目の評価を受けていた。

【意見】

市としては指定管理料の上限を決めているため、指定管理者による事業の赤字の影響を受けることはないものの、このまま赤字傾向が続くのであれば、公園管理が不十分になることが危惧される。

今後、それを避けるためには、市は事業者の審査の際に、収支計画の効率性・現実性に関する配点を多くする等、審査の厳格性を検討すべきである。

5 還元金の取扱変更

(1) 中央監視制御機の設置と還元金の免除

協会は、応募の際の条件として、市への利益の還元について、還元金として10年間で 800万円を納めることを提案していた。

ところで協会は、平成27年度に、フラリエの中央監視制御機（市所有）につき耐用期限を超えていたことから、突然停止の危険があると考え、市との協議を経て、協会の自己資金で新たな中央監視制御機を設置することとした。市との協議内容につき、市からの説明によると、「市としては稼働中の中央監視制御機が故障したものではないから、機械を新たなものにする必要はないと考える。しかし協会の自己資金で新たな中央監視制御機を設置するのであれば、指定期間満了時（平成36年 3月31日）に、協会が市に対し、当該機械を無償で譲渡する条件で、協会が市に納付ことを提案してきた還元金 800万円につき、当該機械設置工事費用に充当する趣旨で、納付を免除する合意がなされた」とのことであった。ただし、「市と協会との間に機械の無償譲渡の合意に関する書面はない」とのことである。

この合意に基づき、協会は、自己資金で1393万2000円を支出し、同時に、協会は市に対し還元金 800万円を納める必要はないこととなった。結果、協会の実質負担額は 593万2000円となった。

(2) 協会の経費節減効果

新たな中央監視制御機の設置後、協会から市に提出された平成29年度分の年度別事業計画書の「収支予算案」の理由書部分には「光熱水費」について「応募時の提案書では、年間の光熱水費を1350万円としたが、27年度に中央監視装置更新工事をしたため、光熱水費が削減」との記載があり、また「建物管理費」についても「応募時の提案書では、年間の建物管理費を1550万円としたが、27年度に中央監視装置更新工事をしたため、保守メンテナンス料金の見直しにより建物管理費が削減する」との記載がなされている。そして実際にも両費目支出額は、平成27年度の合計額に比して、平成28年度は 375万6353円の減額、平成29年度は 320万1695円減額になっており、少なくとも年間

300万円の経費削減が図られていた。

ところで協会は、前記のとおり実質 593万2000円の負担によって、経費削減が年間 300万円、指定管理期間終了までの 9年間で約2700万円以上（ただし協会には機械のメンテナンス費用の負担は発生する）の経費削減を図ることができる見通しとなっている。加えて、協会は機械の購入代金をもとに減価償却も行っているとのことであり、実質上負担していない 800万円についても、費用として計上することで、税務上の負担も軽減されているといえる。

このような協会の経費削減上のメリットが大きい事態に関し、市が還付金 800万円を免除したことは、あまりにも協会の利益に資する判断ともいえる。この点、市からは「協会の経営努力による経費削減である」との考えも示されたが、中央監視装置の設置をしたことによる削減で、経営努力による経費削減とも認めにくいところである。

【意見】

協会は、1393万2000円の負担（実質的負担額は 593万2000円）で、中央監視装置の設置（交換）工事をするにより、多額の経費削減効果を楽しんでおり、協会の経費削減によるインセンティブへの配慮や今後の新中央監視制御機のメンテナンス費用を考慮しても、無視できるものではない。

現在、本施設における協会の収支が大幅にマイナスであったとしても、本来は、指定管理料の減額等を検討する必要があると考える。

【意見】

市と協会間において、協会の指定管理期間終了時に、新中央監視制御機の所有権を市に譲渡する合意があるのであれば、紛争予防の観点から、合意内容の書面化を図るべきである。

6 中庭に設置されているテント及びテーブル、椅子の取扱い

(1) 中庭の状況（平成30年11月）

中庭（フラリエコート）一部には「ガーデンキッチン フラリエ」が設置されているが、下図では上から見たテント 6つとその下（南）にある調理店舗（長方形）で示されている。

ガーデンキッチンフラリエは、フラリエのパンフレットによると「手ぶらで楽しむバーベキューをメインにした海外リゾートのようなダイニングレストラン。四季折々に咲く花を眺めながらワンランク上のBBQをお楽しみください」と紹介されている。



ディナー営業が中心であり、営業中の状況は、左の写真のとおりである。

ところでガーデンキッチンフラリエの日中の状況を視察したところ、次のような状況であった。



テントの周りにはパラソルやテーブル・椅子が置かれており、公園利用者が休憩をしている様子も見られた。テントについては、屋根下部分と外側とがビニールシートで遮られており、シートが空いた部分のをぞき込むと、飲食店用の器材が置かれていた。



他のテントも次頁の写真のとおりであるが、手前に顧客用のソファが置かれており、その周りはバーベキュー用の移動型コンロやテーブル等が収納されていた。

日中にフラリエを訪れた利用者としては、見通しの良い中庭の中心に、ビニールシートで囲われた機材置き場が設置されているように見え、せっかくの公園の景観に、良い影響を与えているとは考えにくかった。

テントの南側にあるキッチン用建物であるが、誰もいなかったものの、カウンター部分には発泡スチロールの箱が置かれており、さらにカウンター部分を見ると、油の汚れがついた状態であった。

(2) ガーデンキッチンフラリエの取扱い

ガーデンキッチンフラリエについては、指定管理者が公園施設の設置許可を受けている。市はその許可に当たり、募集要項に記載されていたとおり、久屋大通公園に便益施設を設置できる建ぺいの余地がなかったことや、それまでこの場所が無料休憩所として供用され、多くの公園利用者に利用されていたことから、この施設全体を「休養施設」として許可している。ただ、営業時間中にテーブルや椅子を飲食店の一部として使用することは認めつつ、「不特定多数の公園利用者が無料休憩所として供用するよう努めること」を許可条件とした。

このように市は、ガーデンキッチンフラリエを「休憩所」としての解釈・取扱いを行っているが、設置実態から見ると、テントの下部分の空間はビニールシートで囲われて遮蔽されており、その空間の内部には営業用設備（移動用バーベキューコンロ、机、椅子、料理を運ぶ台車等）が置かれており、利用者が憩いを求めてテント内のソファやテ

ーブルを無料休憩所として利用することは考えにくい状態である。

【指摘】

市は、許可時の原則に立ち返り、指定管理者に対し、日中のテント等の管理において、公園の効用を害さぬよう、営業用設備を人目に見えないスペースに移動させるなどさせ、不特定多数の公園利用者が自由に利用できる無料休憩所の実質的形態を備えるべく指導をするべきである。

第3 久屋大通公園

1 久屋大通公園概要

(1) 都市計画法上の公園となった経緯

久屋大通公園は、名古屋市を中心部である栄を南北に貫く「100メートル道路」と称される名古屋市道の中央部に位置する公園である。

久屋大通公園は、昭和21年の復興土地区画整理事業区域及び幹線街路計画に基づき道路の中央帯として構成された緑地であったところ、花壇、芝生、噴水等の公園的な施設が整備され、昭和45年に道路管理者と公園管理者との間で、兼用工作物協定が締結されたことをきっかけに、都市公園法に基づく都市公園として、位置づけを変えて整備されることになった。

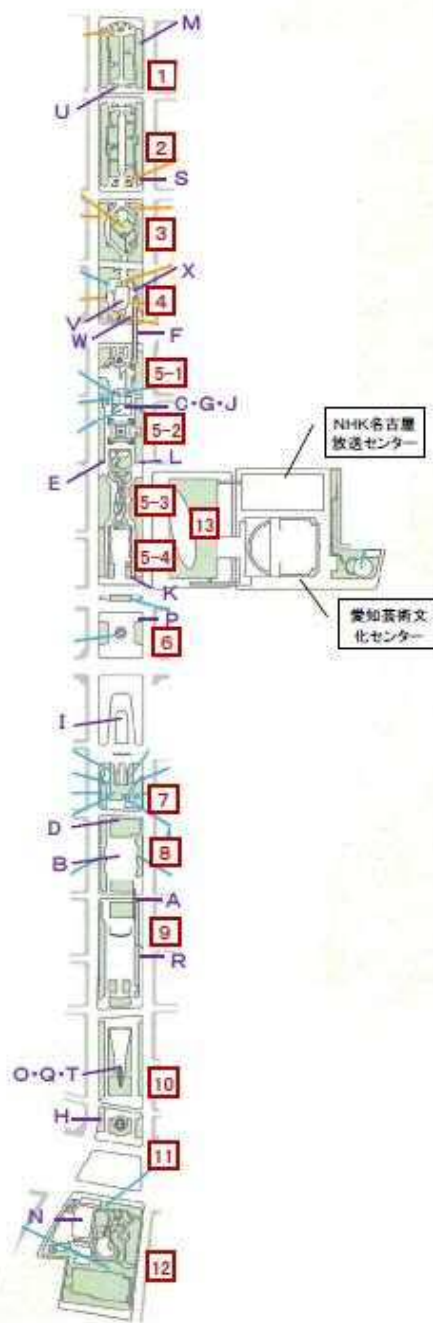
そして、昭和61年には「久屋大通公園」として都市計画決定がなされ、現在のオアシス21の区域についても「栄公園」から「久屋大通公園」に位置づけが変更され、都市計画法上の公園として現在の状況となった。

(2) 久屋大通公園の範囲

久屋大通公園は、外堀通から若宮大通までの久屋大通のうち若宮大通公園との交差部分を除くグリーンベルト地帯、オアシス21、フラリエ、前津広場、愛知県芸術文化センター及びその東側公園部分を加えた区域であり、都市公園面積は15.85haである。

なお、オアシス21及びフラリエについては、第4章の第1及び第2にて報告することとし、本章においては、主に久屋大通公園のう

ち、いわゆるグリーンベルト地帯部分に関する部分につき報告するが、同公園部分は、以下の各広場に分かれている。そして、No. 1～ 4 が北エリア、No. 5-1～ 6がテレビ塔エリア、No. 7 ～11 が南エリアといわれている。



No	広場名
1	シドニー広場
2	リバーパーク
3	いこいの広場
4	ロサンゼルス広場
5-1	TV塔北広場
5-2	TV塔広場
5-3	さかえ川
5-4	もちの木場
6	希望の広場
7	愛の広場
8	エンゼル広場
9	久屋広場
10	光の広場
11	南噴水広場
12	前津広場・フラリエ
13	オアシス21

記号	施設名
A	エンゼルブリッジ
B	エンゼル噴水
C	ガス灯
D	花壇づくり
E	小袖掛けの松
F	セントラルブリッジ
G	彫刻の庭
H	「時の流れに」伊勢湾台風30周年記念碑
I	時計塔
J	名古屋三俳人句碑
K	名古屋中央大通運合発展会・シャンゼリゼ委員会友好提携記念碑・街灯
L	ひさやアダプトガーデン
M	久屋小学校跡石碑
N	久屋大通庭園フラリエ
O	復興事業収束モニュメント
P	水飲み台
Q	緑の丘
R	南久屋小学校跡
S	名城小学校跡石碑
T	モニュメントフレーム
U	モニュメント(照明塔)
V	ロサンゼルス噴水
N	カリヨン
W	ベンチ(自然石)
X	戯れの天使

〈久屋大通公園内の各広場〉

(3) 久屋大通公園内の施設及びその管理者

久屋大通公園は、前記のとおり、都市公園としての効用と名古屋市道の中央帯としての効用とを兼ねるため、久屋大通公園の管理方法及び管理に要する費用負担については、道路法20条 1項及び同法55条 1項並びに都市公園法 5条の10第 1項及び同法12条の 6に基づき、道路管理者としての名古屋市と公園管理者としての名古屋市との間の兼用工作物管理協定により定められている。

前記協定により、久屋大通公園内の各施設は、いずれも名古屋市が管理するものであるが、前記協定によって道路管理者が管理すべきものなのか公園管理者が管理すべきものなのか区分されるため、第三者が各施設を占用または設置管理が認められる法的根拠が、道路法なのか都市公園法なのか異なってくる。

この点、久屋大通公園の地下に設けられた地下街、地下駐車場（セントラルパーク駐車場、市営久屋駐車場、エンゼルパーク駐車場など）は、前記協定により道路占用許可物件として、道路占用者が管理する施設として位置づけられたため、同施設は公園施設には含まれていない。

また、久屋大通公園内のテレビ塔についても、従来は前記協定により、道路占用許可物件となっていたが、平成31年以降の久屋大通公園の再整備にあわせて公園施設として管理されることになった。

このほかに、久屋大通公園内には民間売店を含む複数の施設、モニュメントが存在するが、名古屋市の所有でないものについては、都市公園法または道路法に基づき、公園施設の設置管理許可、都市公園の占用許可、道路占用許可のいずれかの許可を受けて設置されている。

以上のとおり、久屋大通公園内の名古屋市の所有でない施設については、前記協定により管理が区分され、それぞれ、名古屋市から、道路法に基づく占用許可または都市公園法に基づく設置管理許可、占用許可を受けた者が、その管理を行っている。

道路法

(兼用工作物の管理)

第20条

道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第13条第1項及び第3項並びに第15条から第17条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2～6・・・（略）・・・

(兼用工作物の費用)

第55条

第49条から第51条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2～4・・・（略）・・・

都市公園法

(兼用工作物の管理)

第5条の10

都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都

市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第2条の3の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 . . . (略) . . .

(兼用工作物の管理に要する費用の負担)

第12条の6

都市公園と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の管理に要する費用の負担については、公園管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

2 久屋大通公園の利用に伴う収入

(1) 飲食店や売店出店者からの公園使用料（設置管理許可）

ア 現況

久屋大通公園内（オアシス21、フラリエ、芸文センター及び前津広場は除く）には、以下のとおり、都市公園法5条1項に基づき名古屋市から施設の設置管理許可を受けた施設が11箇所存在する。

このうち、名古屋市が設置管理許可を受けた事業者から、名古屋市都市公園条例12条に基づく使用料を徴収している施設は4箇所あり、その使用料収入は、年間4,434,200円となっている。

ただし、後記のとおり、久屋大通公園のうち「北エリア」及び「テレビ塔エリア」については、整備運営事業計画に基づき平成31年から再整備工事が着工されたことに伴い、名古屋テレビ塔株式会社が、同エリア内に設置管理許可を受けて設置しているウッドデッキ及び売店は、平成30年末に廃止されたため、今後は前記使用料収入のうち2,037,000円の収入が得られなくなる見込みであり、同エリア内の仮設トイレ（公益財団法人名古屋市みどりの協会が設置・使用料42,000円）も同様に平成30年度末に廃止される予定である。

<久屋大通公園・設置管理許可一覧表>

被許可者	物件	平成29年度使用料	エリア
名古屋市環境局	公衆便所	¥0	北・テレビ塔エリア
名古屋市中区役所	歴史銘板	¥0	北・テレビ塔エリア
名古屋市環境局	公衆便所	¥0	北・テレビ塔エリア
名古屋テレビ塔(株)	ウッドデッキ	¥693,000	北・テレビ塔エリア
名古屋テレビ塔(株)	売店	¥1,344,000	北・テレビ塔エリア
(公財) 名古屋市みどりの協会	注意喚起看板	¥0	北・テレビ塔エリア
(公財) 名古屋市みどりの協会	仮設トイレ	¥42,000	北・テレビ塔エリア
久屋大通再生社会実験実行委員会	ひやさアダプトガーデン	¥0	北・テレビ塔エリア
名古屋市消防局	記念碑	¥0	南エリア
(株)エディオン	久屋広場の愛称の表示板	¥0	南エリア
(公財) 名古屋市みどりの協会	飲食店	¥2,355,200	
	合計	¥4,434,200	

イ 「カフェ・ドリーム」について

久屋大通公園の南エリアの「光の広場」にある飲食店「カフェ・ドリーム」（以下「本件店舗」という。）は、便益施設として、公益財団法人名古屋市みどりの協会（以下「みどりの協会」という。）が、平成10年 9月より、都市公園法 5条 1項に基づき、名古屋市より公園施設管理許可を受け、みどりの協会から委託を受けた第三者が営業している。



カフェ・ドリーム（正面奥の建物内）

本件店舗は、同店舗が管理する地下通路によって名古屋市営地下鉄名城線の「矢場町駅」と直結しており（右の写真は右側が「カフェ・ドリーム」の入口で、奥にある地下鉄の駅に直結している）、また、大型デパートやオフィスのすぐ近くに位置するため、立地条件は恵まれている。



そして、名古屋市は、前記公園施設管理許可を受けて、本件店舗を管理しているみどりの協会から、本件店舗の使用料として、名古屋市公園条例別表

第2の2（2）に基づく上限額である年間24,000円／㎡（別途、倉庫部分については年間3,760円／㎡）の単価によって、店舗・倉庫部分をあわせて2,355,200円（喫茶部分24,000円／㎡×95㎡、倉庫部分3,760円／㎡×20㎡）を徴収している。

(2) 久屋広場の愛称の表示板について

久屋大通公園の南エリアには、株式会社エディオンが、都市公園法 5 条 1項に基づき、名古屋市より公園施設の設置許可を受けて設置した久屋広場の愛称の表示板（以下の写真）が存在する。

同表示板は、名古屋市と同社とのネーミングライツ契約に基づき設置されたものであり、名古屋市は、同社よりネーミングライツ料として年間4,000,000円の収入を得ている。



都市公園法

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条

第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

- 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者が同条第4項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第5条第2項第5号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が30年を超える場合にあっては、30年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

名古屋市都市公園条例

(使用料)

第12条

法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。)を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料は、市長が定める事由にあたるものを除き、前納とする。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた使用又は行為をしようとする者が自己の責に帰することができない事由によってその使用又は行為ができなくなった場合その他市長が正当の理由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 4 前3項のほか、使用料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

※別表第2 使用料

2 (公園施設を管理する場合)

(1) 東山公園展望塔内の施設を管理する場合 . . . (略) . . .

(2) (その他の場合)

1平方メートル1年につき 24,000円以内

1平方メートル1月につき 8,400円以内

1平方メートル1日につき 3,400円以内

(3) イベント主催者からの公園使用料（行為許可）

ア 現況

名古屋市内の都市公園において、イベント等を実施する場合には、主催者は、名古屋市都市公園条例 4条及び名古屋市都市公園条例施行細則 3条の規定により、後記の「都市公園内行為許可申請書」を名古屋市長宛に提出して、許可を得る必要がある。

そして、久屋大通公園は、市民の憩いの場としてだけでなく、まつりやイベント開催のほかに、集会やコンサートなど様々な目的で利用されており、イベント主催者から名古屋市都市公園条例 4条に基づき許可申請がなされ、許可された件数は、平成28年度には 174件、平成29年度には 197件であった。

なお、イベント主催者は、名古屋市都市公園条例12条及び名古屋市都市公園条例施行細則 8条の 3の規定により、名古屋市に使用料を納入する必要がある、名古屋市における使用料収入は、平成28年度は 13,917,520円、平成29年度は15,163,200円であった。

<行為許可件数、免除件数、使用料>

年度	許可件数	免除件数	使用料合計額
平成28年度	174件	40件	13,917,520円
平成29年度	197件	41件	15,163,200円

第5号様式(第3条第1項及び第3項・第4条第2項及び第3項)

都市公園内行為許可申請書 (新規・変更) 年 月 日 (宛先) 申 請 者 住 所 フリガナ 氏 名 生年月日 〔 法人の場合は所在地、名称並び 〕 に 代表者の氏名及び生年月日 電話番号 都市公園内において、次の行為をしたいので許可を申請します。	
使用する都市公園及び公園施設の名称	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使用する面積	
使 用 の 期 間	
都市公園の復旧方法	
そ の 他	

都市公園内行為許可証			
第 号 上記の申請について、次のとおり許可します。 年 月 日			
許可の場所		許可の 期 間	
許可の事項			
都市公園の復旧方法			
条 件			

注 暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、行為の許可をせず、既になした行為の許可を取り消し、又は行為の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

名古屋市都市公園条例 (行為の制限及び禁止) 第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者及び第1号から第3号までに掲げるものについて市長の許可を受けた者が当該許可に係る行為をするときは、この限りでない。 (1) 業として写真又は映画を撮影すること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行うこと。 (4)～(13)・・・(略)・・・

2 前項の規定により、同項第1号から第3号までに掲げるものについての許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び営業種目。以下同じ。)
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の内容
- (4) 行為の期間
- (5) 行為の場所又は公園施設
- (6) その他市長の指示する事項

3～5・・・(略)・・・

名古屋市都市公園条例施行細則

(行為の許可手続)

第3条

条例第4条第2項の規定により、都市公園内における同条第1項第1号から第3号までに掲げる行為について市長の許可を受けようとする者は、行為許可申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定による許可の申請は、当該行為を開始しようとする日の10日前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の申請があった場合において、市長が支障がないと認めた者に対して、行為許可証(第5号様式)を交付する。

4 使用料は、前納とし、行為の開始前に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

第8条の3

条例第4条第1項第1号から第3号までの行為をする場合の使用料の額は、次

の各号に掲げる額とする。

- (1) 業として写真撮影を行う場合 1人1日につき 1,300円
- (2) 業として映画撮影を行う場合 1件1日につき 15,000円
- (3) 興行を行う場合 1件1日につき 325,000円
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行う場合
 - ア 営利を目的とする場合 1平方メートル1日につき 65円
 - イ その他の場合 1平方メートル1日につき 8円(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域内の都市公園を利用する場合にあっては、6円)

イ 使用料の減免

ア) 減免の根拠規定

前記のとおり、イベント主催者等が名古屋市内の都市公園を使用する際には、原則として名古屋市に使用料を納付する必要がある。

しかし、名古屋市都市公園条例13条 2項に「市長は、公益上その他市長が必要と認める理由がある場合は、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除することができる。」と規定されているため、例外的に「市長が特別の理由があると認める場合」には、名古屋市は、イベント主催者等に対し、「その都度市長が定める額」について使用料を減免することができるとされている(同条例施行細則18条2項5号及び同3項3号)。

これを受けて、名古屋市においては、「行為許可使用料減免取扱要綱」を定め、同要綱 2条及び 4条に基づき、以下のような場合には、使用料の減免を行っている。

なお、引用する条例、細則、要綱については 177頁以下にまとめて紹介してある。

<使用料が免除される主なイベント>

○名古屋市又は同市の行政機関が行政目的のために使用し、必要やむをえないと認められる場合(2条 1号)

○他の地方公共団体が行政目的のために使用し、必要やむをえないと認められる場合(2条 2号)

○イベント実行委員会の構成員に本市、本市行政機関及び他の地方公共団体（以下「本市等」という。）が構成員になっており、必要やむを得ないと認められる場合(2条 3号)

○以下に掲げる地元団体等が、地元の行事で地元の公園を使用する場合(2条 4号)

- ・町内会、自治会、子供会、老人会、女性会など地域の住民が自主的につくり上げる住民自治組織
- ・名古屋市緑のまちづくり条例の規定により認定された公園愛護会又は街路樹愛護会
- ・名古屋市区政協力委員規則に規定する区政協力委員、学区区政協力委員会及び区政協力委員協議会

＜使用料の2分の1が減額される場合＞

○競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行う場合において、行為の使用時間が正午をまたがない場合(4条)

イ) 減免の申請手続

名古屋市都市公園条例施行細則19条によれば、イベント主催者が使用料の減免を受けようとするときは、「市長が特別の理由があると認めた場合」を除き、あらかじめ後記の「使用料減免申請書」（後記申請書参照）を市長に提出しなければならないとされている。

しかし、名古屋市は、同要綱の 3条及び同 5条を根拠に、行為許可申請書の行為の目的欄に免除を申請する旨が記入されている場合や行為許可申請書の使用時間欄に正午をまたがない使用時間を記入するとともに減額を申請する旨が記入されている場合には、たとえ行為許可申請書に減免を受けようとする理由が記載されていなくても、同細則19条に規定する「市長が特別の理由があると認めた場合」に該当すると判断し、使用料減免申請書の提出を求めないこと

にしている。

ウ) 使用料の減免の判断

前記のとおり、前記要綱 2条 1～ 3号によれば、久屋大通公園内におけるイベントのうち、名古屋市、名古屋市の行政機関または他の地方公共団体が行政目的のために使用する場合は、イベント実行委員会の構成員にこれらの主体が構成員になっている場合において、名古屋市長が、使用料を免除することが必要やむを得ないと認めた場合に限り、前記細則19条に定める「市長が特別の理由があると認めた場合」に該当するとして、イベント主催者に対して、使用料を免除することができるかとされている。

しかし、名古屋市においては、前記のとおり、行為許可申請書の目的欄に単に免除を求める旨の記載がなされていれば、使用料減免申請書の提出を求めているため、その結果、前記要綱 2条 1～ 3号に基づく使用料の減免申請については、減免を受けようとする理由や必要性について判断することなく全件について免除を行っている。

つまり、名古屋市都市公園条例施行細則19条で提出が予定されている「使用料減免申請書」には「減免を受けようとする理由」の記載が求められているが、このような記載がない行為許可申請書の提出のみで減免が認められているのが実情である。

また、使用料の免除を受けたイベントの中には、物品の販売が行われたり、企業等のブースが出店されているイベントも含まれているが、前記要綱においては、使用料の免除の判断はイベント単位で行われ、また使用料の一部免除の判断は使用時間のみによって形式的になされているため、かかるイベントについても、行為許可使用料の一部のみを免除することはできず、免除する場合には全額免除することになっている。

この点、久屋大通公園と立地や形態がよく似ている札幌市の大通公園においては、国や地方公共団体が、企業等の協賛を得てイベン

トを行う場合には、占用料の減免率を50%に留めている。

エ) 使用料の減免実績

久屋大通公園内で開催されたイベント等のうち、使用料が免除された件数は、平成28年度には40件、平成29年度には41件であった。

なお、名古屋市は、前記のとおり、前記要綱を根拠に、本来徴求すべき使用料減免申請書の提出を求めているため、減免額については把握していないとのことである。

第10号様式(第19条)

使 用 料 減 免 申 請 書	
年 月 日	
(あて先)名古屋市長	
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人の場合は所在地、名称及び 代表者氏名)	
電話番号	
次のとおり、使用料の減免を申請します。	
使用する都市公園及び 公 園 施 設 の 名 称	
使用者区分及び人数	
引 率 者 職 氏 名	
使 用 の 月 日	
使 用 の 目 的	

減免を受けようとする理由	
減免を受けようとする金額	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【意見】

名古屋市が行為許可使用料減免取扱要綱 2条 1～ 3号に基づき、使用料を免除する場合の要件には、同要綱 2条 4号の場合と違って、名古屋市長が、使用料を免除することについて「必要やむを得ない」と認める場合との要件が課されている。

しかし、現在の運用においては、前記要綱 3条及び 5条を根拠に使用料減免申請書の提出を求めておらず、前記要綱 2条 1～ 3号に定める行為主体、事業目的の記載のみで使用料免除の要件を判断している。そのため、減免を受けようとする理由、必要性も確認せずに、免除の判断がなされているおそれがある

したがって、前記要綱で求める「必要やむをえないと認められる場合」（要綱 2条 1～ 3号）の判断を行うためにも、減免申請書の提出を求めないにしても、行為許可申請書には減免を求める理由を記載させるべきである。

【意見】

1 一部免除の運用について

使用料の一部免除については、行為の使用時間のみによって形式的に判断しているが（前記要綱 4条）、公園の維持管理に多額の予算を計上している状況においては、イベント内において物販や企業の出店ブースがなされている場合などのように、使用料を一律に免除する必要性が乏しいイベントについては、全額免除ではなく一部免除とすることが望ましく、このような一部免除がで

きるような要綱などを考えることが必要といえる。

そのため、使用料の一部免除については、半日利用の場合の 2 分の 1 の減額にとどまらず、それ以外の場合にも、一部免除ができるような要綱を考えることが望まれる。

2 減免額の集計の必要性

使用料の減免についての妥当性を判断するためには、減免されなければ得られたであろう使用料の額について把握する必要がある。

そのため、名古屋市としては、各年度に開催された各イベントの「許可期間」「主催者」「内容」「公園名」「許可年月日」「使用料」とともに、「使用料の減免額」も把握できるような、検証可能な形で集計すべきである。

ウ NPO法人Aの主催するイベント

前記のとおり、久屋大通公園内で実施されたイベントのうち、使用料が免除された件数は、平成28年度では40件、平成29年度では41件であったが、そのうち、NPO法人Aが主催するイベントについては、前記要綱 2条 1項 4号を根拠に、全て使用料が免除されており、その件数は、平成28年度では14件、平成29年度では16件となっている。

このNPO法人Aは、久屋大通公園を拠点に魅力あるまちづくりを推進するために設立された法人であり、久屋大通公園におけるイベントにおいて、コンサートなどのほかにイベントごとのテーマに沿った物販も行っており、久屋大通公園に多くの市民が集い、地域の活性化に役立っている。

ただし、前記要綱 2条 1項 4号アの趣旨からすれば、同要綱を根拠にNPO法人Aの使用料を免除とすることには問題があると思われる。

すなわち、前記要綱 2条 1項 4号アは、「町内会、自治会、子供会、老人会、女性会など地域の住民が自主的につくり上げる住民自治組織」が「地元の行事で地元の公園を使用する場合」には、名古屋市

は使用料を免除することができる」とされているところ、ここでいう「住民自治組織」とは、近隣住民が構成員となった組織と解される。

この点、NPO法人Aには、久屋大通公園の近隣住民以外の構成員も含まれており、NPO法人Aは、久屋大通を活動拠点とはするものの、久屋大通近隣の住民によって自主的に組織された住民自治組織とは考えにくい。

また、そもそも、久屋大通公園は、その特性上、県外からも多くの人が集まる公園であり、前記要綱で定める「地元の行事で地元の公園を使用する場合」に該当する場合も限られると思われる。

したがって、名古屋市が、NPO法人Aを自治会や町内会などと同列に扱い、同法人が実施する全てイベントについて、前記要綱を根拠に使用料を免除していることには疑問がある。

【意見】

要綱 2条 1項 4号アに定める「住民が自主的につくりあげる住民自治組織」が「地元の行事で地元の公園を使用する場合」の要件をあまりに緩やかに捉えることは、公園利用の促進の面からはプラスの側面があるとはいえ、公平な公園利用の観点からは望ましくはなく、NPO法人Aの公園使用を、地元住民によって自主的に組織された自治組織による地元行事と捉えることは難しい。

なお、仮にNPO法人Aが主催するイベントが、前記要綱 2条 1項 4号アではなく、前記細則18条 2項 5号に定める「市長が特別の理由があると認める場合」を根拠に減免が許されることがあるとしても、NPO法人Aの主催する多くのイベントにおいては物販等も行われており、同イベントについては行為許可使用料を全額免除するのは望ましくなく、前記のとおり一部免除ができるような要綱を定め、一部免除としての利用を検討すべきと考える。

名古屋市都市公園条例

(使用料の減免)

第13条

市長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の使用料を減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の使用料の額が100円未満となる場合の使用料の額は、100円とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者が、次に定める場合に該当するとき使用料の3分の2の額(100円未満の端数は、切り上げる。)

ア アーチェリー場及びグリーンプラザ室内広場を1回券で利用する場合

イ 動植物園、展望塔、名古屋城、白鳥庭園、庭園及びプールを1人1回利用する場合

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の規則で定める者が、前号ア及びイに定める場合に該当するとき 使用料の全額

2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他市長が必要と認める理由がある場合は、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除することができる。

名古屋市都市公園条例施行細則

(使用料の減免)

第18条

(1項省略)

2 条例第13条第2項の規定により使用料を減免することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)・・・(略)・・・

(5) その他市長が特別の理由があると認める場合

3 使用料の減免額は、次のとおりとする。

(1)～(2)・・・(略)・・・

(3) 前項第5号の場合 その都度市長が定める額

(使用料の減免申請手続)

第19条

前条第2項第5号に該当する者が使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ使用料減免申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

行為許可使用料減免取扱要綱

(免除基準)

第 2条 規則第18条第 2項第 5号の規定により市長が使用料を免除する特別

の理由があると認める場合は、次のとおりとする。

(1) 本市又は本市の行政機関が行政目的のために使用し、必要やむをえないと認められる場合

(2) 他の地方公共団体が行政目的のために使用し、必要やむをえないと認められる場合

(3) イベント実行委員会の構成員に本市、本市行政機関及び他の地方公共団体(以下「本市等」という。)が構成員になっており、必要やむを得ないと認められる場合

ア本市等が実行委員会に提出した、実行委員会に加入する旨の行政文書の写しが申請書類に添付されていること。

イ上記行政文書に所管課名、担当者名、電話番号等連絡先の記載があること。

(4) 次に掲げる地元団体等が、地元の行事で地元の公園を使用する場合

ア町内会、自治会、子供会、老人会、女性会など地域の住民が自主的につくり上げる住民自治組織

イ名古屋市緑のまちづくり条例(平成17年条例第39号)第33条の規定により認定された公園愛護会又は街路樹愛護会

ウ名古屋市区政協力委員規則(昭和43年名古屋市規則第20号)第1条に規定する区政協力委員並びに同規則第5条に規定する学区区政協力委員会及び区政協力委員協議会

エ名古屋消防団条例（昭和38年条例第64号）別表に掲げる消防団

オ安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年条例第49号）第5条に規定する区ごとに安心、安全で快適なまちづくりを推進するための組織

(5) 日本赤十字社（愛知県赤十字血液センターを含む。）が献血を行う場合
(2～3項省略)

(免除申請手続)

第 3条 使用料の免除を申請しようとする者は、行為許可申請書の行為の目的欄に免除を申請する旨記入するものとする。この場合、規則第19条ただし書の規定により使用料減免申請書の提出は要しないものとする。

(減額基準)

第 4条 使用料の規則第18条第 2項第 5号の規定により市長が使用料の 2 分の 1 を減額する特別の理由があると認める場合は、競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行う場合において、行為の使用時間が正午をまたがない場合とする。

(減額申請手続)

第 5条 減額を申請しようとする者は、行為許可申請書の使用時間欄に正午をまたがない使用時間を記入するとともに減額を申請する旨記入するものとする。この場合、規則第19条ただし書の規定により使用料減免申請書の提出は要しないものとする。

3 久屋大通公園の管理状況

(1) 管理業務の外部への委託

久屋大通公園の管理については、保守管理、点検、警備、修繕工事、設備設置・更新等の管理に関する各業務を、名古屋市が管理委託契約等に基づき、外部の業者に委託している。

そして、委託先業者の選定方法としては、平成29年度は指名競争入札

1件、一般競争入札 5件、随意契約 3件となっており、平成28年度は一般競争入札 5件、随意契約 4件となっている。

久屋大通公園に関する、平成29年度の各業務委託の件名及び金額については、以下の一覧表のとおりである。

なお、対象となる公園には久屋大通公園以外の公園も含まれている。

平成29年度

予 算 科 目	件名	対象公園 ※久屋大通公園 以外の公園	金額	契 約 締 結 方法
除 草 は じ め 各 種 委 託 費	自家用電気工作物保安管理 業務委託（公園） 及び自家用電気工作物管理 業務委託（街園）	名城、水分 橋、白川、神 宮東、白鳥、 土古、稲永	¥4,383,072	一 般 競 争 入 札
	公園水景施設保守管理委託 （その2）	蛇池 外20公園	¥3,067,200	一 般 競 争 入 札
	公園施設定期点検委託	金山 外217公園	¥9,005,429	指 名 競 争 入 札
	公園水景施設保守管理委託 （その4）	蛇池 外20公園	¥1,857,600	一 般 競 争 入 札
	減圧式逆流防止器点検委託 （街路）及び 減圧式逆流防止器点検委託 （公園）	六反、若宮大 通、稲永	¥362,685	一 般 競 争 入 札
	公園建築物定期点検委託	稲永	¥99,900	随 意 契 約
	名古屋市都市公園管理運営	若宮、白川	¥112,536,000	随 意

	業務委託（その2）（中－長1）			契約
	久屋大通公園レーザー保守管理委託（中－7）		¥864,000	随 意 契約
適 正 管 理	公園警備委託（中－10）	若宮、白川、 金山、下茶屋	¥22,850,264	一 般 競 争 入札

(2) 名古屋市都市公園管理運営業務委託（その 2）（中－長 1）について

ア 業務委託の内容

前記一覧表に記載された金額のうち、最も多額の予算措置が講じられているのは、公募型プロポーザルを経て随意契約の方法で締結された契約期間 3年の「名古屋市都市公園管理運営業務委託（その 2）（中－長 1）」（以下、「本件業務委託」という。）とされる案件であり、3年契約の予算総額は337,608,000円、単年度の予算金額は112,536,000円となっている。

本件業務委託は、久屋大通公園・若宮大通公園・白川公園の 3つの公園について、以下の管理運営業務を委託するものである。

対象公園	業務委託の内容
久屋大通公園 (156,600㎡)	樹木管理、除草・芝生管理、花壇管理、清掃管理、施設保守点検、市民参加維持管理に関する管理
若宮大通公園 (120,300㎡)	樹木管理、除草・芝生管理、花壇管理、清掃管理、施設保守点検、市民参加維持管理に関する管理
白 川 公 園 (89,300 ㎡)	樹木管理、除草・芝生管理、花壇管理、清掃管理

<対象公園の位置関係図>



「名古屋市都市公園管理運営業務委託（その 2）の施行位置図」参照

イ 委託先選定の経緯

名古屋市は、平成27年9月25日、本件業務委託の委託先選定にあたり、契約上限金額（年額）116,944,000円として公募型プロポーザル実施公告を行ったところ、1者（みどりの協会）からしか応募がなかった。そこで、書面評価及びヒアリング評価を実施したうえ、同年12月25日、緑政土木局契約審査会において、本件業務の委託先としてみどりの協会が契約候補者として選定された。

そして、名古屋市は、平成28年 2月15日、地方自治法施行令 167条の 2第 1項 2号の規定に基づき、みどりの協会との間で本件業務委託を随意契約の方法により契約締結することについて決裁を行った。

その後、名古屋市は、平成28年 3月 2日、みどりの協会から、本件業務委託の委託料について、年額104,200,000円（税込112,536,000円）とする見積書を受領した上で、同月 7日、契約金額を前記見積金

額の100パーセント相当額である総額337,608,000円（税込）、年額112,536,000円（税込）として、みどりの協会との間で、本件業務委託について、随意契約を締結することについて決裁し、同日、みどりの協会との間で委託契約を締結した。

ウ 本件委託契約の問題点

本件契約は、プロポーザル方式によって公募したが、前記のとおり、1者しか応募がなかったものである。

その原因としては、本件業務委託の範囲が久屋大通公園・若宮大通公園・白川公園と広範囲に及んでいることから、対応できる事業者が自ずと限られることが考えられる。

この点、同時期に公募型プロポーザル実施公告がなされた「名古屋市都市公園管理運営業務委託（その1）」及び「名古屋市都市公園管理運営業務委託（その3）」の案件は、各々、千種公園（59,400㎡。名古屋市千種区）、名城公園（797,800㎡。名古屋市北・中区）について、本件業務委託とほぼ同内容の管理業務を委託するものであった。ただ、本件業務委託とは違って、前者については、2者（いずれも民間業者）から、後者については、4者（民間業者3者とみどりの協会）から応募があった。

そのため、本件業務委託についても、例えば、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園の3公園に分割して、それぞれ公募型プロポーザルを実施していれば、複数の事業者から応募があった可能性は高い。

たしかに、一般的には、近接する複数の公園を一括で委託する場合には、管理業務の効率性が向上するなどのメリットが考えられる。

しかし、久屋大通公園は南北約2kmにわたって156,600㎡もの面積を有する公園であるうえ、若宮大通公園は、久屋大通公園の南側に位置するとはいえ、東西約2.5kmにわたる120,300㎡もの面積を有する公園であり、更に、白川公園は、若宮大通の北側に位置するものの久屋大通公園とは距離的に離れた位置に存在する公園であり、面積も89,300㎡もあって、3公園を一つの事業者が管理したとしても、作業効率がさほど上がるとも考えがたい。

【意見】

公募型プロポーザルは、当該案件について、最適な事業者を選ぶために実施されるものであり、複数の応募者による競争原理を働かせる必要がある。

よって、管理業務の対象範囲が広大なために、応募できる事業者が限られることが予見できる場合には、管理業務の対象範囲を分割するなどして、複数の事業者からの応募が期待できるような状況にした上で、公募型プロポーザルを実施すべきであり、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園を一括して委託する契約については見直すべきと考える。

なお、本件 3公園に関する、平成31年度から平成33年度までの業務委託について、名古屋市は、平成30年11月 6日に公募をしているが、3公園を別々に公募する方法に変更している。

4 久屋大通公園の現状の課題と再整備の動き

(1) 久屋大通公園の課題

久屋大通公園については、「都市の魅力を高める公園経営～久屋大通公園に焦点をあてて～」(公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センターの平成24年度研究報告書)において、下記指摘がなされている。

記

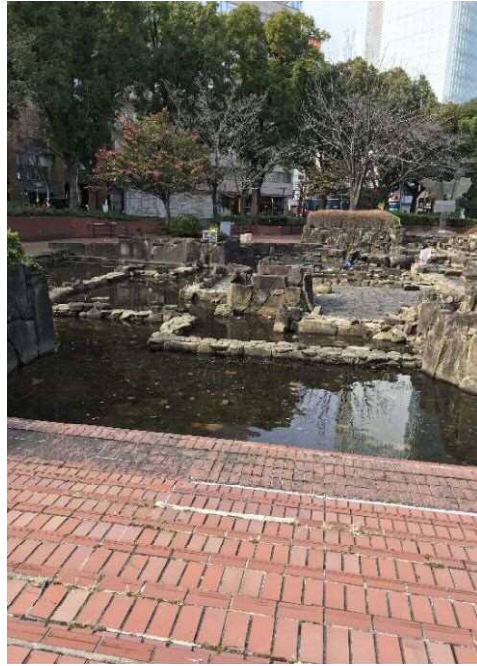
ア 人工的で、芝生地と美しい花木や草花が少ない

イ 子どもが快適に遊べる場所がない

ウ 活性化に民間活力が生かし切れていない

エ 安心・安全の確保に向けて不安要素がある。

オ 新たな発想で公園財源の確保、拡充が必要である。



ロサンゼルス広場の人工池



シドニー広場

(2) 方針転換の必要性

前記研究報告書でも指摘されているが、従来型の公園管理は、限られた予算の中で、安全に管理することが第一であり、公園利用者の数や満足度を上げるという目的意識は高くなかったため、久屋大通公園においても、前記課題について抜本的な改善策を講じられることなく現在に至っている。

そこで、前記課題を解決するためには、従前の公園管理者の視点ではなく公園利用者の視点に立った上で、いかに民間の事業者の活力を取り入れながら、公園の資産を運用していくという「公園経営」の発想に基づいて、公園を管理・活用していく必要がある。

(3) 久屋大通公園の再整備の動き

ア 「栄地区グランドビジョン」に基づく再整備

名古屋市は、平成25年6月、①公共空間の再生、②民間再開発の促進、③境界性の充実の3つの方針を掲げた「栄地区グランドビジョン」を策定した。

これに基づき、名古屋市は、久屋大通公園のうち外堀通から桜通までの「北エリア」及び桜通から錦通までの「テレビ塔エリア」について全面的に再生するための整備運営事業計画を立てるとともに、平成

29年の都市公園法の改正により創設された「P a r k－P F I 制度」に基づき、同整備運営を行う事業者の公募を行い、平成30年 2月13日、運営事業者が選定された。

今後、2019年には工事着手、2020年には供用開始、2038年には事業が終了する見込みである。

参考

「P a r k－P F I（略称：P－P F I）」とは

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待される。（「都市公園の質の向上に向けたP－P F I活用ガイドライン」国土交通省 都市局 公園緑地・景観課作成 参照）



再整備工事直前のテレビ塔 1階部分

イ 「公園経営事業展開プラン」について

名古屋市は、平成24年 6月に策定・公表した「公園経営基本方針」に基づき、平成25年 7月、具体的な取り組みを効果的に推進するために優先的に取り組むべき課題と戦略的展開をまとめた「公園経営事業展開プラン」をまとめた。

その中で、久屋大通公園は、名古屋市内のシンボル公園の 1つとして、「公園経営基本方針」で掲げられた 4つの基本プロジェクトのうち、「名古屋の誇りとなる公園へ『にぎわい広場プロジェクト』」について、社会実験として以下の取り組みを率先して実施することになった。

<取り組みの概要>

○公園としての公益性の確保に配慮しながら、民間活力によるイベント活性化を図るため、規制緩和と利用ガイドラインの整備を行う。

- ・ イベントの主催・協賛事業者の名称・ロゴ表示の規制緩和やデザインコードを設定する。

○利用許可取扱基準を整理し、使用料を見直す。

- ・ 行為許可の減免要綱の改正
- ・ 受付・利用相談体制の整備

また、名古屋市は、平成25年より、錦通と広小路通に挟まれた「希望の広場」におけるイベント事業者を選定し、「栄ふんすいにぎわい広場社会実験」として、「ビアフェスタ」、「東北屋台村inナゴヤ」等のイベントを実施し、イベント実施後には、各評価項目ごとに評価を実施し、平成26年には、前記の行為許可使用料減免取扱要項を改正した。

この結果、イベント期間中は、多くの市民が久屋大通公園に集い、久屋大通公園の活性化に大きな役割を果たしていると思われる。

【意見】

「北エリア」、「テレビ塔エリア」については、再整備に向けた動きが見られるが、「南エリア」についても、栄の再開発の動きに合わせて、速やかに再整備計画を立案すべきである。

特に、「南エリア」のうち「光の広場」（前掲く久屋大通公園内の各広場＞図参照）については、「カフェ・ドリーム」に向かって階段状に下っている形状も影響しているためか、ほとんどイベント等に利用されていないが、その形状を活かすのであれば、野外コンサート会場等としての活用方法なども検討すべきと考える。

第4 名城公園（北園）

名城公園（北園）については、「名古屋市公園経営基本方針」（平成24年6月）及び「名古屋市公園経営事業展開プラン」（平成25年 7月）に基づき、公園の性格、役割、立地条件や公園としての歩み、利用者の動向などを踏まえて、「公園管理運営方針（パークマネジメントプラン）」が、平成27年11月に策定されている。

そして、その運営方針に基づき、民間活力を導入した公園経営を図るため、名城公園（北園）の一部について、事業提案募集を行い、民間による運営が進められている。

そのため、名古屋市における新たな試みとして、紹介するものであって、他の部分のように、財務の執行等の監査を行うものではない。

1 はじめに

(1) 名城公園は、名古屋市の中心部に位置し、国の特別史跡に指定されている名古屋城を中心とする総面積 80.41haの総合公園である。開業は昭和 6年で、昭和22年 5月 6日に都市計画決定を受け、昭和31年10月15日に都市公園法による設置がなされている。

そして、名城公園の北園は、名古屋城より北側一帯に広がっており、花やスポーツを主体とする特性ある公園として整備されており、都市緑化を推進するために市民の緑化意識の高揚や植栽知識の普及を行うための「名城公園フラワープラザ」のほか、野球場、ジョギングコース、サイクリングコースなどがあり、多くの市民が利用してきてい

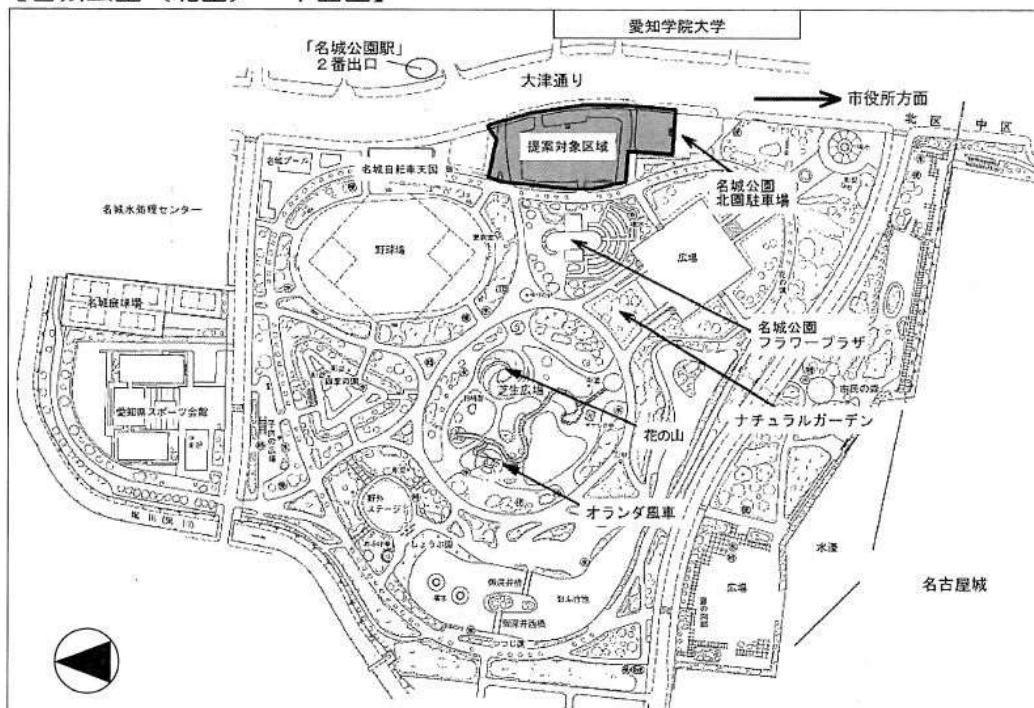
る。

主な施設としては、下記のものがある。（平成29年度の状況）

項目	内容
名城公園フラワープラザ	花と緑の相談コーナー、アトリウム、花工房（講習室）、雑花屋（喫茶コーナー）
スポーツ関連施設（一部有料）	愛知県スポーツ会館、名城プール、野球場、名城庭球場、名城自転車天国（特殊自転車等の貸し出し施設）、サイクリングコース、ジョギングコース
植物関連施設	ハナショウブ園、藤の回廊、つつじ園
歴史・庭園 施設関連	おふけ池（御深井橋、御深井西橋）、弁天橋、彫塑
広場等	芝生広場（オランダ風車・花の山、せせらぎ亭、日時計）、野外ステージ、広場（2ヶ所）、市民の森、子供の広場、四季の園
その他	おふけ亭、水景施設（3ヶ所）

- (2) その位置関係は、下記平面図のとおりであるが、名古屋市は、従前、名城公園北園駐車場とされていた部分の一部と名城公園分所跡地（合計7,380㎡）を対象に、「名古屋市公園経営基本方針」に基づいて、民設民営での整備を進めるために、営業施設等の事業提案を行ったものである。

【名城公園（北園） 平面図】



2 名城公園（北園）の従前の管理状況

(1) 名城公園フラワープラザなどの管理

「名城公園フラワープラザ」「オランダ風車」前の花壇、「ナチュラルガーデン」及び「花の山」の管理については、公募により、指定管理者が選定されていた。

ア 指定管理業務

施設等管理業務、行為許可に関する業務、施設及び建物の整備補修に関する業務のほか、下記「緑の普及・啓発事業、イベント、協働事業等の実施」も業務内容に含まれている。

記

緑の普及・啓発事業、イベント、協働事業等の実施

- 相談業務
- 講習会の広報・案内・受付・実施等（年50回以上）
- 展示会の広報・案内・実施等（年20回以上）

- 催事の広報・案内・実施等（緑化の普及・啓発に寄与するようなイベントを年 2 回程度）
- 市民との協働事業の実施
- 花と緑に関する資料・図書等の収集・閲覧・整理

イ 指定期間

平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日

ウ 指定管理料

平成26年度	60,749,000円
平成27年度	60,646,000円
平成28年度	60,543,000円
平成29年度	60,441,000円

※ 指定管理料が、年々減額になっているのは、指定管理者による当初の提案が年々減少する内容になっていたからである。

エ 自主事業

喫茶、自販機、物販などを行っており、自販機利益の半額を名古屋市に還元している。

オ 平成29年度の事業報告書における収支報告

平成29年度の事業報告書に記された指定管理事業における収支報告は次のとおりである。

なお、自主事業還元金は、指定管理者が行っている自主事業（喫茶売上、物販売上、自販機売上等）のなかの自販機利益の半額相当額である。

<収支報告 指定管理事業>

1. 収入の部

(単位：円)

	内 訳	実績金額
指定管理料	名古屋市提示金額（消費税込み）	60,441,000
還元金	自主事業還元金	350,000
合計（A）		60,791,000

2. 支出の部

(単位：円)

		内 訳	実績金額
人 件 費	常勤給与・賞与	2名分	13,665,878
	嘱託職員給与	3名分	12,424,700
	みどりの相談員 給与	3名分	1,055,973
	消耗品費、備品購入 費等	消耗品、備品、事務用品、 雑費、電話、通信費	2,061,670
光熱水費		電気、水道、ガス	4,984,598
清掃費		園内、ごみ処理	812,850
		建物、トイレ等清掃	2,437,400
建物管理費		建物保守点検	400,000
植物管理費		樹木、植物、草花、芝生管 理	7,176,909
設備保守点検費		設備保守点検	937,800
修繕工事費		小規模修繕	1,845,464
講習会・イベント催 事		講習会、展示会、イベント 費用	3,631,479
広報・宣伝費		広告宣伝費用	879,811
上記計			52,314,532
消費税			3,219,151
一般管理費			4,452,627
管 理 運 営 費 合 計 (B)			59,986,310

収支差 (A) - (B)		804,690
------------------	--	---------

(2) 名城プール

名城プールは、屋外冷水プールであるが、教育委員会によって、公募がなされ、指定管理者によって管理されている（ただし、東スポーツセンターとセットでの募集）。

ア 指定期間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日

イ 指定管理料

平成26年度	11,615,000円
平成27年度	11,615,000円
平成28年度	11,385,000円
平成29年度	11,385,000円

(3) 上記指定管理対象施設以外について

ア 名古屋市が、上記(1)(2)外のエリアについては、直営で管理しており、下記業務が個別に委託されていた（なお、名城公園北園以外の公園を含むものもあるが、その点は「対象エリア」に記してある。）

記

	件 名	契約金額	対象エリア
委 託 料	公園水景施設保守管理委託（その1）	1,782,000	名城公園北園 他29公園
	公園水景施設保守管理委託（その3）	1,458,000	名城公園北園 他29公園
	名古屋市都市公園管理運営業務委託（その3）（北－長1）	39,960,000	名城公園北園、二の丸
	公園警備委託（北－7）	3,682,181	名城公園全域
	公園水景施設清掃管理委託（北－9）	5,277,960	北園、二の丸、正門前東、正門前、他2公園
	公園花壇管理委託（北－16）	702,000	名城公園北園
	公園花壇管理委託（北－22）	507,600	名城公園北園

	公園樹木調査委託（北－23）	453,600	北園（南遊園）
	公園樹木剪定委託（北－26）	831,600	北園（南遊園）

イ 有料施設について

名城公園（北園）には市の有料施設として、駐車場、テニスコート、野球場がある。

ア) 駐車場

名城公園北園駐車場は、名城公園二の丸駐車場、名城公園正門前駐車場と同様、名古屋市が管理する有料公園施設であった。そして、名城公園北園駐車場は、名城公園二の丸駐車場、久屋大通公園駐車場とあわせて、駐車場使用料の収納業務を下記内容にて、公益財団法人名古屋市みどりの協会に業務委託していた（なお、名城公園シャワールーム及びロッカーの管理運営業務もあわせて委託していた）。

記

契約期間 平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日

契約金額 年額 38,784,296円（税込）

イ) 野球場、テニスコート

市が管理していたが、受付業務については、鶴舞公園内の公園センターにて、他の有料公園施設（運動施設）とあわせて、「有料公園施設（運動施設）受付及び名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営業務委託契約に基づいて、公益財団法人名古屋市みどりの協会が行っている。

3 民間活力による新たな試み

名城公園は、「名古屋市公園経営事業展開プラン」（平成25年 7月）においてシンボル公園として選定され、民間活力の導入による魅力的なサービスの提供を行う公園として位置づけられている。

そして、名城公園に関しては、公園の特性を生かした公園経営の推進を目指して、「公園管理運営方針（パークマネジメントプラン）」も、平成27年11月に策定されているが、これらの方針でも示されている、名城公園

の利便性や魅力の向上及び賑わいづくりにふさわしいサービスを、名城公園（北園）で提供できる事業者を募集することにした。

(1) 募集要項

主な内容は次のとおりである。

ア 提案対象区域

前記 1 (2)の「名城公園（北園）平面図」の提案対象区域と記した区域（面積約7,380㎡）

なお、提案時点での現況は、更地部分のほか、駐車場（名城公園北園駐車場）の一部、植栽帯、通路となっている。

イ 提案事業

次の事項についての提案を求め、①、④及び⑤については、必須提案事項となっていた。

- ① 飲食を楽しめる空間の提供
- ② 公園利用者のニーズに即した物品の販売サービスの充実
- ③ スポーツ利用サービスの充実
- ④ 名城公園北園駐車場に代わる駐車場機能の確保
- ⑤ 名城公園の出入口としての機能を持ち、多くの公園利用者がくつろげるような空間としてエントランス機能の拡充

なお、上記④は、市が設置している名城公園北園駐車場を平成27年度末に廃止するため、それに代わる駐車場の確保のためである。

そして、事業者には、①～④の提案にかかる施設を、提案対象区域内に、民間の創意工夫により設置し、同施設を所有したうえで、管理、運営してもらうことになる。

ウ 営業施設

事業者が設置所有し、設置後の維持管理及び運営も事業者の責任で行う。なお、飲食施設は屋内に40席以上の設置が求められる。

エ 駐車場

駐車場（設置される施設及び舗装等の工作物等）は事業者が設置し、設置後の維持管理及び運営は、事業者の責任で行う。

オ 公的施設

名城公園の出入口としての機能をもち、多くの公園利用者がくつろげるような空間としてのエントランスを、事業者が整備し、市が21,500千円（税込）を上限として買い取る。

※ 参考内訳

舗装工事	16,000千円
樹木撤去工事	3,000千円
その他工事	2,500千円

(2) 選定までの手続の流れと提案内容

ア 手続の流れは次のとおりであり、提案は3者からなされ、最優秀提案者を業者に選定した。なお、選定されたのは、建設会社が代表法人となり、造園会社及び設計会社が構成員となるグループであった。

平成27年 12月10日	第1回評価委員会議
平成28年 1月12日～1月27日	募集要項配布（応募説明会 1月29日）
1月12日～2月10日	応募登録受付
3月14日～3月16日	提案書受付
3月29日	第2回評価委員会会議（書類審査・意見交換）
4月18日	第3回評価委員会議（プレゼンテーション・本審査）
4月25日	決定

イ 提案者の提案内容

名城コミュニティサポートパークとのコンセプトのもと、共に明日を育むパークとして、施設側が一方的に提供する場ではなく、パークの利用者たちと共に歩みながら成長できる事業を目指すものである。

そして、既存の樹木をなるべく残し公園と一帯となった新たな施設をつくり、そのなかで、「食を育む事業」「体を育む事業」「集を育む事業」「緑を育む事業」を展開しようとするものである。

なお、同提案のなかでは、石垣ゲートなど名古屋城のイメージに即

したエントランスや、ウッドデッキの階段やテラスなども提案されている。

(3) 提案者との協定等

市は提案者との間で、次のとおり、協定等を締結している。

ア 基本協定書（平成28年 5月25日）

市は、提案者の代表法人である建設会社、構成員である造園会社、設計会社の 3者の間で基本協定書を取り交わした。

内容は、本事業の実施に向けての協議を経て、平成28年 9月30日までに「実施協定」を締結することとして、それまでに、3者側で本事業に係る詳細設計を完了することとなっている。

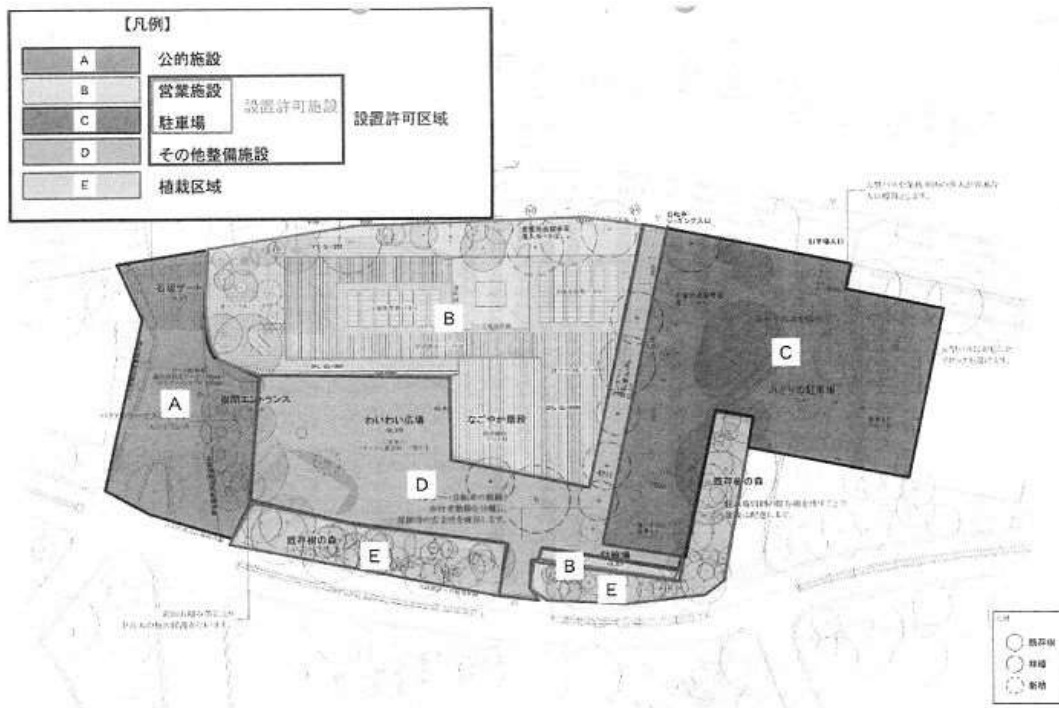
イ 実施協定書（平成28年 7月22日）

市は、提案者の代表法人である建設会社、構成員である造園会社、設計会社のほか、建設会社と造園会社が50%ずつ出資して設立した運営会社との間で、事業提案に関する協定書を取り交わした。

この段階では、施設の配置図もできあがっており、提案者側が整備して譲渡することになっている公的施設の引渡しについては、譲渡価格の上限が21,490千円であり、引渡期限が平成29年 2月28日となっている。

施設設置許可の期間は平成29年 4月 1日から10年とし、市が協議に基づき更新することができるが、その更新期間は最長10年とする。

そして、設置許可施設工事完了予定日は平成29年 3月末日であり、施設の運営開始予定日は同年 4月 1日までとなっている。



ウ 公的施設譲渡契約書

上記実施協定書にも記載してある公的施設譲渡について、市と提案者の代表法人である建設会社の間で、平成29年2月28日までに整備を完了し、譲渡対価を21,490千円で、市に公的施設の所有権の移転、引渡しを行う旨の内容となっている。

(4) 施設オープン・施設内容など

ア オープン

トナリノの名称で、平成29年4月27日にオープンした。

イ 施設の内容

トナリノの施設としては、

- ① カフェ
 - ② カフェレストラン
 - ③ ランニングに特化したスポーツショップ
 - ④ ランナー・サイクリスト支援施設
 - ⑤ コンビニエンスストア
- などのほか
- ⑥ ランニングスクール

⑦ スポーツマッサージ

を行う施設などもある。



ウ 使用許可

- ① 営業施設等事業提案による営業施設及び広場等周辺工作物一式
4,016.85㎡及び石垣（銘板）16.8㎡区域の許可

許可期間 平成29年5月1日～平成39年3月31日

使用料 平成29年度分 4,971,037円

(1,350円／㎡・年×4,017㎡×11／12月)

※ 許可対象範囲には上記(3)のとおり、石垣（銘板）
部分は含まない

※ 単価は、募集要項に定める下限である年間1,250円
／㎡より100円／㎡高い金額

※ 期間はオープンが4月27日であるため、平成29年度
は5月からの分として11／12

- ② 公園駐車場及び附属施設 1,912.00㎡の区域の許可

許可期間 平成29年5月1日～平成39年3月31日

使用料 平成29年度分 2,366,100円

(1,350円／㎡・年×1,912㎡×11／12月)

4 現在の名城公園（北園）

- (1) 名城公園（北園）については、現在、次のとおり、利用、管理されている

① トナリノ

上記のとおり、平成29年4月27日から、敷地部分の施設設置許可を受け、民間営業施設と駐車場として民間業者が運営している。

② 名城プール

従前から、指定管理者による管理がなされている

③ それ以外の部分（他の管理者が管理する施設を除く）

平成30年度から指定管理者による管理がなされている

- (2) 名城公園（北園）は、従前、名城プール以外は、名城公園フラワープラザほか一部エリアについては、指定管理者による管理がなされていたが、それ以外のエリアは市が管理していた。

ただ、平成 30 年度からは、上記のとおり、トナリノ、名城プールなど他の管理者が管理する施設以外のすべてを指定管理者に管理を任せることにより、民間活力の導入を進めているといえる。

このように、平成 29 年度から一部が民間業者による事業が進められ（トナリノ）、公園利用にどのように影響があり、また、平成 30 年度からは、大半の部分を指定管理者による管理に委ねていることから、これらについても監査をする必要があるが、まだ、開始したばかりでもあるため、新たな展開の紹介にとどめる。

第5 鶴舞公園

1 施設概要

名 称	鶴舞公園
所在地	名古屋市昭和区鶴舞一丁目、山脇町 1 丁目、中区千代田五丁目
設置条例	名古屋市都市公園条例・名古屋市緑化センター条例
入園料	無料
面 積	約24.07ha
開園時期	明治42年11月19日

主な施設	1 無料施設 噴水塔、子どもの広場、竜ヶ池、胡蝶ヶ池 桜林（約 750本）、バラ園（約 120種／1,400株）、菖蒲池（約90種／20,000株）、あじさいの散歩道（約 2,300株） 1 有料施設 テニスコート（4面）、野球場、ベビーゴルフ場（9ホール）、鶴舞公園多目的グラウンド（テラスポ鶴舞）、有料駐車場（97台）、奏楽堂、鶴々亭（茶室）、普選記念壇、南駐車場（92台） 3 名古屋市緑化センター
公式サイト	http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000005021.html

鶴舞公園は、明治42年11月19日に名古屋市が設置した最初の公園である。平成18年には「日本の歴史公園百選」に指定され、平成21年には国の登録記念物に登録されている（八幡山古墳を除く）。八幡山古墳（地図右端の丸い部分）は都市緑地法により、特別緑地保全地区に指定されている。

総合公園（都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1カ所当たり面積10～50haを標準として配置されるもの）であり、名古屋市地域防災計画では、広域避難場所に指定されている。



敷地内に、洋風庭園と日本庭園とがあり、いくつもの有料施設が点在し、名古屋市緑化センターもある。また、都市公園法 5条 1項により設置許可を得た名古屋市公会堂、鶴舞中央図書館、ベビーゴルフ場などもある。

遊戯施設であるベビーゴルフ場とそれに付属する倉庫は、公益財団法人名古屋市みどりの協会が設置許可を受けて、昭和45年 4月 1日から使用を開始した施設である。

鶴舞公園内の指定されたエリア（後述）と名古屋市緑化センターは公益財団法人名古屋市みどりの協会が、多目的グラウンドは公益財団法人愛知県サッカー協会が指定管理者となっている。

2 予算・決算

平成29年度における鶴舞公園の管理運営費は168,628,000円で、緑化センターの管理運営費は54,888,000円である。

この金額は、予算額、決算額ともに同額であり、鶴舞公園と緑化センターの指定管理料はこの合計金額に等しく223,516,000円である。

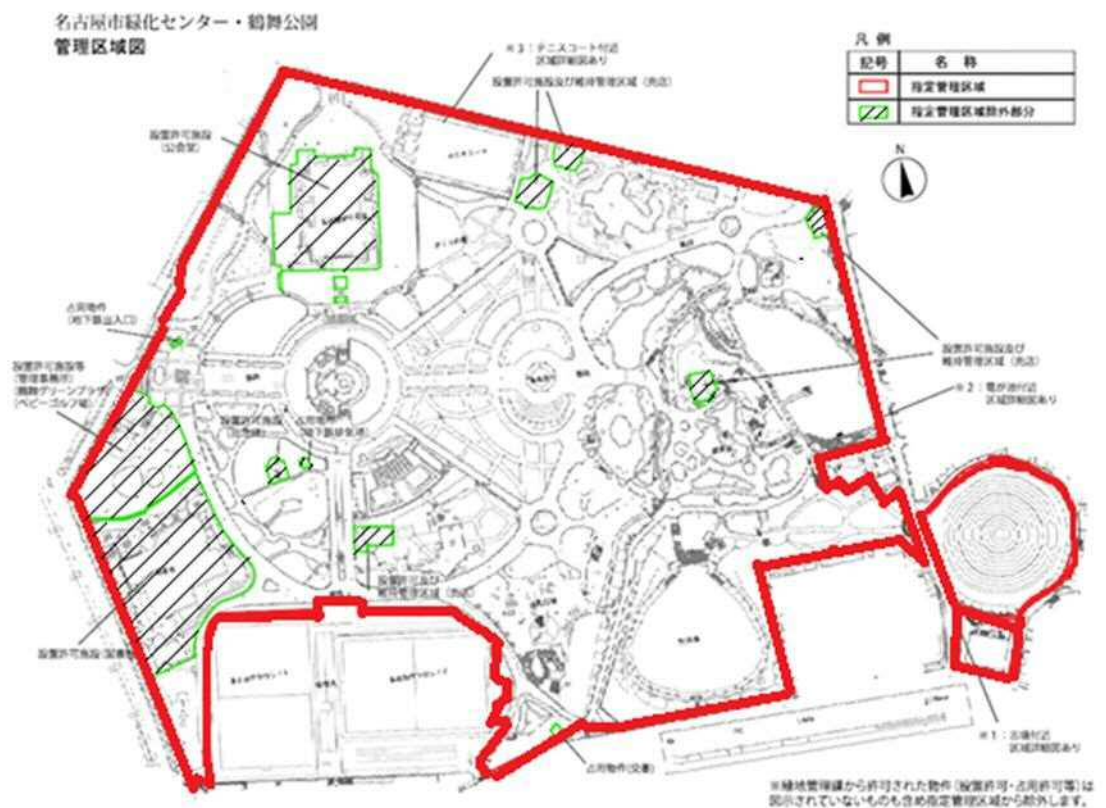
なお、鶴舞公園に関連する事業についての所管部署は、緑政土木局の緑地管理課、緑地維持課、緑地利活用室であり、それぞれが所管する業務を各々行っている。

3 指定管理

名古屋市緑化センターと鶴舞公園のうち指定されたエリアについては、公益財団法人名古屋市みどりの協会が指定管理者に選定され管理している。

(1) 指定管理の区域

鶴舞公園の敷地のうち名古屋市緑化センター・鶴舞公園管理区域図の太線の範囲内（ただし、斜線で表示した部分及び公園管理者以外の者が管理している施設又は物件を除く。）が指定管理の区域である。



(2) 指定管理の内容

ア 指定期間

平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

イ 業務内容

鶴舞公園に関する指定管理業務の主な内容は、施設の維持管理（花壇の植え替え、園内清掃、樹木の刈り込み、池や噴水の清掃作業、普選記念壇や駐車場などの有料公園施設の窓口業務）である。一方、鶴舞公園とあわせて指定管理の対象となっている、名古屋市緑化センタ

一に関する主な業務としては、同センターの施設管理のほか、緑化の普及・啓発事業、イベント、緑化相談業務、講習会（利用者の希望などを聞いて日程調整をするものも可）などといえる。

(3) 指定管理料等

平成29年度の指定管理料は、223,516,000円であるが、収益事業還元金が1,800,000円ある。

指定管理者の平成29年における自主事業の収入は、8,268,089円であって、支出は2,516,652円であるため、差額5,751,437円のなかから1,800,000円（約31.30%）が指定管理料削減として還元されたことになる。

なお、平成26年度から平成29年度までの指定管理料・収益還元金の推移は次とおりである。

収入実績	単位：千円			
	26年度	27年度	28年度	29年度
指定管理料	223,516	223,516	223,516	223,516
収益事業還元金	3,000	3,000	1,200	1,800

※ 「収益事業還元金」とは、自動販売機、イベント等の売店など自主事業の収益から樹木の管理や建造物の修繕、講習会のイベント等の事業経費や利用者サービス向上のために使用する目的で市に還元する額のことである。この還元金は、公共の収入自体にはならないものの、実質的には公共の財政支出の削減につながるものや、収益の一部を公共サービスの維持・向上に資する事業・取組に還元されているものである。

(4) 指定管理者の選定

ア 鶴舞公園は名古屋市緑化センターと、あわせて、指定管理者の募集をしているが、平成25年度の募集においては、応募は公益財団法人名古屋市みどりの協会だけであり、また、平成30年度以降（平成30年4月1日から平成34年3月31日）について、平成29年6月に指定管理指者の募集をしたが、結局、応募は、同協会のみであった。

なお、名古屋市緑化センターは、鶴舞公園のなかに位置しており、

緑化に関する相談及び指導、緑化に関する資料の展示、緑化に関する講習会、研究会等の開催などを行っている（名古屋市緑化センター条例 2条参照）。

イ そして、指定管理者による「公の管理」には、ハード面の施設の管理だけでなく、ソフト面の企画等の事業も含まれると解されており（指定管理者制度のすべて〔改訂版〕 119頁 成田頼明著 第一法規）、また、複数の公の施設をまとめて一の指定管理者を指定することも可能と解されている（同書 114頁）。

そのため、公園の指定管理においては、緑化の普及・啓発事業、イベントの実施等が、指定管理業務に含まれることも少なくない。

そのため、鶴舞公園の指定管理業務として、緑化の普及・啓発事業、イベントの実施、広報活動などを含めることは可能であり、また、名古屋市緑化センターと一緒に指定管理者を指定することも可能である。

ウ ただ、緑化相談・指導、講習会、研究会などが、あくまで、緑化センター内での活動であり、鶴舞公園での緑化の普及・啓発活動は、鶴舞公園での活動であるとする、指定管理者と一緒にする必然性がないともいえる。

そして、予算においては、前記のとおり、鶴舞公園と緑化センターでは、別のものとして管理運営費も計上されている。

【意見】

鶴舞公園と名古屋市緑化センターをあわせて指定管理者の募集することに問題があるとは考えていないが、名古屋市緑化センターは、緑化普及活動などを行うための独立した施設として条例上も位置づけられている以上、ただ、鶴舞公園のなかにあることの理由だけから、合わせて指定管理をするというのではなく、

① 緑化センターの活動が鶴舞公園に及ぶことの必要性

② 各施設を別々に管理した場合の非効率性

などとともに

- ③ 各施設の管理を別々に募集したり、緑化センターの活動については指定管理業務ではなく業務委託したりすることにより、指定管理などの応募者が増える可能性などを意識しておくことが必要と考える。

4 名古屋市緑化センター

(1) 施設概要

名 称	名古屋市緑化センター
所在地	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番168号
設置条例	名古屋市緑化センター条例
指定管理者	公益財団法人名古屋市みどりの協会 指定管理期間 平成26年 4月 1日～平成30年 3月31日 平成30年 4月 1日～平成34年 3月31日)
開園時間	9:00～16:30 みどりの相談コーナー（10:00～12:00、13:00～16:00）
休 館 日	毎週月曜日（祝・休日の場合はその直後の平日） 毎月第 3水曜日（祝日の場合は第 4水曜日） 年末年始（12月29日～ 1月3日）
入館料	無料
開園時期	昭和55年 5月15日
主な施設	みどりの相談コーナー、図書コーナー、園芸資材販売コーナー、展示室、講習室、グリーンサロン（温室）、樹木見本園、スイフヨウ園

名古屋市緑化センターは、鶴舞公園の敷地内にあるが、名古屋市緑化センター条例 7条により、鶴舞公園とは別の施設として指定管理の対象となっており、こちらも公益財団法人名古屋市みどりの協会が指定管理者となっている。なお、指定管理者の募集に際しては、名古屋市緑化センターと鶴舞公園を合わせて 1つの事業としていることは前記

のとおりである。

名古屋市緑化センターの行う事業は、前記のとおり、緑化に関する相談及び指導、緑化に関する資料の展示、緑化に関する講習会、研究会等の開催、センターの施設の供用、その他市長が必要と認める事業であり（名古屋市緑化センター条例 2条）、指定管理事業の主な内容は、これらの事業の実施に加え、センターの施設の使用の許可、センターの維持管理及び修繕、季節のイベント（花まつり・納涼まつりなど）の実施である。



(2) 組織

名古屋市緑化センターの人員は24名であり、所長 1名、課長 1名、事務スタッフ 4名、緑化相談員 4名及び技術スタッフ 6名の管理課と課長1名、駐車場の運営管理スタッフ 7名の業務課で構成されている（平成29年度事業報告書）。

(3) 利用実績等

ア 入館者数

過去 5年間の入館者数の推移は次の表のとおりである。

入館者数の推移（平成29年度事業報告書より）

単位：人

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入館者数	193,020	178,780	180,801	184,939	192,161

なお、この入館者数は建物に取り付けられている赤外線センサーでカウントしたものとのことであるため、一旦、外に出た者が再度入管した場合もカウントされることになる。

市は、この数をもって「入館者数」と捉えているとのことであるが、施設を利用した者の頭数より、多くカウントされる可能性はある。

イ 緑化（園芸）相談

緑化相談事業の実績は、次の各表のとおりである。

月別相談者数（人）および相談件数（件）（平成29年度事業報告書より）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	135	134	139	106	102	97	100	89	72	70	83	95	1,222
電話	57	73	62	54	29	42	30	37	31	19	22	35	491
計	192	207	201	160	131	139	130	126	103	89	105	130	1,713
件数	290	337	296	235	188	197	179	189	133	128	137	190	2,499

過去5年間の緑化相談実績（平成29年度事業報告書より）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談者数（人）	2,500	2,529	2,208	1,752	1,713
相談件数（件）	3,446	3,950	3,596	2,711	2,499

5 有料公園施設

公益財団法人名古屋市みどりの協会は、指定管理業務の内容として下記の(1)から(5)記載の有料公園施設（名古屋市都市公園条例 6条 2項、別表 1）の維持管理をしている。そのうち、野球場とテニスコートを除く施設については、使用者から使用料を現金で受領したら領収書を発行し、預か

った現金を翌日名古屋市の口座へ送金している。

この使用料は指定管理者の収入とはならない。

名古屋市都市公園条例

(有料公園及び有料公園施設)

第 6条 市長は、都市公園の全部又は一部を有料で利用させようとするときは、当該有料公園の名称、位置及び区域並びに有料利用開始の期日を告示しなければならない。

2 本市が設置する有料公園施設(有料予定公園施設を含む。以下同じ。)の名称は、別表第 1の通りとする。

(使用料)

第12条 法第 5条第 1項、法第 6条第 1項若しくは第 3項、第 4条第 1項若しくは第 3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。)を利用しようとする者は、別表第 2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、市長が定める事由にあたるものを除き、前納とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた使用又は行為をしようとする者が自己の責に帰することができない事由によってその使用又は行為ができなくなった場合その他市長が正当の理由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

4 前 3項のほか、使用料の徴収について必要な事項は、市長が定める。(別表第 1 鶴舞公園に属する施設(抜粋))

鶴舞公園	多目的グラウンド
	テニスコート
	普選記念壇
	奏楽堂
	鶴々亭
	野球場

	駐車場		
(別表第 2 抜粋)			
5 有料公園施設を利用する場合			
有料公園施設の名称	使用料の額		
	昼間	半日	夜間
野球場(1面)	3, 000円	1, 900円	2, 200円
鶴舞公園テニスコート	2, 600円	1, 400円	1, 400円
普選記念壇	3, 000円	1, 900円	4, 600円
奏楽堂	4, 600円	2, 400円	5, 900円
鶴々亭	1, 600円	1, 100円	2, 400円
駐車場			
東山公園駐車場 荒子川公園駐車場 白鳥公園駐車場 日光川公園駐車場 戸田川緑地駐車場	1台 1回につき 2, 000円以内		
その他の公園の駐車場	1台30分につき 600円以内		

名古屋市都市公園条例施行細則 (別表第 2)

2 条例別表第 2備考第 3号による指定有料公園施設の使用料 (抜粋)

指定有料公園施設の名称	早朝又は薄暮の使用料の額(1回)
野球場(1面)	1, 100円
テニスコート(1面)	
鶴舞公園テニスコート	1, 200円
備考	
1 早朝 日の出相当時刻から午前 8時までとする。	
2 薄暮 午後 5時から日の入相当時刻までとする。	

(1) 普選記念壇

ア 施設概要

名 称	普選記念壇
申込場所	名古屋市緑化センター 2階受付
休館日	年末年始（12月29日～ 1月 3日）
使用時間	半日（9：00～12：00または13：00～16：30） 昼間（9：00～16：30） 夜間（17：30～21：00）
面 積	約3,400平方メートル
施設内容	普通選挙法の施行（大正14年）を記念して、昭和 3年に名古屋新聞社（現・中日新聞社）により寄贈された野外劇場。ステージには普通選挙の基本精神「五箇条の御誓文」が掲げられている。 各種 コンサート、イベント、レクリエーション大会、集会等に利用できる。 ステージ／奥行 5.4メートル、幅13.5メートル 約 400人収容可能（ 4人掛け×86基・ 3人掛け× 9基） 電源／15アンペアコンセント 2個×二箇所 夜間照明／ステージ部分（手動投影器あり）
備 考	名古屋市文化財・名古屋市都市景観重要建築物に指定されている。



イ 利用実績

平成29年度の利用実績は、次の表のとおりであり、年間稼働実績は

9.0%である。

普選記念壇の利用実績（平成29年度事業報告書より）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	3	2	5	6	3	4	3	8	0	0	2	4	40
人数	180	150	515	502	210	2550	315	12,770	0	0	600	280	18,072

【意見】

400人も収容できる施設であるにもかかわらず、利用が年間で40件（稼働率 9.0%）しかない。小学生や園児の学芸会などに利用してもらえよう、積極的にPR活動をして、利用を促進することが望まれる。

(2) 奏楽堂

ア 施設概要

名 称	奏楽堂
申込場所	名古屋市緑化センター 2階受付
休館日	年末年始（12月29日～ 1月 3日）
使用時間	半日（9：00～12：00または13：00～16：30） 昼間（9：00～16：30） 夜間（17：30～21：00）
面 積	約3,860平方メートル
施設内容	明治43年に鶴舞公園で開催された第10回関西府県連合共進会の中心的施設として建設されたアールヌーボーを取り入れたイタリアルネサンス風の建造物。昭和 9年の室戸台風により大被害を受けたため取り壊されたが、平成 9年に築造当時の姿に復元された。 ステージ／対辺間12.7メートル、正八角形 約 500人収容可能（石段・芝生 100人× 5段） 電源／15アンペアコンセント 2個×二箇所 夜間照明／ステージ部分（夜間自動点灯22：00まで）



イ 利用実績

平成29年度の利用実績は、次の表のとおりであり、年間稼働率は7.2%である。

奏楽堂の利用実績（平成29年度事業報告書より）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	3	8	6	3	0	2	3	8	1	1	2	3	40
人数	1,100	612	423	420	0	26	85	12,350	20	5	950	920	16,911

【意見】

利用が年間で40件（稼働率 7.2%）はあまりに少ない。音楽サークルのミニコンサートなどで定期的に利用してもらえるよう広くPRするなど、稼働率を上げる工夫が必要と考える。

(3) 鶴々亭・百華庵

ア 施設概要

名 称	鶴々亭・百華庵
申込場所	名古屋市緑化センター 2階受付

休館日	年未年始（12月29日～ 1月 3日）
使用時間	半日（9：00～12：00または13：00～16：30） 昼間（9：00～16：30） 夜間（17：30～21：00）
施設内容	鶴々亭は、昭和 3年に、鶴舞公園で御大典奉祝名古屋博覧会が開催されたとき、名古屋材木商工同業組合が参考館として出展した木曽檜材の最高級品を使用した本格的数寄屋建築の茶室。 百華庵は、明治時代の建築物で市民より寄贈を受けて平成12年に移築された茶室。百華庵のみの貸し出しはしていない。



鶴々亭



百華庵

イ 利用実績

平成29年度の利用実績は、次の表のとおりであり、年間稼働率は39.5%である。

鶴々亭・百華庵の利用実績（平成29年度事業報告書より）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	16	21	23	14	17	26	23	23	24	10	18	10	225
（内百華庵）	1	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	2	9
人数	120	242	258	177	516	284	227	208	136	62	124	154	2,458
（内百華庵）	10	40	20	0	0	0	0	0	0	10	0	32	112

百華庵は6畳の茶室と水屋のみで、控室やトイレなどがない。そして、鶴々亭、庭、百華庵は、生垣等で囲まれており、控室、露地、茶室という一つの空間となっているので、百華庵のみの貸出は認めていない。

上記(1)から(3)の施設の使用料については、月ごとに「調定決裁書兼収納金出納簿」と「使用料徴収実績」にて報告がある。

【意見】

事業報告書には、有料公園施設（普選記念壇、奏楽堂、鶴々亭・百華庵）の使用料の集計に関する記載がない。使用料の収納業務を受託している以上、使用料の集計についても業務報告書にも記載することの検討も必要と考える。

(4) 有料スポーツ施設

ア 野球場

施設概要

名 称	鶴舞公園野球場
面 積	約6,100平方メートル

供用開始時期	昭和39年 4月 1日
予約管理	スポーツ・レクリエーション情報システムを利用
使用時間	早朝（日の出～8：00） 午前8：30～12：00 午後13：00～16：30 昼間8：30～16：30 薄暮17：00～日の入（3月のみ） 夜間17：00～20：30（別途照明料）（4月～10月）
施設内容	野球場 1面 ナイター施設あり



イ テニスコート

施設概要

名 称	鶴舞公園テニスコート
面 積	約7,200平方メートル
供用開始時期	昭和20年以前
予約管理	スポーツ・レクリエーション情報システムを利用

使用時間	早朝（日の出～8：00） 午前8：30～12：00 午後13：00～16：30 昼間8：30～16：30 夜間17：00～20：30（別途照明料）（3月～11月）
施設内容	砂入り人工芝（全天候型）4面 ナイター施設あり

ウ 利用実績

鶴舞公園野球場とテニスコートに関しては、指定管理業務が施設の維持管理業務のみであり、受付、使用料徴収業務は指定管理業務に含まれない。この受付使用料徴収業務については、市が公益財団法人名古屋市民みどりの協会と別途締結している有料公園施設（運動施設）受付及び名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営業務委託契約（後述）の業務内容となっている。

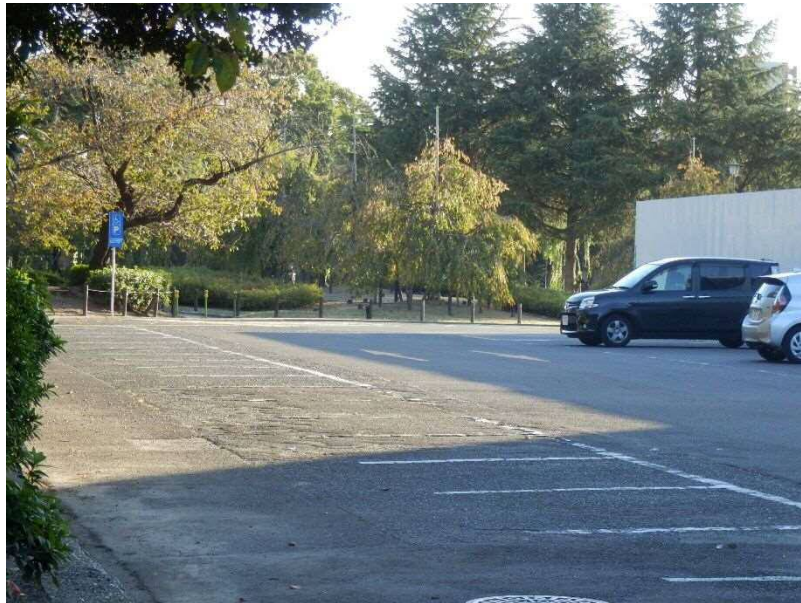
(5) 有料駐車場

ア 施設概要

名 称	鶴舞公園有料駐車場
主な施設	一箇所 97台分
使用料	大型車 1時間まで 600円 以降30分 600円 普通車 30分 180円 自二・原付 30分 100円

鶴舞公園駐車場に関しては、使用料の徴収も含めて指定管理の業務内容となっている。

ヒアリングによれば、みどりの協会が受領した金員について利用者に領収書を出し、毎日計算して翌日名古屋市の口座へ支払っているとのことである。



イ 利用実績

鶴舞公園駐車場使用料徴収実績表（29年度） （円）

大型車	普通車	自動2輪	現金合計	回数券	合計
51, 600	60, 014, 160	22, 200	60, 087, 960	20, 160	60, 108, 120

6 鶴舞公園多目的グラウンド（テラスポ鶴舞）

(1) 施設概要

名 称	鶴舞公園多目的グラウンド（テラスポ鶴舞）
設置条例	名古屋市都市公園条例
指定管理者	公益財団法人愛知県サッカー協会 指定管理期間 （平成30年 4月 1日～平成34年 3月31日）
運営期間	平成30年 4月 1日～
利用時間	8：30～21：30
利用可能日	1月 2日～12月31日
面 積	ウエストグラウンド 9,030平方メートル（120×77） イーストグラウンド 8,350平方メートル（112×76 200メートルトラックあり）
利用料金	平日 2時間あたり 12,000円 土日祝休日 2時間あたり 16,000円

	別途夜間照明電気料金が必要。 抽選後の空き予約の場合、 平日 1時間あたり 6,000円 土日祝休日 1時間あたり 8,000円
施設内容	多目的グラウンド（ロングパイル人工芝 2面） 管理棟（クラブハウス）※更衣室・マルチルーム等 夜間照明

名古屋市都市公園条例

(利用料金)

第13条の 3 有料公園施設のうち鶴舞公園多目的グラウンド及びテニスコート（東山公園のテニスコートに限る。）を利用しようとする者(以下この条において「利用者」という。)は、第18条の 2の規定によりこれらの施設の管理を行わせる指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第 2の 2に定める基準額に 0.7を乗じて得た額から当該基準額に 1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表 2の 2 (抜粋)

有料公園施設の名称	利用料金の基準額	
鶴舞公園多目的グラウンド(1面)	1時間	8,000円

(2) 指定管理者選定過程

鶴舞公園多目的グラウンドについては、非公募で公益財団法人愛知県サッカー協会を指定管理者としている。

ヒアリングによれば、本件施設は、PPP事業手法の一つである負担付寄附により、同サッカー協会が整備を行った後、市に寄附をした施

設であり、寄附後の施設の管理運営を当該団体が無償で行うことがその履行条件とされている。すなわち、指定管理料は 0円である。

愛知県サッカー協会は県内の代表的なスポーツ団体であり、サッカーを中心としたスポーツ事業の運営については、他に比類ないノウハウを持っていることから、非公募としたとのことである。

(3) 利用料金

従前の陸上競技場の使用料は、午前、午後それぞれ 4,600円とリーズナブルであったのに対し、多目的グラウンドは 1時間あたり 8,000円が基準となった（名古屋市都市公園条例13条の 3別表第 2の 2）ので、午前 3時間利用する場合、24,000円となる。

【意見】

市が行うべき施設管理運営業務を、民間活力の利用により、指定管理料 0円で行わせることができる点では経済的であり評価できる。

再整備前と利用料金が異なっているが、新たにクラブハウスができたことや土のグラウンド 1面から人工芝のグラウンド 2面になったことなどグレードアップに起因するものであるとのことであり、平成30年4月から12月までの利用率（69.2%）は、再整備前である平成28年度の利用率（64.9%）よりも高くなっている。

他都市の同程度のグレードの施設に比べて高額とはいえないとのことであるが、本施設については、今後の利用実績や収支実績を見ながら利用料金が適切であるかを随時検討することが必要である。

7 公園案内センター

(1) 概要

公園案内センターは鶴舞公園内にある。公園案内センターで行っている主な業務は、使用料の収納、利用者登録申込受付事務、団体及び利用者登録の入力作業、抽選申込データ入力作業等である。そのほか、システムの運営業務を土木事務所などと連携を図りながら遂行し、名古屋市職員等を対象としたシステム端末操作等研修の企画、開催したり、名古屋市内の各公園及び有料公園施設等の情報を「公園案内セン

ターNEWS」等で発行したりしている。

受付時間は、平日が 9時から12時、13時から16時45分、日曜日は 9時から12時30分、休業日は土曜日、祝日、休日及び年末年始（12月29日から 1月 3日）である。

(2) 公園案内センター内の業務

市は、公益財団法人名古屋市みどりの協会と「有料公園施設（運動施設）受付及び名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営業務委託」契約を締結し、公園案内センターで業務を実施している。

主な業務内容は大きく分けて次の①から⑤である。

- ① 公園案内センター運営業務
- ② 公園案内センター等の維持管理業務
- ③ システム運営業務
- ④ スポーツ・レクリエーションに関する統計資料の作成
- ⑤ 有料公園施設使用料の収納事務

ア 有料公園施設（運動施設）受付及び名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営業務委託

ア) 契約金額

168,653,377円（年額33,615,750円。予定価格の99.9%）

※ 平成26年 4月 1日変更契約。委託金額を年額34,576,200円へ変更（消費税率の改正に伴うもの）。

※ 平成27年度の委託金額（年額）を34,012,893円に変更。（平成28年、29年分の金額を33,224,267円に変更）。

※ 平成27年 9月18日変更契約（光学式文字読取装置管理運用費の減額（リースの終了）によるもの）

イ) 契約手続

i) 公募型プロポーザル

この業務は、公募型プロポーザルを経て、公益財団法人名古屋市みどりの協会と契約（随意契約）したものであり、平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで（地方自治法 234条の 3に基づく）の

長期継続契約である。

地方自治法

(長期継続契約)

第 234条の 3 普通地方公共団体は、第 214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 167条の17 地方自治法第 234条の 3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234条の 3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

(1) ・ ・ (略) ・ ・

(2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの

ii) プロポーザル方式をとった理由

本業務は、公園案内センターにおける利用者サービスの向上への取り組み、クレーム対応や接客等の業務に加え、各区において、同様の業務を行っている土木事務所との連携調整の統括を行

うとともに、効率的かつ円滑なシステム運営を行う必要があることから、プロポーザル方式を採用したとのことである。

iii) 過去の監査（平成22年度包括外部監査）での意見と改善

平成22年当時、随意契約によって、本業務を(財)名古屋市みどりに委託していた点について、平成22年度包括外部監査の結果報告書においては、下記のような意見がなされていた。

記

実際、システム利用を考えると、(財)名古屋市みどりの協会内で、他の業者が当該システムを利用することは困難である。また、他の業者の関与が難しいため、予定価格を算定する場合も他の業者と価格比較をすることはできない。このような業務内容は他の業者が実施することも可能だと思われるが、システムの設置場所が(財)名古屋市みどりの協会内にあるということを考慮すると(財)名古屋市みどりの協会との契約しか考えられないという結果になる。システムの構築・運営は一度決定すると長期に渡るため、契約の変更等は困難である。現在、随意契約の見直しを行っていることから、当該契約についても他の業者への移管が可能かどうかの検討が行われているということであるが、実際問題として、システムを変更し、設置場所を(財)名古屋市みどりの協会以外の場所にするなどの抜本的な変動がない限り随意契約の見直しは難しいと考える。当初の契約の是非が問われる問題であり、今後、契約の見直しを行う場合には、長期的な運用可能性も考慮に入れ、検討を行うことが望ましい。

この点については、システム端末の設置場所は公園案内センター内のほか、土木事務所や東山公園テニスセンター、教育委員会所管のスポーツセンターなどの市の施設であり、他の者が受託したとしても業務は可能な状況であった。また、公園案内センターを公益財団法人みどりの協会の建物外へ移動したとのことであ

る。

そのため、当監査での意見に対しては、改善が図られたものと思われた。

ウ) 収納実績

公園案内センターの収納実績は、次の表のとおりである。

年度別収納金額

(単位：円)

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
32,773,200	33,364,600	34,340,400	35,844,950	35,314,850

収納実績は、平成29年度に若干減少したものの、おおむね増加傾向にある。

また、日曜日収納実績（平成29年度事業報告書）を見ると、日曜日に窓口対応をしている効果が出ており、利用者へのサービス向上が認められた。

日曜日収納金額

(単位：円)

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2,540,800	3,592,400	4,329,800	4,403,250	5,231,500

エ) システム運營業務

野球場、テニスコートなどについては、スポーツ・レクリエーション情報システムを利用して予約を受け付け、抽選して利用者を決めることができる。業務支援端末は、公園案内センター、緑地管理課および土木事務所等に設置されており、利用者端末は、公園案内センター、土木事務所、東山公園テニスセンターに設置されている。

利用者の抽選申込はインターネットやOCR用紙を利用して行っている。

当該システムは市が所有しており、プログラムの改修が必要な場合には、市が予算を組んで支出している。鶴舞公園内のみならず、市内のテニスコート、野球場、陸上競技場、ゲートボール場、球技場および室内広場の予約受付ができる。

利用者登録、抽選申込のデータ入力などのほか、市職員に対するシステム端末操作を含む研修の企画・実施も委託業務に含まれる。

オ) スポーツ・レクリエーションに関する統計資料の作成

委託業務の中にスポーツ・レクリエーションに関する統計資料の作成という項目があるが、電話、来客対応や利用者登録の件数など受付に特化した資料となっている。これは、施設ごとの利用実績などは業務支援端末にて確認できるからである。

カ) まとめ

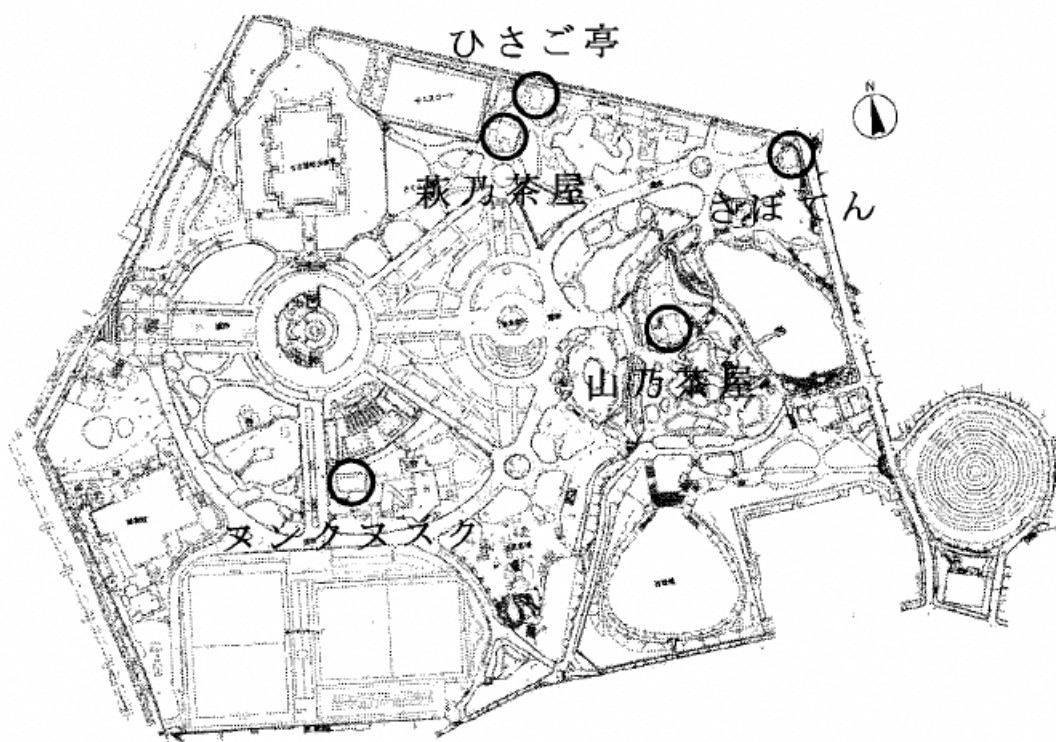
事業報告書には、課長 1名、主事 3名、契約社員 2名、臨時職員 3名で合計 9名とある。(ただし、現場組織票によれば、業務代理人(1名)、副業務代理人(2名)、業務従事者(5名)の8名体制である。)

【意見】

- 1 業務の大半はシステム運営管理業務と受付・収納業務のみであり、人員が9名も必要かどうか疑問である。業務下請負届の下請予定金額によれば、平成27年度は 1,494,547円、平成28年度は 1,011,571円、平成29年度は 873,504円であるので、そのほかに水道光熱費等があるにせよ、年間33,224,267円の業務委託費からすれば、人件費の割合がかなり高額であり、人件費の相当性を検討することが必要と考える。
- 2 OCRについては、撤廃を検討したこともあるようであるが、団体の予約に便利であるなどの理由で、その利用が維持されたとのことであった。利用者の中には、自宅等にインターネット環境を持ち合わせていない方やPC操作に不慣れな方がいるため、利用者の利便性を考慮のうえ、抽選申込書による受付も継続して行っているとのことであるが、将来的にはPC上で利用者が入力したデータを利用して抽選する方法に一元化したほうが、簡便であるし、仕事の軽減にもなると考える。

8 鶴舞公園内の売店（飲食店）

名 称	営業時間・ 定休日	面積 (㎡)	使用料 (円／年)	1㎡当たり 使用料単価／年
① さぼてん	11:00～20:00 定休日なし	82.81	243,190	2,930
② ヌンクヌスク	11:30～18:00 定休日木曜	172.5	506,890	2,930
③ 萩乃茶屋	10:30～18:30 定休日木曜	233.5	739,440	3,160
④ ひさご亭	9:00～17:00 定休日木曜	129.4	410,800	3,160
⑤ 山乃茶屋	不定	131.99	417,120	3,160





さぼてん



ヌンクヌスク



ひさご亭



萩乃茶屋



山乃茶屋①



山乃茶屋②

(1) 使用料

売店（飲食店）は 5つあり、その場所は上記のとおりである。いずれも市から設置許可を得て店舗を建築し、営業しているものである（都市公園法 5条 1項）。設置許可の使用料については名古屋市都市公園例12条で規定しているが、具体的な額は、「別表第 2 使用料」の 1

において、規定されている（なお、名古屋市都市公園条例施行細則 8 条の 2 第 1 項で、別の基準が規定されているが、「条例別表第 2 の 1 の項にかかげる額の最高額に当該公園施設の面積を乗じて得た額を限度として」となっており、使用料が条例で定める金額を超えることはない）。他方で、名古屋市財産条例 7 条 1 号によれば、土地の使用に係る使用料の月額、当該土地の適正な評価額に 1,000 分の 3 を乗じて得た額を下らない額の使用料を納付しなければならないとされている。鶴舞公園内の土地の適正な評価額は不明であるが、当該地域の平成 30 年の公示地価と基準地価を参考としてこれを適正な評価額とするならば、鶴舞地域の平成 30 年の公示地価、基準地価の平均は 1 平方メートルあたり約 35 万円であるから、名古屋市財産条例の定める最低基準額の月額は、約 35 万円に 1,000 分の 3 を乗じた約 1,050 円である。

すなわち、鶴舞公園内で設置許可を受けた場合の使用料は 1 平方メートルあたり 1 年につき約 12,600 円（1,050 円×12 月）以上 21,000 円以内でなければならない。

名古屋市都市公園条例	
(使用料)	
第12条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。)を利用しようとする者は、別表第 2 に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。	
都市公園条例（別表第 2）	
区分	使用料の額
1 公園施設を設ける場合	1 平方メートル 1 年につき 21,000 円以内
	1 平方メートル 1 月につき 5,400 円以内
	1 平方メートル 1 日につき 2,400 円以内
	ただし、公募の方法により公園施設を設ける場合

	は、この表に定める額に45を乗じて得た額以内の額とする。
名古屋市都市公園条例施行細則 (使用料の額) 第 8条の 2 公園施設を設ける場合の使用料の額は、条例別表第 2の 1の項に掲げる額の最高額に当該公園施設の面積を乗じて得た額を限度として、次の各号に掲げる額とする。 (1) 年額 名古屋市財産条例(平成15年名古屋市条例第56号)第 7条第 1項第 1号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額 名古屋市財産条例 (使用料) 第 7条 行政財産の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定める額の使用料を納付しなければならない。 (1) 土地の使用に係る使用料の月額は、当該土地の適正な評価額に 1,000分の 3を乗じて得た額を下らない額	

(2) 設置許可施設

ア 都市公園法が、公園管理者以外の者の公園施設の設置等を認めているのは、「当該公園管理者らが自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」あるいは「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの（同法 5条）」については、公園管理者以外の者に設置管理することが、公園の設置目的に適うからである。

しかし、現地には自宅兼店舗であってしばらく営業していない様子の施設（店）があった。日常的に営業していない店は、花見や祭など来客数が多い時期にのみ開店すると思われるが、そのような利用方法の場合、単に自宅の敷地として貸しているのと同様であり、敷地内の行政財産の使用を許可した法と条例の趣旨に鑑みて適切でないと考え

られる。

また、鶴舞駅近郊の家賃相場は 2LDK（居住用）で月額10万円前後であることからすれば、各店舗の使用料は非常に低廉である。

そこで、次のように考える。

【意見】

設置許可を得て公園の利便性を向上するのみならず、営利行為を行うという観点からは、来客が少ない平日に必ず開店することを求めるのは酷な場合もあるが、特段の事情がないにもかかわらず日常的に営業していない店舗については、可及的に営業を行うように重ねて指導すべきである。仮に、公園利用者の利便性向上のために当該施設の設置を許可したにもかかわらず、その目的を達することができないほどに至った場合には、次年度以降の設置許可をしないという選択をすることも必要と考える。

【意見】

各施設の使用料が、近隣の賃料相場に比して非常に低廉であるので、賃料か使用料かという違いはあるが、設置者が居宅兼店舗として利用している実態に鑑み、引き続き営業を継続し、公園施設としての役割を全うできる範囲で使用料を増額することが適切であると考ええる。

9 なごやかベンチ事業

(1) 事業概要

寄付者からメッセージ付きのベンチを寄附してもらう事業である。

平成24年度に鶴舞公園で募集後、平成25年度には中村公園、平成26年度には名城公園で募集を始めた。当初は期間を設け募集をしていたが、現在は全区公園を対象に随時募集を行っている。

引き続き全区で募集していくとともに、鶴舞公園や中村公園のように特定の公園をピックアップし、重点的に寄附を募るようなメニューを考えていく予定とのこと。

平成30年現在、鶴舞公園で募集がなされている。

(2) 第1期募集

ア 第1期募集概要

(期 間) 平成25年 2月 1日～平成25年 6月28日

(対 象) 鶴舞公園

(基 数) 30基

イ 募集結果

(申込み) 50基

背有り：44基 ￥8,580,000－

背無し：6基 ￥870,000－

(3) 防災かまどベンチ

平成30年 2月以降になごやかベンチ事業の寄附メニューに、かまど機能の付いたベンチを追加した。通常の寄附ベンチと異なる点として、発災時に公園周辺の地域に当該ベンチを使用してもらうため、設置条件に地域へ設置の確認・調整を設けているが、その他の受付手順・設置方法、ベンチの選定などは、従来の寄附ベンチと変わらないとのことである。

(4) 普選記念壇ベンチの寄付事業

平成30年度には、普選記念壇の寄贈90周年を記念し、普選記念壇前の古くなったベンチをリニューアルし、より快適に使用してもらうため、寄附を募っている。募集期間は平成30年 4月 1日から平成30年 8月31日まで、募集基数91基のところ、55基の申込みがあった。平成30年夏頃からベンチの設置工事を行っており、平成31年 3月頃完成の予定とのことである。他のなごやかベンチと同様にメッセージプレートを取り付けたベンチを設置するものである。

10 自主事業

(1) 自主事業への転換

公益財団法人名古屋市みどりの協会は、指定管理業務のほかに、鶴舞公園内で自主事業を行っている。平成29年度の自主事業は次の①から⑱のとおりである。

① 他施設と連携して桜フォトコンテストの開催

- ② ヒマラヤスギのクリスマス装飾、正面花壇に鶴のイルミネーションの実施
- ③ オータムフェスティバルを実施。普選記念壇を会場に夜店コーナーや親子映画会、市民音楽祭を開催
- ④ 昭和区の区の花「ハナショウブ」の普及啓発を目的とした栽培講習会を年 3回開催
- ⑤ 「ボランティア緑友 168会」、「ボランティア園芸活動団体」、「鯉城学園園芸部」への鶴舞公園の花壇提供
- ⑥ 花による魅力アップ策としてバラが咲いていない期間のバラ園でヒマワリを栽培
- ⑦ 緑化センター内に自動販売機を設置
- ⑧ 昭和区トワイライトスクール（8校合同）への工作教室実施
- ⑨ 市民参加型の門松づくり実施
- ⑩ 鶴舞公園グッズ販売
- ⑪ イベント時ビアガーデンやキッチンカーの誘致
- ⑫ みどりの発見ネット（名古屋市みどりの協会連携ネット）による「環境データなごや2017」の参加
- ⑬ 名古屋市内の茶席がある10施設でお茶会スタンプラリー実施（年2回）
- ⑭ 木曽三川なごや花ネットスタンプラリー参加 年 2回
- ⑮ A E L ネット（愛知県環境学習連絡協議会）スタンプラリー参加
- ⑯ ビーガングルメ祭りを実施
- ⑰ B R I T I S H C L A S S I C C A R M E E T I N G
2017クラシックカーイベントを実施
- ⑱ 園芸農家をめぐる見学会の実施

指定管理業務は 4年間続くので、まずは 4年間の進め方を企画し、個々の内容については年度ごとに協議をして進めているとのことである。

例えば、「秋まつり」は従来指定管理業務に含まれていたが、新たな指定管理期間である平成30年度からは自主事業となったとのことであ

る。自主事業として何を行うかは、年々の企画内容によって異なっている場合もあるとのことである。

(2) 自主事業と指定管理業務との区分

前年度まで指定管理事業として行っていた事業をある年から自主事業とすることは、民間ノウハウの活用、民間への移行という視点からは望ましいとも思われるが、指定管理者の都合によって、従来指定管理業務としていた事業を継続しないということも想定される。

【意見】

市民にとって必要なイベントかどうか、財源はどうするかなどの要素から、自主事業化の是非を慎重にすべき場合があると考えられるが、指定管理事業を自主事業に変更する際の基準があいまいであると判断が恣意的になるおそれがあるので、一定の基準が必要である。

なお、平成30年度より「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を定めたとのことであり、今後はこの基準に照らして、適切に判断することが必要と考える

第6 その他

公園に関する事業として、次の2つを紹介する。

1 緑の協働事業実施業務委託

(1) 内容

市内の公園緑地等において、市との協働により緑のまちづくり活動を行う市民活動団体の育成支援や市民参加の裾野の拡大を目的とした講習会・普及啓発等の業務を委託するものである。

(2) 契約期間

平成28年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

※ 契約開始：平成18年度

委託金額

金19,677,600円（予定価格の99.9%）

※ 平成29年 5月29日付で変更契約あり

増額変更額：19,882,754円（206,154円増額）

増額理由：平成29年 3月から適用する公共工事設計労務単価
等の適用にかかる特例措置による増額変更

(3) 受託者

公益財団法人名古屋市みどりの協会

契約手続

ア 随意契約（地方自治法施行令 167条の 2第 1項 2号）

地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の 2 地方自治法第234条第 2項の規定により随意契約によるこ
とができる場合は、次に掲げる場合とする。

・・(略)・・

二・・・その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをす
るとき。

イ 随意契約の理由は下記のとおりである。

記

当該事業の遂行にあたっては、本市の緑化推進事業を理解してい
るだけでなく本市全体において展開されている多様な緑のまちづく
り活動・協働事業等に対して適切な情報提供及び指導等を、本市と
連携のもと総合的に行うことが必要不可欠である。

公益財団法人名古屋市みどりの協会は、地方公共団体と連携して
緑地の推進に関して適切な指導等を行うことができることから、市
民・企業・行政を結ぶ中間支援組織であることが認められ、都市緑
地法に基づき「緑地管理機構」の指定を受けた県内唯一の公益法人
である。

よって、本業務を適切に履行できる団体として選定する。

公益財団法人名古屋市みどりの協会

任意団体としての鶴舞公園振興協会を発展的に改め、財団法人古屋
市公園緑地協会として、昭和57年10月 1日設立されたものであり、その

後、平成12年 4月 1日に、解散した財団法人名古屋市都市農業振興協会が残余財産を寄付する形で統合されて、財団法人名古屋市みどりの協会に名称変更をしたものである。

そして、平成16年 1月30日に、緑地管理機構として指定を受けていたが、平成29年の都市緑地法により、みどり法人として認定を受けている。

【意見】

公益財団法人名古屋市みどりの協会が市と協力して、本事業を展開してきたことは理解できる。

ただ、従来の取組みを更に発展させることもありうるのであって、必ずしも「競争入札」に適さないものであるとして、今後も、随意契約を続けるのではなく、公募型（提案型）の契約手続を試みることも検討する必要があると思われる。

2 なごや西の森づくり感謝祭企画運營業務委託

ア 内容

都市緑化の普及啓発及び市民・企業・行政のパートナーシップによるみどりのまちづくり活動の推進を目的として戸田川緑地で実施する「なごや西の森づくり感謝祭」の企画及び当日の運營業務。

イ 契約期間

平成29年 8月22日から平成29年12月22日まで

契約開始：平成24年度

ウ 委託金額

金 2,992,680円

（平成29年11月21日：変更契約にて金 139,070円減額）

エ 受託者

公益財団法人名古屋市みどりの協会

オ 契約手続

ア）随意契約（地方自治法施行令 167条の 2第 1項 6号）

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の 2 地方自治法第234条第 2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

・・(略)・・

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

イ) 随意契約の理由

随意契約の理由は下記のとおりである。

記

「緑の協働事業実施業務委託」と密接に関連する付带的業務であり、公益財団法人名古屋市みどりの協会は、なごや西の森づくり活動に関し、将来契約、活動方針、人材育成など継続的支援を行い、市民団体とともに協働で事業を行ってきている。また、昨年度まで17回にわたり開催されてきたなごや西の森づくり植樹祭及び感謝祭においても、当該団体の公益事業として継続した費用を負担し関わっており、今回の協働催事開催において、それらの成果を生かすことは必要不可欠なものである。これらのことから、「緑の協働事業実施業務委託」の業務を履行し、西の森づくり事業に継続的に支援している公益財団法人名古屋市みどりの協会に本業務を委託すれば、期間短縮、経費節減ならびに業務の円滑な実施が確保できる。

【意見】

市においては、本事業についても、「緑の協働事業実施業務委託」と同様、競争入札に適しないと考えている面もあるが、「緑の協働事業実施業務委託」と密接に関連する付带的業務緑化事業であるとして、随意契約を選択していくと考えられる。

ただ、「緑の協働事業実施業務委託」自体が随意契約により契約しているものであり、そのことが随意契約を適当と認める理由になるのであれば、一旦随意契約を締結してしまえば関連する事業はすべて随意契約を締結できることにもなりかねない。

そのため、過去の事業形態にとらわれず、「緑の協働事業実施業務委託」とは、別の者が業務をすることができないのか、本事業についても、随意契約を続けるのではなく、公募型（提案型）の契約手続を試みることができないか、などを検討する必要があると思われる。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成31年 2月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1443号	草川工業 (株)	草川 晃吉	名古屋市北区鳩岡二 丁目 1番 4号	平成31年 1月16日
第1444号	(株)グロー ウィンオ ール	宮崎 泰任	大阪府大阪市港区磯 路三丁目24番地11	平成31年 1月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 3号の規定により公告する。

平成31年 2月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 903号	㈱三幸	酒井 義秋	愛知県安城市高木町 下屋敷 2番地	平成31年 1月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成31年 2月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第1011号	幸村建設 (株)	幸村 慎一	幸村 智里	平成31年 1月29日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1332号	快成設備 (株)	名古屋市中川区 柳島町 4丁目63 番地	名古屋市中川区 柳島町 3丁目49 番地の 4	平成31年 1月11日
第 865号	(株)ウォー ター工業	名古屋市長区桶 狭間上の山2920 番地	愛知県豊明市杣 掛町金山 5	平成31年 1月29日
第1172号	(株)アクア アース	名古屋市長区瑞穂区 惣作町 3丁目49 番地	名古屋市長区瑞穂区 里三丁目 287番 地	平成31年 1月29日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成31年 2月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成31年 2月20日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第 8号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第 9号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第10号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可取消願について

第11号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第12号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第13号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第14号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第15号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第16号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選定について

名古屋市農業委員会事務局農政課